

第百六十二回国会
衆議院
法務委員會
議 録 第 七 号

平成十七年三月二十九日(火曜日)

午後二時四十一分開議

出席委員

委員長 塩崎 恭久君

理事 田村 憲久君 理事 平沢 勝栄君

理事 吉野 正芳君 理事 津川 祥吾君

理事 伴野 豊君 理事 山内おさむ君

理事 漆原 良夫君

理事 井上 信治君 大前 繁雄君

左藤 章君 笹川 堯君

柴山 昌彦君 谷 公一君

早川 忠孝君 松島みどり君

三原 朝彦君 水野 賢一君

森山 眞弓君 加藤 公一君

河村たかし君 小林千代美君

佐々木秀典君 榎井 良和君

辻 恵君 松野 信夫君

松本 大輔君 江田 康幸君

富田 茂之君

法務大臣 南野知恵子君

法務副大臣 滝 実君

法務大臣政務官 富田 茂之君

政府参考人 (内閣官房司法制度改革推進室長) 本田 守弘君

政府参考人 (警察庁生活安全局長) 伊藤 哲朗君

政府参考人 (警察庁刑事局長) 岡田 薫君

政府参考人 (総務省自治行政局長) 武智 健二君

政府参考人 (法務省大臣官房司法法制部長) 倉吉 敬君

政府参考人 (法務省人権擁護局長) 小西 秀宣君

政府参考人 (法務省人権管理局長) 三浦 正晴君

政府参考人 (外務省大臣官房国際社会協力部長) 神余 隆博君
法務委員会専門員 小菅 修一君

三月二十九日

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案 (内閣提出第七七号)

同月二十五日

共謀罪の新設反対に関する請願(佐々木秀典君紹介)(第四九六号)

同(東門美津子君紹介)(第五八〇号)

借地借家法の改悪反対に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第六二八号)

同(石井郁子君紹介)(第六二九号)

同(穀田恵二君紹介)(第六三〇号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第六三一号)

同(志位和夫君紹介)(第六三二号)

同(塩川鉄也君紹介)(第六三三号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第六三四号)

同(山口富男君紹介)(第六三五号)

同(吉井英勝君紹介)(第六三六号)

は本委員会に付託された。

三月二十五日

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(群馬県笠懸町議会)(第四九七三号)

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(埼玉県長瀨町議会)(第四九七四号)

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(埼玉県東秩父村議会)(第四九七五号)

人権侵害救済に関する意見書(長野県信濃町議会)(第四九七六号)

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(兵庫県香住町議会)(第四九七七号)

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(鳥取県淀江町議会)(第四九七八号)

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(鳥取県大山町議会)(第四九七九号)

人権侵害を効果的に迅速に救済する人権擁護法の制定を求める意見書(徳島県牟岐町議会)(第四九八〇号)

「人権侵害救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(高知県吉川村議会)(第四九八一号)

「犯罪被害者等基本法」の内容の早期実現を求める意見書(甲府市議会)(第四九八二号)

犯罪被害者等の権利と被害回復制度の確立を求める意見書(鳥根県議会)(第四九八三号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案 (内閣提出第七七号)

裁判所の司法行政、法務行政及び檢察行政、国内治安、人権擁護に関する件

○塩崎委員長 これより会議を開きます。

裁判所の司法行政、法務行政及び檢察行政、国内治安、人権擁護に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房司法制度改革推進室長本田守弘君、警察庁生活安全局長伊藤哲朗君、警察庁刑事局長岡田薫君、

総務省自治行政局長武智健二君、法務省大臣官房司法法制部長倉吉敬君、法務省人権擁護局長小西秀宣君、法務省人権管理局長三浦正晴君、外務省大臣官房国際社会協力部長神余隆博君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○塩崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○塩崎委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。三原朝彦君。

○三原委員 自民党の三原です。

先ほどの本会議の辻弁護士さんの元気のいい声を聞きました。議員で弁護士さんで、ああいう人が社会にどんどん出てくると司法界も元気が出るかなんて思ったりもしましたけれども、どうなんでしょうね。いらつしやいますか。褒めてやっていくのにきていないというのはけしからぬね。休んじやだめだよ、あんなエネルギー使っちゃって。私がきょう質問したいことは、来年から新しい司法試験で、法科大学院を出た人が、法学部を出た人は二年間でいいからというので、来年から試験がありますよね。それで、そのことについての質問をちよつとさせていただきたいと思ってるんですが、それというのも、地元に戻りますと、二月の終わりに司法試験委員会が大体九百人から千人ぐらい合格者をしましよなんというようになことを言ってる、それでやはり、一生懸命勉強している人やそこで教えている人たちが、えつといつて驚いたわけですよ。

だから、見てみたら二千三百人ぐらいが法学部出身かな、そのうち千人だったら四割ぐらいしか通らない。それを称して詐欺とは言わないが、もうちよつと元気になるように、もうちよつと試験

を通るように、教える側も頑張ろうし、試験を施行する側も大いに配慮も必要でないか、こう思っていたところが、やはり地元で教えている側の先生たちが、我々が一生懸命やつても初めからそんな数を決められたのでは、何のために新しい司法制度のもので、平成十三年に司法制度の審議会があつて、新しくこの世の中を、司法界も変化させましようという中でやつてきたのに、そこに入っていく人たちに大変なことになるじゃないか、そういうことで陳情がありました。

あとは、法科大学院に行っているという人からもメールなんかも来まして、じゃ、私たちはどういうことをやればいいんだと。教えてもらっている先生を信頼して、そこを一つ一つクリアしていけば自分も望んでいた司法界に入れるはずだ。ところが、初めから何か九百人、千人で、それ以外はだめなんという、そんなことが許されていいんだろうかということだったものですから、それは確かに、私も若かったら、そういうことにチャレンジしたとしたならば、ちよつとそれは、初めからそういうことを、扉をつくつてしまつて、障害物レースみたいに、ある程度の人以外はだめというようなことは、これはいかなものか、こう思つたものだから、きょうはその質問を私はしようと思つて、それで来た次第であります。(発言する者あり)そうですよ。ふだんは後ろにばかり座っているから、たまにはちよつと一言言わないと、辻さんに存在価値がなくなつてつづぶされちゃ困るしね。それで来たわけです。

それで、今言いましたように、試験を受けようとする人の不安の第一は、新しい試験は文字どおり初めてのことで、どれほどの難易度なのか、そしてまた試験の質や量はどんなものなのか、それはわからないですよ。今までの旧来の司法試験だったから、やはりどういふことを勉強しておつて、それで自分が試験を受けた後でも通つたか落ちたか、実は私も一遍三カ月で勉強してすぐ落ちちゃつたんだけれども、それで通るわけないんだが、そういうことを考えたら、難易度とか質とか

量とか、そういうことも大体わかりますよね。大受を受けるときの模擬試験みたいなものです、そういうのはわかるんです。

ところが、今度のばかりは新しいことだから、それもいろいろ、この法科大学院の教育の法律の中に、一条、二条あたりはなかなかいいことが書いてありますよね。それのつとつて試験をするんでしようから、二年間きちんと学習して、まじめに、そして先生の言われることを理解してやつておけば通るはずなのに、それでも四割しか通らないと初めから言われたのでは、これはやはりそれを、うん、そうですねと言わけにはいかないし、そのために我々は予算措置もしてお金もどしどし、今厳しい財政状況の中でもやつたわけでしょう。そうしたら、そういう初めから九百人、千人というのはいかなものか、こう思うわけがあります。

そこで、司法界、裁判官になる、検事になる、弁護士になるという人たちは、人物的にも、やはり人格形成もそれにふさわしい人じゃなきゃいけないし、また知的レベルも高くなきゃいけない。そして、そういうレベルまで来ておけば通る、こういうことになるんだけれども、そこどころでどうして八百人、九百人なんて、もしかしたら、レベルがぐつと今までの旧来の司法試験を受けている人よりも高い人が来ているかも知れない。まして、去年の四月から来た人は社会人が大体半分ぐらいなんでしょう。

それはやはり志が学生の流れと違って、家庭を持ったりなんかしながらでも、すべて犠牲にしても頑張ろう、こういう人だったら、私はその意気込みだつてさらに違うと思いますね。そういう人に初めから障害をもたして、九百人、千人以外はだめですなんというのは、私はやはり理解できないんですが、そのところはどういふふうに考えておられますか。

(委員長退席、田村(憲)委員長代理着席)
○倉吉政府参考人 ただいま委員からお話がありましたとおりでして、全国のロースクールに社会

人、お医者さんとか、企業に入ってからまたこちらを志したといったような、さまざまバックボーンを持った方が入つてきておられると伺つております。私どもとしても、そういう方にぜひ法曹の道に進んでいただいて、そして法曹がより多様な層を持つて質的にも量的にも豊かになつてもらいたい、こう考えているところでございます。先ほど、司法試験委員会が合格者の数を発表したというお話がございましたが、これはあくまでも一応の目安でございまして。委員会の方でも概括的な数値であるということを繰り返して断つているところでございまして。

なぜ司法試験委員会がこういう数字を出したかということなんです、御承知のとおり、平成十八年から新司法試験と現行の司法試験、これは旧司法試験と呼びますが、新旧司法試験が並行して行われます。そうすると、今勉強している皆さん方が進路選択に当たつてどちらを行けばいいんだらうかということについて、ある程度の目安は与えなければいけないだろうということが一つございまして。

それからもう一つ、この二つの試験は時期も違ひまして、採点の時期、発表の時期も皆違ひます。試験問題も全く異なります。そういうことから、この両試験が円滑に進むためにも、ある程度の目安を出しておかなければいけない、こういうことがございました。そこで、司法試験委員会では、さきに発表したとおりの、おおよその目安を出したわけでございます。

司法試験というのは、あくまでも、法曹となろうとする者に必要な学識と応用能力があるかどうか、これを判定するための国家試験でございまして、その合格者というのは、司法試験審査委員の合議による判定に基づいて司法試験委員会が決定する、こうされております。

先ほどの、司法試験委員会が発表した数値というのは概括的な数値でございまして、決して確定的なものとして決定されたわけではございません。実際の試験結果に基づいて当然に変動し得る、

このように考えております。

○三原委員 司法制度改革審議会の平成十三年度に出されたものでも、それには修了者の相当程度、例えば約七、八割程度が新司法試験に合格できるよう、こう書いてあるんですね。そういう言い方なら、せめて、より具体的に言うんだつたら、それに沿うようにして教育者も頑張つてもらいたいし、我々も、それに沿うぐらゐの合格者が出てほしいと思ひますみたいなことを言えはいい、私は心も優しいなと思うけれども、司法試験の委員会は初めから九百、千なんといつたら、何か血も涙もないような、そういう人が委員会の委員ですか。だから、そういうところは私はもうちよつと配慮、考慮すべきなんじゃないかと。

だから今、倉吉さんが言われた説明では、まあ一応の目安で、そんなことは決まっていますよ、こう言うんだつたら、いや、もともと七、八割のところを何とかみんな頑張つてもらいたいし、うちもしたいと思ひますと言つてもらふのが司法試験の委員会の、これは人としての道じゃないですか。どうでしょう。

○倉吉政府参考人 ただいま七、八割の話がございましたが、こはもう何度でもこの席でも私、御説明しているかと思ひますけれども、法科大学院を卒業した者、そしてその七、八割が司法試験に合格できるような、そういう充実した教育をしてほしい、そういうことをあの審議会の意見書は書いておりまして、これはあくまでも教育内容、教育方法について書いたものでございます。

ただ、それは申しまして、おっしゃることはよくわかります。お気持ちもよくわかります。七、八割が合格するような教育をさせてくれるんだらう、それであればベースになるのが入学者の数になつてしまふということかも知れませんが、ただ、審議会の意見書には、ロースクールでは厳格な成績評価とそして厳格な修了認定が行われることが前提であるということが、これも明記されているわけでございます。

今度の新しい法曹養成制度と申しますのは、

ロースクールを中核といたしまして、ロースクールと司法試験そして司法修習というのをプロセスとしての法曹養成としてつないでいくということが大前提になっております。ロースクールの方で入学した者が仮に全員卒業していくのが当たり前だということになれば、そこは全部スルーになってしまっていて、プロセスとしての法曹養成と言うことはできないだろうと、これは思っております。

ただ、最初に申し上げましたが、優秀な方、あるいは外からいろいろなバックボーンを持って入ってきておられる方、そういう方がたくさん入ってきておられるということはよく承知しております。そういう方にはぜひ合格してほしい、少しでもそういう方がたくさん入れるように、そういうふうな、後ほどまたお尋ねになろうかと思いますが、司法試験の問題も変えておりますし、それからロースクールの教育におきまして、実務の教官を派遣する、こういうことをして、できるだけ中核となるロースクールを前提として、これと有機的連関を持たせた司法試験になるように努力を重ねていくところでございます。

○三原委員　ことわざというか言い方に、丸い豆腐も切りようじゃ四角、物も言いようで角が立つ、こう言うでしょう。それと同じことです。だから、物の言い方も、初めからちゃんと切ったように九百、千人でどうですなんて、バナナのたたき売りじゃないから、やはり人の一生を決めることだから、言いようをもうちょっと考えてこの司法試験の委員会も言えよよかったね。

そんな、知的レベルが最も高い人が、人の心臓をとめさせるようなことを言わないで、やる人に勇気を持たせる、希望を持たせるような言い方を、私はこれは資格試験と思うから、落とすんじゃない、大学の入試じゃありませんから、席が決まっています、もうこれ以上の人は幾ら高い人でも席がないからまた来年来てねというのと、あるレベルより上に行けば、みんなあなたたちはこれから先司法界で頑張ってもらいますという、そうでなく

ても、例えば会社勤めしてもいいけれども法務部門で頑張ってみるか、NPOあたりでもっとリーガルマインドを持ってやらせてみるとか、そういうことをやるわけだから。このレベルより上に行っている人はみんな、これから先、道法精神をみずから発揮して社会でいろいろなことに貢献してくださいというところである以上は、何か落とすのが目標みたいな、そういう意識だけはやはり持つべきじゃないし、勉強する人の側にもそういうことの恐怖をもちたらしめるようなやり方というのは私はまずいと思いますから、そのところは大きい反省してもらいたいと思うし、いわゆる試験の先生方に言うておいてくださいよ、あなた。

しかし、私はこの新しいロースクール、法科大学院制度というのはすごくいいことだと思えます。これから先、事前でいろいろなことを決めていたのを、より自由なこととしていく。そうすると、自由になればそれだけやはり問題、トラブルが起これたりあつたか起これることはあります。そういうことを事後でちゃんとチェックをして、決められた法にのっとって物事をやっているかどうか、社会をフェアにしていこうと、リーガルマインドを持ってやってもらおうと人々をどんどんふやしていこう、こういうことは、私は、これから先の二十一世紀の我が国の国の形として正しいことだと思わなければならない。

だからこそ、私は、そういう人には法科大学院でちゃんとしたい教育をしてもらって、そしてできる限り多く、今度でも三年行く人も入れたら全部で五千六百人はいるんですね、五千五百九十人かな、六十八大学でそうなっていますから、そういう人たちのほとんどが、初めから七、八割と言わぬでも、資格試験ですから、レベルに行っておけば九割八分になろうと一〇〇%になろうと、それが六割になろうと私はいいと思うんです。

試行錯誤のうちに、最初の第一回目からどうなるかというのはそれは難しい。みんな一生懸命、

興味津々で見えていますけれども、時がたつにしたがつて、二年、三年、五年、十年になるうちに、大体このぐらいのレベルだったから資格試験にみんな通りますという。例えば、国家試験からいえば医学部の試験はそうすよね。医学部の試験は、あるレベルを通過しておけばみんな通してあげる。そのかわり、何か成績の悪い学年かなんかあるとだんと落ちちゃったんですね。僕は、僕らは、そうしたらそれでいいと思うんです。ちゃんと国

がその人に有資格者といつてやる以上は、ちゃんと威厳を持ったものでありながら、なおかつ社会に法律の専門家として貢献できるような人を出し、そのためにいろんなことは私はいいいことだと思ひ、そのためにいろんなことを、そんな七割、八割と言わないで、ある資格があれば、その人が明らかに法律の専門家として社会でやっていけるということになれば、それが九割になったって一〇〇%になつたっていいはずだと私は思っています。そのことをいま一度ちゃんと念頭に置いて、何のために法科大学院ができたかという、つまりそういうことなんだろう。だから、それを私は強く要望したいと思ひます。

次の質問に移りますけれども、ここでも何度かこの法科大学院のことに關していろいろ質問がありましたし、予算委員会でもあつたのをテレビで私も見ていたりしていたんですけれども、特に今度の、去年から入った人でも、ほぼ半分近くが社会人から、ではもう一遍自分で人生チャレンジしようとしてきた人がいます。家庭的に、例えば、ある瞬間だけでもうちょっと親のすねかじつてもという人もいるかもしれないが、そうもいかぬ、大学へ行くときだって奨学金で、一生懸命頑張ってアルバイトをして、それで会社に入つたけれども、弁護士志を捨て切れぬ、こういうのがあつたから入ろう、こうなつたとしたときに、今度は経済的な面でも、財政支援の面でも少しはされておりますし、ここでも議論がありました。

特に、例えば家庭を持っています子供さんいながらも、志は失いたくない、頑張ってみようとい

うことになつたようなときに、ここでは無利子の奨学金とか有利子の奨学金なんてありますけれども、こうやって勉強して社会に出れば、それによつて絶対に、その人たちがそそ法律を勉強するんだから借りた金は返すことは言われなくなつてやる、率先して進めるべき人たちがんだから、私は、この有利子の奨学金あたりでもっと枠を広げるような感じでやってみようようにすることが大切だと思ひます。

まして、今調べてみたら、私の住んでいる九州でも、福岡県は四つあります。長崎県はない。宮崎県もない。大分県もない。あと、沖縄、鹿児島、熊本、福岡はあるんですけども。福岡の人だったら選択の幅はありますよ、家からでも通えるとかあるけれども。では、今言った宮崎とか大分とか長崎の人が、さあ法科大学院に行こうといつたら、県を出なきゃいけない。そういう人たちは、例えば家族持ちだったりすると、この有利子奨学金だけでやっていけるかというと、常識的に考えてもできるわけじゃない。その程度ぐらいいまでもうちょっと配慮をするというようなことができなかったのか、こう私は思ひます。

例えば、福岡に住んでいて、九州大学の目の前が家だつたりなんかすると、それはもうラッキーということなんだろうが、そうでない人でも、志は、男子一たび学に志し郷関を出ず、学もし成らずんば死しても帰らず、骨を埋むるただ墳墓の地のみならんや、人生至るところ青山あり、そういう気持ちを持った人がやはりこういう法律の勉強しようというんだから、そういう面でもうちょっと懐の深い配慮というのができないんだらうかね。そのところをちょっと聞いてみたい。

○倉吉政府参考人　ただいま奨学金の話がございましたが、奨学金という問題はもろもろ御承知のとおり文科省が所管しております、これについて法務省の方で責任を持って答弁する立場にはございませんが、ただ、司法制度改革審議会の意見書には、それについて触れたいがございいます。そこをちょっと読んでみますと、「資力の十分で

ない者が経済的理由から法科大学院に入学することが困難となることのないように、奨学金、教育ローン、授業料免除制度等の各種の支援制度を十分に整備・活用すべきである。こうなっております、もちろん教育ローンというようになれば民間の力、こういうことになるのかもしれない。

私どもとしても、そういう今御指摘のありました社会人となってから来られた方、それで経済的にもいろいろ事情がある、それから、特に重い御指摘だったと思いますが、ロースクールは全国隅々まであるわけではございません、地理的に偏りもございます。そういうところの困難も乗り越えながら来られている方が少しでも充実した勉強ができるように、やはりこういう制度を充実したものと使っていくかなければならない、非常に重要なことだと考えております。

○三原委員 やはり志が経済的理由で絶たれるな人ということ、こういう成熟した我が国のような社会ではもう許されざることだと思ふんですね。その人の努力が足りないとか、知的レベルが頑張ってもちょっと足りなかったからなれなかったというんだしたら、それは本人のいたし方ない場面があるでしょうけれども、それ以外の、自分の責任ではないかともしがたいようなことでその人の職業とか夢、希望が絶たれるようでは、我が国は国家としてちょっと一等国と言えない、こう思うから。まして、今さっき申し上げましたように、今言われたようなことを基礎にして経済的なものをもうちょっとやれば、まさか司法界に入る人が金をふんだくって返さない人ということはないと思うから。そういう人は、もう初めからそういうことを学ぶにふさわしくない人なんだから。

そういうことから考えたら、これからも、これはことしの予算のことで書いてありますけれども、私も一月ほど前にここで質問した人の話も聞いていたけれども、それだけではやはり足りないよね。出すべきところは出すということは、もち

ろん我々議員の方も大いに努力をしてその点に關しても応援をしなきゃいけないと思っておりますので、常に配慮をさせていただきたいと思ひます。それと、先ほど申し上げた、場所の偏在です。ね。東京などというのは今幾つあるんですか。えらいたくさんあります。ね。ない県も半分ぐらいあるのか。あと、長野県と静岡県に新しくできるということを書いてありましたね。でも、それ以外で足りないところ、今九州だけでも、言いましたように、長崎と大分と宮崎はないね。四国だって一つしかないでしょう、あとの三県はもうないわけです。

私は、言いたいのは、ずっと昔、医師の少ない県というのがあって、それで政府が各県に一つずつ、大きくてもちっちゃくてもいい、医科大学をつくらと。佐賀医大をつくった、宮崎医大をつくった、琉球も医学部をつくった。そういうことをやっていったおかげで、医師の少ないところにも、やはりそこで学んでそこで生活すれば住めば都で、その地域に、例えばよその人が来て、そこで住もうか、こういうことになる。僕の家のすぐ近所も、百万都市で医学部がなかったのが、福岡には九大の医学部と福岡大学医学部と久留米に久留米大学医学部というのがあります。また北九州も、今から二十数年前に産業医科大学というのが百万都市にできて、そうしたら、結構遠いところから来ているんです。その人たちがふるさとへ帰って来ると、[「花と龍」の町でいいと、それで居ついて住んでいる人がいるんです。]

それと同じことで、法科大学院だって、やはりその地域にあると、そのふるさとの人だけじゃないかもしれないが、来て勉強するうちにその地域を好きになって、そうしてそこから、いろいろな支部によつては何か弁護士さんが一人しかいないとか、無医村じゃないけれども無弁護士みたいなところもあるんでしよう、そういうところにも法律の光が広がっていく、こういうことにもなると思ひます。

医学部と法科大学院と違うぞと言われればそうかもしれないが、何か意識的にそういうことを促進するような、そんなことは、これもまた文部省の仕事かもしれないが、文部と法務は関係あります。えんというんじやなくて、法の光が全国あまねく渡るようにするような気持ちで、そういう意見の交換なり、将来そっちへ向かって、そのかわり、東京あたりのこんな多いの、もつとこう削りなさいよ。

それは私立大学あたりは、今法学部では、法科大学院つくったんで、もしかしたら生徒が来なくなるかもわからぬ、生徒数も少なくなる時代だから、これは競争に負けちゃうと大学自体がしぼむかもわからぬなんという心配もあるかもしれないが、私は、そういうことも医学部の例に倣って、いい例だったんだから、法科大学院もそういう方向性を持つことを考えたらどうかと言いたいんですけれども、どうですか。

○倉吉政府参考人 大学の設置の問題も確かに文科省の所管でございまして、責任を持って答弁できるといふことにはなませんが、ただ、文科省の方でも、特に大学の設置、法科大学院をつくる時、そのときは申請があったら、この規制緩和の時代ですから、一定の基準があればすべてを認めるという方向で認めてきたんだらうと思ひます。

今の御指摘からは若干外れるかもしれませんが、今の司法制度改革というのは何のためにしているかといふと、できるだけ国民に身近で頼りがいのある司法をつくらうということでございます。今まで司法に縁遠かった人にもっと理解をしてもらつて、もつと利用してもらおう、こういうことでございまして、実は、法務省の方で進めております総合法律支援、さきの国会で法案を通していただきました総合法律支援制度というのがございます。

これは全国あまねく、いわゆる法律相談等、いろいろな、困った人のために悩みを聞いて、それを適切な、法的紛争であればそれに解決に向けて

の道案内をしてあげよう、ここに行くといふですよとか、あるいは少額訴訟といふのはこういう手続ですよ、そういうことを教えてあげるようにしよう。そして、これをまた全国につくっていくというようなことも考えておられて、今現に、徐々に現実化してきているところでございます。今後とも、そういう発想で、できるだけ一人一人の国民に、全国の国民に行き渡るような司法、そこに光が当たるような司法を目指して努力をしてまいりたいと思っております。

○三原委員 今倉吉さんがおっしゃったように、どんな法律がより身近になる。例えば、裁判員制度もそうですよね。人の刑を決めるのに、やはり法律が素人であっても、一般常識を見ながらそれに入り込んでいって議論していくといううなことがあるし、裁判所へ行かなくてもADRとか、そういうのにどんどんなると、地域に法律の専門家の弁護士さんがいるということ、一種の法律のお師匠さんですから、何かわからぬとお師匠さんのところにちょっと駆け込んでいって尋ねてみるぐらいの、そういう形が全国津々浦々にあることが、やはり法律といふものをより身近にすることがあると私は思ふので、先ほど申し上げたように、法務省でも、文部省あたりとのいろいろな議論のすり合わせがあったときには、ぜひとも、医学部でちゃんと成功して医学部のなかった県あたりでもお医者さんの確保を結構できるようになつてきた、それと同じように、いい例があれば、それを見習うことに何もはばかることはないわけですから、その点でも議論があるときには必ず持ち出していただいて、話をさせていただきたいということを申し上げて、時間が来ましたので、終わらせていただきます。

○田村(憲)委員長代理 次に、漆原良夫君。○漆原委員 公明党の漆原でございます。まず最初に、警察庁に、暴力金融と警察の対応ということでお尋ねしたいと思ひます。最近、大変悪質になってきまして、勝手にお金を振り込んできまして、その上、法外な返済を迫

るといふ本当に悪質な暴力金融事件が発生しております。

これから申し上げるケースは私の事務所の担当弁護士が実際にやったケースでございますので、若干経過を説明させていただきますと、平成十六年十二月に本人が、これは二十歳の男性でございますけれども、携帯電話で、雑誌広告に掲載されていた貸金業者数社にお金の借り入れの申し込みをしたんですね。断られて借りられなかったんですが、その情報がどうも漏れたようなんです。二月七日に本人あてに、仮名でタカハシカオルという名義で、五千円が現金書留で送られてきました。

翌日、会社に行った本人の携帯に電話があった。何とか商事のタカハシだ、封筒に五千円を入れて送った、受け取ったか、お金を貸すよ、こういうふうな電話がありました。本人は、そんなものには要らない、こう断った。じゃ、その五千円と、情報を抹消するから抹消料として三万五千円、合わせて四万円を送金しろ、十四日までに送金しなければ、毎日、何十件、何百件、何千件と電話するぞ、こういうふうな電話が入ったわけです。

翌日の九日に、今度は会社で電話がありました。電話に出た女性事務職員に非常に卑わいな内容の話をしたり、あるいは、電話をかわりました社長に今度は暴言を吐くわけです。

九日の夕刻に、本人は、ある人のアドバイスを受けて、配達証明つき郵便で現金書留を送りました。それで、会社に来たら、社長から首だ。こんなことがしょっちゅうあつては、こんなことが毎回毎回あつては困る、こんなことを引っぱり込んできたおまえは首だということで、首を切られちゃった。解雇されました。

十四日、タカハシから電話がありました。実は、十日以降は着信拒否で対応しておりましたけれども、今度は向こうが電話番号を変えてきたものから、電話に出たらタカハシだったんですね。こういう内容でした。骨つばを会社に送りつけてやるぞ、死ぬ、会社には、おまえの名前でコピー機なんかの高価なものを買って、請求書を送りつ

けてやるぞ、若い者に見張らせて社員自宅まで跡をつけさせて、その子供を殺すぞ、会社に火をつけるぞと。それで、警察に相談したと本人は言ったんです。そうしたら、警察なんか怖くない、こんなことで捕まりつこないんだ、もし捕まってもすぐ出られる、出てきたらお礼参りする、住所も電話番号も知っているんだ、こういうふうな内容です。

そこで、十七日の夜に、今度は自宅にタカハシから電話がありました。父親が対応しました。お父さんは、弁護士に依頼したので今後は弁護士に連絡してもらいたい、こう言いました。そうすると、タカハシの語調ががらりと変わりました。家の周りを張り紙だらけにするぞ、息子を外国に売り飛ばすぞ、こういう恐喝、すごむわけですね。それで、十八日に、本人と父親が、警察署の防犯課の警察官に携帯電話の録音をしたものを聞いてもらって、今後の対応を相談した。こういうケースであります。

そのときの防犯課の対応は次のとおりでして、電話に出ない方がいいよ、無視するに限るんだ、電話番号を変えた方がいい、なぜおまえは変えないのか、相手を逮捕しようとしても、電話だけだとなかなか捕まえられないんだと。それから、警察から相手へ電話してみようか、しかし、そうした場合には逆にもっとひどいことになる可能性があるんだが、それでいいのかと。結局、警察から相手には電話してもらわないことにして、帰ったわけですね。後は弁護士が対応して何とか処理したんです。

本当に私がこの事件を通じて痛感するのは、タカハシと名乗るやつ的人物の悪質さ、それからもう一つは、やはり警察の消極性が大変感じます。安心・安全社会の第一線の担い手というのは、やはりこれは警察官に頼るしかないわけですから、この事件で、殺すぞとか火をつけるとか外国に売り飛ばすというふうにおどかされている被害者を目の前にして、結局何もなかった、何もできなかったというものでありまして、本当にこれ

で、総理がおっしゃっているような安心・安全な日本国、また南野大臣もおっしゃっているような世界一安全な国にするんだという、安心・安全な国の確立ができるのかどうか、大変心配をしております。

江戸川区の広報には、こういう場合にどうするかという紙がありまして、こんなのが書いてある。「身に覚えのない請求に応じない」「こちらから一切連絡を取らない」「証拠は保管しておく」「悪質な場合は警察署に連絡する」こうなっているわけですね。これは大体みんなこういうのをつくっていると思うんです。

実際に、これに基づいてかどうか知らぬけれども、このとおり警察署に行ったら、しかし、警察の対応が先ほど申し上げたとおりだ。本当にこれでもいいのかどうか。警察庁、この警察署の対応についてどのようにお考えか、お考えを聞きたいと思っております。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。御指摘のような暴力的な金融関係事案につきましては、事案により、詐欺、恐喝、暴行等により検挙を行うほか、出資法違反、貸金業規制法違反等により取り締まりを行うというのが私どもの方針でございますし、現実にもそうしているところがございます。

また、御相談に対する対応でございますけれども、警察に寄せられた相談につきましては、相談者の立場に立つて真摯に対応するように努めているところでございまして、刑罰法令に抵触すると思われる場合には、相談担当課から直ちに事件主管課へ引き継ぐほか、刑罰法令に抵触しない場合におきましても、事案に応じて、相談者に対する防犯指導や、相手方に対する指導、警告などを行っているところでございます。

今お話ございましたようなやりとりというものが仮に事実だとすれば、事件としての対応をすべきものと思えますし、相談への対応としてはまことに不適切なものであるというふうに考えているところであります。

警察庁といたしましては、各都道府県警察に對しまして、相談者の立場に立つた相談業務の推進に努めるよう指導しているところでございまして、今後とも適切な相談対応がなされるよう指導してまいりたいと考えております。

○漆原委員 本日は、この人の名前を明かしてこの署かというのを、問い合わせがあったから言えれば一番よかったんだけど、本人は望んでいませんので、今一般論として申し上げます。どうぞしっかりとした対応を全警察署に徹底してもらいたい、こう思うんです。

ここで問題なのは、このタカハシなる者が警察の対応をもう頭に入れているということなんです。先ほど申しました、警察署で、相手を逮捕しようとしても電話だとなかなか捕まえられないんだ、こういう警察官の、防犯課の話があった。これと符合するように、タカハシが、警察なんか怖くないんだ、こんなことで捕まりつこないんだ、こういうふうに通っているわけです。

ですから、今までの警察が、こういう民事のケースあるいは貸し金のケース、電話でのやりとりのケースでなかなか腰が重かったという点もあって、そこそこが、どうせこのぐらいやったら警察は動きはしないんだという、ある意味ではなめられた状況じゃないかと思うんです。そういう意味では、こういう事件をきっちり捜査するんだという毅然とした態度を示してもらうことによって、そのアナウンス効果によって結果的にはこういうのがおさまっていくんじゃないかというふうに思います。

朝日新聞の三月二十三日付の朝刊で、同じような、勝手に振り込み金返せと恐喝したということ逮捕された事案がありましたね。それはどんなケースか、説明をしていただきたいと思います。○岡田政府参考人 お尋ねの件につきましては、昨年の十二月下旬に被害者の預金口座に身に覚えのない現金が振り込まれて、その後、返済が遅いなどといった理由で幾つかの因縁をつけられて、合計八万円余りを、私どもの認定ではおとし取ら

れたという認定をいたしたわけでありますが、そういう事案のことと思われる。

この事案につきましては、三月十八日に警視庁において被疑者を恐喝罪で逮捕して、現在捜査中のものというふうに承知しております。

○漆原委員 ぜび、人手も足りないところだと思いますけれども、しっかりと対応をして、本当に一般市民が困って泣きつた場合には何とかしてくれる警察署というふうになってもらいたいと思います。

警察庁は結構でございます。ありがとうございます。

次に、犯罪予防の観点から、総務省にお尋ねしたいと思います。

これも朝日新聞三月十日付の朝刊に、こういうのが出ておりました。住民台帳閲覧し少女をねらい、わいせつ容疑で男を逮捕という大変ショッキングな記事が掲載されておりました。

概要は、中学生の少女に性的暴力を加えたとして容疑者を強制わいせつの疑いで再逮捕した。同容疑者は、名古屋市内の区役所で住民基本台帳を閲覧し、家族構成や低年齢の少女がいる自宅を割り出して犯行を繰り返していた。同容疑者宅からは、名古屋市内の小中学生の女子約百八十人分の住所を基本台帳から転記したリストが押収されており、県警はほかにも十数件の余罪があると見ており、こういう記事でございます。住民基本台帳の情報が犯罪に利用されているというゆゆしき事態でございます。

個人情報保護法も四月一日から施行されるわけでございますけれども、この際、住民基本台帳の閲覧を正当な理由のある場合にのみ閲覧可能なようにする制限を加えるべきじゃないかと思うんですが、この点、いかがでしょうか。

○武智政府参考人 お答え申し上げます。

まず、住民基本台帳の閲覧制度が悪用された事件が発生したということにつきましては、大変遺憾に存しているわけでございます。

そこで、まず住民基本台帳の閲覧制度について

御説明をさせていただきたいと思いますが、これは、前身であります昭和二十六年制定の住民登録法に始まり、昭和四十二年に現行の住民基本台帳法が制定されたわけでありますが、これに引き継がれたものであります。

住民基本台帳法十一條第一項におきまして、何人でも閲覧することができるとされておりまして、したがって、居住関係を公証する唯一の公簿として、行政機関や弁護士等の職務上の請求のほか、世論調査、学術調査、市場調査等に広く活用されているというのが現状であります。数字で申し上げますと、平成十五年度で一千三百万件の閲覧ということでございます。

一方、これまで個人情報の保護の観点からとった措置ということになります。昭和六十年と平成十一年に改正が行われて、閲覧の対象は氏名、住所、性別と生年月日の四情報に限定をする、そして、閲覧を請求する場合には請求事由を明らかにさせるとともに、不当な目的やそのおそれがある場合等には市町村長は請求を拒否できるという改正をしてきたところでございます。

そこで、先ほど先生御指摘のとおり、この四月一日から個人情報保護法が全面施行されるわけでございますが、総務省といたしまして、個人情報保護を徹底するために、この閲覧制度につきましても、請求事由を厳格に審査すること、そして請求者の本人確認等につきまして、住民基本台帳の取り扱いの留意事項ということで地方公共団体に通知をしたところでございますので、まずはその趣旨を徹底していきたい、かように考えているところでございます。

○漆原委員 今までオープンに出したものを急に全部制限するわけにいかないかもしれませんけれども、不当な目的に使用されるおそれがある場合には拒むことができるという条文になっていない。したがって、どちらかというと、今までの運用が少しルーズになっていたのかなという気がします。

したがって、今おっしゃいましたように、請求

者の本人確認をきちっと義務づける、これが一つ。それから、どんな理由で請求するのかを書く欄がありますから、請求事由の厳格な審査。それから、転記した内容が請求の事由と合致しているかどうかの確認、これを厳密に行うべきだと思いますが、改めて、いかがでしょうか。

○武智政府参考人 ただいま先生から数点にわたって御指摘がございましたが、細かな話になりますが、先ほど申し上げました通知におきましては、これまでも指導してきたところではございますが、まず口頭の質問、それから関係文書の提示を求める、また、氏名、住所に怪しいようなところがあれば官公署の証明書を提出させる等々についての徹底を図るよう指導しております。

今御指摘の点につきましては、通知により指導していただくところでありますが、さらにその徹底に十分期してまいりたいと思います。

○漆原委員 総務省、ありがとうございます。結構でございます。

司法制度改革についてお尋ねしたいと思います。

推進本部は昨年の十一月三十日に消滅をして、翌日の十二月一日から司法制度改革推進室が内閣官房に設置されて現在に至っているわけですが、その職責と、それから今日の具体的な作業についてお尋ねしたいと思います。

○本田政府参考人 お答えいたします。

今般の司法制度改革の成果を国民が実感できるように、改革の本旨に従った制度の実施を図ることが極めて重要であります。

現在、法務省を初めとする実施担当庁がその具体的な作業を進めているところでありますが、昨年十二月一日に内閣官房に設置された司法制度改革推進室は、このような司法制度改革推進に関する事項に係る政府の施策の統一を図るために必要な総合調整を行うということをその職責としております。

ところで、具体的な取り組みでございますけれども、

ども、司法制度改革推進室では、一つには、国民が一定の重大刑事事件の裁判に参加する裁判員制度、それから国民に対し法による紛争の解決に必要な情報やサービスを提供するための総合法律支援、それから裁判外紛争解決手続、いわゆるADRの拡充、活性化、それから我が国の法令の外国語訳推進のための基盤整備などに関しまして、関係省庁間の連携が不可欠な事務についての総合調整を担当しているところであります。

これまでの具体的な取り組みといたしましては、まず、法令の外国語訳につきましては、その推進のための基本原則、訳語ルール、いわゆる標準対訳辞書の策定など基盤整備に向けた検討作業を、また総合法律支援につきましては、日本司法支援センターの設立に向けて、主に相談窓口業務に関する関係機関の連携協力関係の構築を、さらにADRにつきましては、ADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議が平成十五年四月に策定しておりますアクションプランのフォローアップを、そして裁判員制度につきましては、広報啓発活動、国民の参加環境の整備、法教育など、裁判員制度の実施に向けた総合調整を行うことといたしまして、既にそれぞれの関係省庁連絡会議を開催して所要の検討作業を進めているところでございます。

○漆原委員 司法制度改革推進室は、各省庁の単なる調整役であってはならないと私は思うんですね。司法制度改革の実現に向けてのある意味ではエンジンでなければならぬし、ある意味ではまた各省庁を統括する作戦本部でもなければならぬというふうには私は思っております。

室長が当委員会で答弁されるのは初めてだと思いますが、その司法制度改革の実現に向けての室長の決意をお尋ねしたいと思います。

(田村(憲)委員長代理退席、委員長着席)

○本田政府参考人 先ほど申し上げましたとおり、今後は、一連の司法制度改革の成果を国民が実感できるよう、改革の本旨に従った制度の実施を図ることが重要であります。

司法制度改革推進室は、このような司法制度改革推進に関する事項に係る政府の施策の統一を図るために必要な総合調整を行うという極めて重い責務を担っているわけでありまして、改革を円滑に実施に移し、その実を上げるために推進室が果たすべき役割は極めて大きいものと認識しております。

推進室が発足して以来、先ほども申し上げましたとおり、裁判員制度の広報啓発を進めるための関係省庁等連絡会議を立ち上げるなど、鋭意改革実現のための取り組みを進めておりまして、今後とも、これらの制度が円滑に実施されるよう内閣官房として積極的にその責務を果たしてまいりたいと考えております。

○漆原委員 司法制度改革の中の裁判員制度、この裁判員制度に関する国民に対する啓発活動はまだまだ不十分であると思います。法曹三者だけの啓発活動ではどうしても守備範囲が狭くなる。そこで私は、全国の学校、町内会などの自治会、経済界、労働界あるいは消費者団体、環境団体などを対象とした幅広い広報活動が必要と考えます。したがって、法務省、最高裁だけではなくて、文科省、総務省、経産省、厚労省など政府を挙げたの広報活動を展開すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○本田政府参考人 委員御指摘のとおり、裁判員制度を円滑に実施に移し、制度の趣旨、目的というものを実現するためには、国民の理解と協力が不可欠であります。そのため、政府を挙げて、広報活動を初めとする所要の施策を全力で推進する必要がありますと考えております。

そのため、内閣官房といたしまして、先日、内閣官房副長官補を議長といたしまして、内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、それに最高裁判所を構成員とする裁判員制度関係省庁等連絡会議の第一回会合を開催いたしました。裁判員制度について、国民に対する広報活動のみならず、国民の参加環境の整備、法教育など、裁判員制度

を円滑に実施するために必要な施策に関しまして、関係機関の連携を一層強化しながら、その効果的な実施を図っていくことといたしております。

具体的には、今後、本年八月ごろまでに、裁判員制度の実施に向けた施策について具体的な行動計画を策定いたしまして、その実施状況について適宜フォローアップを行っていくことといたしております。

○漆原委員 ところで、平成十六年六月に行政事件訴訟法が改正されたわけでありまして。その際に、本委員会でも附帯決議が付されました。「政府は、個別行政実体法、行政手続及び司法審査に関する改革など行政訴訟制度を実質的に機能させるために必要な改革について、所要の体制の下に、国民の視点に立った改革を継続するよう努めること。」という内容でございます。

この点について、自民党の国民と行政の関係を考える若手の会が、平成十六年九月三日に、行政法制度等改革推進本部設置を求める緊急提言の中で、恒常的改革機関の設置を求めています。我が党も、同じく十六年十一月六日、法務部会及び司法制度改革プロジェクトの連名で行政法改革提言を行いました。その中で、行政に対する司法によるチェック機能強化に関する審議会の設置を求めているところであります。

そこでお尋ねしたいんですが、政府は行政法改革についてどのような体制で取り組もうとされているのか、体制をお聞かせしたいと思います。

○本田政府参考人 行政事件関係のお尋ねでございますが、司法制度改革推進室は、先ほども申し上げましたように、司法制度改革推進計画に基づき一連の改革につぎまして、改革の本旨に従った制度の実施を図ることが重要であることから、司法制度改革に係る政府の施策の統一を図るために必要な総合調整を行うために設けられたものでございます。したがって、この推進室におきましてさらなる制度改革を企画立案するということは予定されていないわけでありまして、こ

の点について委員の御理解をお願いしたいと思います。

○漆原委員 推進室は自分の役目じゃないということ、これは一体だれがやるんですか。法務省、これはだれがやるんですか。

○倉吉政府参考人 だれがやるのかという大変厳しい御質問でございますが、行政訴訟制度の改革につぎましては、種々の論点について、さきの国会等でも検討されました。その上で、ただいま御質問の中にもありましたが、行政事件訴訟法の改正が行われたわけでございます。

司法制度改革推進計画、政府の推進計画でございますが、これには、行政に対する司法審査のあり方というのが一つの論点として掲げられていたわけでありまして、この論点につぎましては、さきの行政事件訴訟法の改正によりまして所要の措置は講ぜられたもの、こう考えております。

委員からただいま御指摘のありましたのは、個別の行政実体法の問題、それから行政手続法の問題がございましたが、こういった問題は各省庁の所管にまたがるものでございまして、法務省限りでそのあり方を全般を述べるといふ立場にはないと申し上げざるを得ません。

ただ、少なくとも、行政訴訟制度につぎましては、先ほども申し上げましたように、行政事件訴訟法が改正されまして、これが四月一日から施行されます。その新しい行政事件訴訟法の運用状況等を踏まえながら、今後とも訴訟制度について検討を進めてまいりたい、こう思っております。

○漆原委員 今のお答えは大変おかしなお答えではないのか。附帯決議の中では、「個別行政実体法、行政手続及び司法審査に関する改革など行政訴訟制度を実質的に機能させるために必要な改革」、これについては法務大臣もすっかりやっていますという法務省としてのお答えをされているわけですか。しかし現実には、法務省は、各省庁にまたがることだから難しい。

この附帯決議は、各省庁にまたがることでもすっかりやりますよということ。法務大臣がお答

えになっているはずでしょう。本来は、確かに、各省庁にまたがることを法務省だけでやるのは無理だと僕は思うんですね。そういう意味では、まさにこれは推進室、いわゆる各省庁を全部調整するあるいは統括するところでやらなくちゃできないわけですよ。そうでしょう。僕は、推進室も法務省もやる気がないんだというふうに思っている。

では、この附帯決議は一体何なんだ、附帯決議を誠実に実行しますと言った大臣のお答えは何なんだ、こう思いますが、もう一度。

○倉吉政府参考人 先ほど、法務省といたしましては新しく改正された行政事件訴訟法の運用状況等も見守りながら検討を進めてまいりたいと申しました。その検討と申しますか、新しい行政事件訴訟法がどう運用されていくかということにつぎましては、先ほど委員が御指摘になった論点にもかかわるところはいろいろ出てくるのではないかと、それは考えております。

ただ、御指摘のような、どういう体制をつくってこれを実現していくか、附帯決議の内容のところでございますが、その体制を設けるべきかどうかということについては、法務省は、法務省限りで答えるということとは、そういう立場にはございません。ただ、今後、今申し上げました行政事件訴訟法の運用状況等の諸般の状況を踏まえて検討されるべき問題であらう、そのように考えております。

○漆原委員 本日は、現在予定されている検討課題は何か、進捗状況について説明してもらいたいという次の質問があるんだけど、聞いても意味ないね。

附帯決議で「所要の体制の下に」とちゃんとうたっているにもかかわらず、その所要の体制が整っていない。非常に不満であります。さらに御検討、これは法務大臣もあわせて、内閣、政府一体としてやりますとお答えいただいたわけでございますし、また、やらなければならない問題だと思いますね。

我々は、先回の行政事件訴訟法の改正は第一段、二段ロケットをぜひともやる必要があるんだというところで一生懸命やってまいりました。だけれども、どうも今、二段ロケットは不発に終わりそうであります。塩崎委員長も一生懸命二段ロケットを発射させるように頑張ってきたんですが、なかなか二段ロケットの土台ができていない。

そういうことでございますが、大臣もぜひ閣内で頑張っていたら、二段ロケットが見事発射できるようにお願い申し上げまして、質問を終わらせてまいります。

ありがとうございます。

○塩崎委員長 次に、山内おさむ君。

○山内委員 民主党の山内おさむでございます。本日は、大臣と人権の問題について議論をさせていただこうと思っています。

一九〇七年からハンセン病については隔離政策をとってきました。その問題について、この三月の一日でしたか、ハンセン病検証会議の最終報告書というのができまして、私もその内容を読ませていただきました。

まず、国家的人権侵害、隔離政策のことをそう強く批判しておられますし、隔離政策を続けてきたのは、厚生労働省が療養所の予算を獲得するために続けてきたものだ、ここまで断じているんですね。

まず、この内容について、大臣、何か所見がありましたらお願いします。

○南野国務大臣 お答え申し上げます。

御質問の報告書は厚生労働大臣に対して提出されたものでありますけれども、私も、取り急ぎ報告書の概要版を目を通してみました。

詳細で包括的なものでございまして、法務省といたしまして、厚生労働省等の関係省庁と協力の上、今般の御提言を尊重して今後の施策の立案または実行に当たってまいりたいと存じております。

なお、法務省におきましては、これまでも各種啓発活動に取り組んでまいりましたが、平成十七

年度政府予算におきまして特別人権問題対策活動経費が認められたことに伴いまして、テレビの特別番組を制作放送、シンポジウムの開催、啓発ビデオの作成配付など、ハンセン病の正しい理解を深め、偏見をなくするための啓発活動を行う予定でございます。今後とも、効果的な啓発活動を推進してまいりたいと思っております。

また、ハンセン病患者等に対する人権侵害がなされた場合には、人権擁護機関として、調査を行い、必要に応じて関係者に対する啓発を行うなど、被害の救済に当たってまいりたいと思っております。

○山内委員 ハンセン病の方は、世間ばかりじゃなくて身内からも偏見と差別を一身に受け、戸籍を抜かれ、そして墓も別にしてほしいと言われる。療養所から帰ることもできない。断種あるいは堕胎を強要され、生まれた子供まで殺されたのではないかとという疑いまで持たれております。

それに対して、熊本地裁の判決では、厚生労働省はもちろんですけれども、らい予防法を存置させてきた国会議員も断罪しているんですね。しかも、法曹界あるいは教育界、マスコミ、放送界、そういう関係機関についても厳しく反省を迫っているわけなんです。

これからの検討をしてみますとか、あるいは啓発活動に力を入れていきます、ハンセン病の特別対策費で、今年度の予算で少し計上いたしましたというだけでは、本当にハンセン病の人たちの名誉を回復して、これからの治療をしっかりと行っていくというにはまだまだ冷たいと私は思っています。

例えば、ハンセン病の人たちというのは、これからきくと、薬もいろいろな薬が発明されて、治る病気なんだということなんです。だけれども、まだ治療を継続していく必要のある人も多いし、全く感染がゼロになったという病気でないと思ふんですね。これからその医者さんというのはまだまだ必要だと思ふんですが、そういう手当てについてもやはりしっかりといかなければ

いけないと思います。

大臣は厚生労働の分野でも非常に力のある大臣だと思っておりますので、そういう点についてもこれから力を傾けていただきたいと思います。どうでしょうか。

○南野国務大臣 本日にハンセンの方々に對しては、少しでもいい生活が送れますようにということも一つございます。

また、治療の面に関しては、厚生労働省としっかりと検討させていただきたいと思っておりますが、厚生労働省の方でもしっかりととお考えいただけるものというふうに思っております。

○山内委員 二〇〇一年五月の熊本地裁の判決で、昭和三十五年ごろには、諸外国から、ハンセン病について、隔離政策を続けるのはおかしい、しかも特効薬もできてきた、そう厳しく指摘してきたのもかわらず、今から約九年前までらい予防法を存置させてきたわけなんです。

その二〇〇一年五月の判決の同じ熊本県内で、今度は、ハンセン病の患者が宿泊をしようとお願いをしたホテルから、黒川温泉のあるホテルなんですけれども、そこで宿泊拒否という事件が起きたんですね。

まだまだ日本というのは、幾ら裁判でいい判決が出た、みんなで見方を変えていかなければいけないというふうな世の中になっていくのかなと思っております。同じ熊本の、判決のあった県でそういう宿泊拒否があったということで、それを聞いたときに私もまたがっかりしたんですよ。

しかも、宿泊拒否をされた経営者が謝罪をされた後も、ハンセン病の人たちというのは怒りがおさまらない人もいろいろいるわけじゃないですか。もともと本日に反省してほしいと声を上げた途端に、今度は、謝罪をしたんだから、もうハンセン病の人はそんなに文句を言わなくてもいいじゃないか、あなたたちも病気だったんだから仕方がないんじゃないか、宿泊拒否されるような病気だったんじゃないかというふうなメールあるいは抗議文が患者

団体の方にたくさん来たんですね。

ですから、宿泊拒否も残念だけれども、その後の患者団体に対するパッシングも、まだまだ日本は人権というものについて十分な理解が国民の中にも根づいていないと思うんです。大臣、この点どう思われますか。

○南野国務大臣 その件につきましては、私も潮谷知事とも友達でありますので、いろいろお話ししたこともございます。また、私も、ハンセンを患われた方の中に友達もいます。そういう当事者の方々ともお話をする機会もございました。

その中で、お尋ねについて申し上げますと、ハンセン病患者さんの多くの非難が、また中傷が寄せられたということについて、我が国においてハンセン病に対する正しい知識と理解がまだまだ十分でないということに起因すると思っております。その事案については私も、潮谷知事と同じく、大変遺憾であるというふうに思っております。

法務省の人権擁護機関といたしましては、国民がハンセン病に対して理解を深め、ハンセン病患者の方々に対する偏見、差別をなくするための啓発活動を一層強化してまいりたいと考えております。

○山内委員 大臣がそう言われると、次の質問が非常に、私も役目柄というか、通告もしているものですが、私からいいますけれども、そこまで言われるのだったら、どうして鳥根県の平田市に来て、ハンセン病に対していわばらいの人と、私は、らいというのはやはり差別用語だと思ふんですね、ここまでは来ている。そういうのを何回も繰り返して発言されて、親しい県議員さんの新年会の場だったから余計くつろいだ気持ちになって話されたのかも知れないけれども、人権意識というものを常に持つていけば、そういうくつろいだ場でもそんなに差別用語というものは出さなければいいと思ふんですよ。だから、それがすごく残念なんです。らいという名前が隔離政策を押しつけてきたわけですから、その発言は本大臣として資質が問われる、そう思っています。大臣、どうで

しょうか。

○南野国務大臣 私の不注意での発言であるということは、これは重々認めております。多くの患者さんやその関係の方々を傷つけたのかな、不愉快な思いをさせてしまったということについては大変申しわけないことをしたと思っております。

ただ、そのときは、これはそのような意図ではなく、全く不注意であったことを御理解いただきたい。今後このような表現をしないことはもちろんでございますけれども、今後とも一層、ハンセン病の患者さんに対する差別と偏見ということにさらに取り除いていく、これを自分の踏み台として取り組んでいくというふうに思っております。

そのときの私の気持ちは、予算がつかしました、これから、元患者さんのお友達とアポイントがとれております、会いたいという気持ちがあつて、そこでもいろいろと話をし、人権問題についても取り組んでいきたいということの意思をあらわそうとしていて、ハンセンという言葉が出ずに、昔、学生時代から使っていたその問題、これは差別意識を考えたものではない言葉として出てしまったということ、大変自身が悔やまれることでございます。失礼であつたというふうに悔やんでおります。

○山内委員 大臣の得意な分野は医療の分野だと思ふんですよ。だから、医療用語というのか、そういうような発言でマイナス点がつくというのは本当に残念です。

もちろん、鳥取県や島根県のような山陰地方の田舎町に来て、何でもしゃべつた後で問題になることはないなんて思われないうか。だから、そういう意味でも本当に気をつけて話していただきたいと思ふんですよ。

しかも、大臣、もう一つ残念なのは、一月十日にその発言をする、翌日は多磨全生園療養所に行くという日程がもう既にわかっているわけでしょう。そうすると、新年会で発言する、あしたはハンセン病の療養施設に行くというのがもう日程的にわかっているのに、前の日にそういうことを

言っちゃいけません。

私自身もそんな、人権の問題についてよくわかつていのかと言われたら、やはり周りの人を傷つけるようなことも言ったり、したりしているのかもしれないですよ。だから、大変難しい問題だとは思ふんですけれども、本当に、大臣として人権擁護行政の最先端で担っておられるので、よく理解をしていただきたい、そう思います。

二〇〇一年の五月十一日に熊本地方裁判所の判決が出ました。その判決が出た後、本当にすばらしい内容の判決だったものですから、私たちは法務省に対して、当時の大臣に、控訴をしないでくれ、福岡高等裁判所に控訴しないで熊本地裁の判決を確定させてくれと言つたんですよ。

本当は、法務省は控訴すると思つていました。なぜならば、今まで百年近くやってきた国家の隔離政策というのが熊本地方裁判所という一つの裁判所だけで否定されたわけですから、まだ上の段階で判断をし直してもらいたいという思いは、国家としては持つだろうなと思つたんですね。ところが、控訴を断念してくれました。

小泉総理は、うちのメンバーはいろいろと批判しますけれども、ハンセン病の控訴を断念したということは、彼は見上げたものだと思つていふんですよ。ですから、判決が出て、控訴を断念して、ハンセン病の人全員をくくる和解案をつくり上げていった、非常にあのときは私も感動しました。

そのときに、二〇〇一年の五月一日からは、大臣は厚生労働の副大臣に就任されていたんですね。ですから、熊本地裁の判決が出た、控訴も断念した、全患者団体と和解の条項が成立して救済の道がどつと開けたというときに厚生労働副大臣をやっておられて、ことしの一月の発言は許せませんよ。

だから、ある元患者の人が、偏見や差別が今なお見えない壁として大きく立ちまはだかつて、そういうふうにしみじみと語られている姿に出くわすと、大臣、本当に人権行政をしつかりとやっ

ていただきたい、そう思います。

大臣は、今国会の冒頭、つまり二月の十八日でしたか、所信表明の演説をされました。「人権の擁護は、法秩序の維持と国民の権利の保全の任に当たる法務大臣固有の職責であります。すべての者がひとしく人権を享有するとの理念は、分野を問わず、社会の隅々まで行き渡るべきものと考えております。」と述べておりますが、これは、法務省の役人がつくった文章だから読んだのか、それとも、少しは大臣が自分の思いとして人権のことに思いをいたして読んだものなのか、どちらなんでしょうか。

○南野国務大臣 私も人の子でございます。人権問題については、自分が長い間かわつてきた仕事を通して一生懸命やっているつもりでございます。すし、厚生労働副大臣のときにも施設を回らせていただき、謝罪という形で坂口厚生労働大臣等々と回らせていただきました。人権問題については十分に考えている立場であります。そういう意味からは、ハンセンのみならず、その他の疾病もいろいろ携わつてきております。そういう方々の人権という問題も心の中に秘めております。

さらに、議員という立場になつてからは、そういうことを十分に理解しながら、DV法の問題、さらにはまた性同一性問題、そういうことに取り組んでいる、その足跡、自分自身でしっかりと歩いていくつもりでございますが、いつときの言葉の過ち、それは自分自身にとつて許せないと思つていてございいます。それだけ御報告し、御了解いただきたいと思ひます。

○山内委員 大臣は、先ほど述べた所信のあいさつに引き続いて、新しい人権救済制度を創設する人権擁護法案の提出及びその成立に向けて精力的な取り組みを進めるとも述べておられるんですよ。しかし、いまだにこの委員会にも国会にも提出がないじゃないですか。大臣は、今までの行動やことし一月の発言を反省した上に立つて、どう精力的な取り組みをしておられるんですか。

○南野国務大臣 法務省といたしまして、所管す

る法務省でございます。私の立場として、与党人権問題に関する懇話会、その方針決定を踏まえまして、人権擁護法案を早期に提出すべく、引き続き精力的に作業を進めておることも御報告したいと思ひます。

○山内委員 他党のことだから、その内容について十分に認識をしているとまでは私も言うまい。だけれども、例えば、三年前に人権擁護法の質疑をやつたときに全く論点になつていない問題を論点にして、同じ与党・政府が、この三年間かわつていないのにもかかわらず、全然違う方向から議論をするというのは、私は今の議論を見ていてどうかなと思ふんですよ。

例えば、人権侵害という概念がよくわからないという議論があるようです。しかし、法案の中に、旧法文の中に概念とか規定は書いてあるんですよ。私は、もうあれで十分読み込めると思つていふんですよ。

しかも、私はこういうふうにも思つていふ。都内やあるいは私の地元で何人かの人との問題について議論しているときに、入り口がちがちの規定をして、この人たちが人権委員会に足が向いたらいいけれども、来てはいけません、そういうような仕組みはつくつていけません、そういうんですよ。例えば、相続の問題で来られる方もいるかもしれない。その人が来られたときに、人権委員会は、弁護士さんのところへ行つたらとか司法書士さんのところで登記をしたらと言つてあげればいいことなんですよ。境界の問題で来られたら、土地家屋調査士さんのところへ相談に行かれたら、こういうアドバイスでいいと思ふんですよ。

先ほどはかの議員から言われていたけれども、ADRも幾つもできる。司法支援センターもたくさん、各県にできます。こういう人権委員会という組織も、地方にもつくつていきます。ちよつと困つたり、何かで悩んだりしたときに、こしから行けないですという仕組みをこの日本でつくるのか、どこに行つてもあなたの悩みは解消してあげられますよ、解決してあげられますよ、そうい

う社会をつくるのが、私は今問われていると思うんです。

だから、人権委員会に行くときにはこの問題でしか行けないという仕組みをつくるというのはよくないと思っている。そのために、人権とか人権侵害とかいうものの定義をきちんと決めて、そこから外れたものは人権委員会の窓口に来られても玄関で帰ってもらいますというような仕組みは、私はつくっちゃいけないと思っています。もう一つ議論があることに国籍条項の問題があるようですが、これは後ほど議論をさせていただきます。

今の人権委員会ですけれども、この人権委員会というの、私たちは、もしこれから閣議決定をなされるんだとしたら、法務省あるいは法務省の外局、そういうところではなくて、もう少し法務省から離れたところで人権の状況についてしっかりと監視をしていく、そういうような仕組みをつくっていただきたい。

特に、これから監獄法の審議が始まります。あるいは少年法の審議で、少年院あるいは少年刑務所の問題点などが議題に上がってくるでしょう。難民の問題については、引き続き私たちが、入管行政については冷たい部分が多い、そういう指摘もさせていただきます。

だから、そういう法務省が担当しているところ、そこはかなり人権が制限される、またはそのおそれの強い組織を掌握している法務省ではなくて、もっと別な組織で人権の問題についてはしっかりと政府の行いをチェックしていこう、そういう仕組みが必要だと思っんですが、大臣の所見をお聞きたいと思っています。

○南野国務大臣 廃案となりました人権擁護法案におきましては、人権委員会は、国家行政組織法第三条第二項に基づきまして独立の行政委員会として設置されており、委員長及び委員の任命方法、身分保障、それから職権行使の独立性の保障などにより、その職権の行使に当たって、内閣や所轄の大臣等から影響を受けることがないよう高度の

独立性を確保することとしていましたので、法務省の外局としましても独立性に問題を生じることはないと考えておりまして、その方向性は維持するべきと考えております。

○山内委員 私は、人権擁護行政というものを本当に充実させたいと思うなら、やはりいい人材を持ってくる、それから、その持ってきた人材が意欲と能力を持って十分に力を発揮できる、そういう組織にすること、この二つが必要だと思っ

と。ところが、今現在でも、例えば矯正局で事件が起きた、あるいは刑事局で、検察官の取り調べが警察の自白をそのまま維持して、無罪の論告をしてしまふ、そういうようなちよつと検察としては情けない問題が起きて、人権擁護局が刑事局とか矯正局に何か文句を言ったりというのを聞かないんです。その人権擁護局がごっそり人権委員会に行っても、何だ検事、警察の取り調べばかりのみにしないでしっかりと検察独自の捜査で頑張れとか、いやしくも無罪の論告をするようなことはやめてくださいよ。本当にしっかりと刑事局を叱咤激励する。あるいは矯正局で、国民がニュースを見て、刑務所は何やってるんだろ、そういうような事件をもう起こさせない。

そういうようなことは、同じ法務省のかまの飯を食ったところで長年続けてきて、その人権擁護局が人権委員会に移るだけでは、私はやはり、一番人権を侵害しそうな部分をチェックするというのが弱くなる、そう思っんですけれども、どうでしょうか。

○南野国務大臣 先生御心配でございますけれども、私は心配しておりません。法務省にはいろいろな人材がおられるということでもございますし、人権委員会は高度の独立性が保たれておりまして、矯正、入管を指揮する監督である法務大臣からも影響を受けることはないんです。そういう意味では、御指摘の点について問題はない。外局に置いて、法務大臣が関与するものではないということもひとつ御安心いただきたいと思っ

ております。

○山内委員 もし万一、組織のあり方として、これは千歩も譲って、法務省の外局ということに曲げられないんだとしたら、そうだとしたら、よっぽどの人材を人権委員会の中に招き入れないと本当に不十分だと思いますよ。

例えば、ハンセン病の患者の皆さんとかあるいはHIVの被害者の方などは最前線で偏見と差別を受けてきた人ですよ。そういう人々たちを人権委員会の委員として何人も選任していく。中央でいえば、三年前の法案だと五人ですから、何人もというわけにいかないのかもしれないけれども、そういう人々たちこそ人権委員のメンバーとして迎え入れる、そういう決意が私は必要だと思っんですけれども、どうでしょうか。

○小西政府参考人 申しわけありません。私の方ではちよつと。

人権委員会の委員と人権委員会の事務局の職員と双方のことをお尋ねでしたらちよつとあれだと思っんですが、今、人権委員会の委員のお話だと思っんですけれども、そうだとすれば、それは国会の方の同意を得て選任することになっておりますので、恐らくしっかりと立派な方がなつていただけるんじゃないかというふうに思っしております。

以上でございます。

○山内委員 もちろんそうですよ。国会の同意人事だから、それはそうなんです。ただ、法務大臣として、あるいは人権擁護をつかさどってきた人権擁護局長として、どういう理念のもとにそういう人権委員会をつくれるのかということが聞きたいんです。

これからのと人権の世紀がつくられていけるように頑張っていきます、そういうような、私が言つた意味はないんですよ。やはり大臣や、人権委員会の事務局長の候補の一人である人権擁護局長が理念を言っしてほしいんです。

○小西政府参考人 まことに御激励ありがとうございます。いまだ法案も提出できておりませんので将来のことはわかりません。ただし、人権委員会の委員についてのお考えはいろいろおありになると思います。ぜひともそういうところはまた先生方のお知恵も拝借して、恐らく国会の方でお決めたことになつていただけるものと思っしております。

○山内委員 人権擁護局長に、今せっかく答弁いただいたのもう一つお聞きしたいんですけれども、ノリタイン制というのはとられないんでしようか。つまり、人権を守る、啓発する、訴訟の援助までしていく、そういう仕組みを今つくろうとしているわけです。だから、よっぽど相談、調査、そういうものにもたけた人権委員が必要で

すけれども、やはり事務局の力というの、すこいものがあると思っんです。だから、その事務局を構成する人々が例えば二年とか三年の周期で座つてまたもと来た役所に帰っていく、そういうことだとかなかなか人権の芽というのは根づかないと思っんですが、ノリタイン制についてはどう

いうふうに考えていますか。

○小西政府参考人 御指摘の点も非常に重要な論点だと思っしております。人権委員会の委員ではなくて、人権委員会の事務局の職員のあり方ということでございます。

ただし、これは、先ほど来申し上げていますが、まだ法案も出ておりませんので、今から先そこを含めて関係機関と協議していかなきやいかぬだろうというふうに思っしております。

以上でございます。

○山内委員 日本人の美德の一つに、いろいろな配慮とか気兼ねとかということもあると思っ

すね。だから、前いたところで人権問題が起きたときに、気兼ねをして相談とか調査とかに着手していくということが人権委員会の姿になっていくと、それはやはりそれでまた不幸なことだと思えます。ノーリターン制については、また法案が提出されたらがちに議論させてもらおうと思えますけれども、検討は十分にしておいていただきたいと思います。

それから、地方組織、これはどういうふうに考えておられるのでしょうか。

○小西政府参考人 お答えいたします。

いまだにまだ、先ほど来何回も繰り返して申しわけありませんけれども、法案を提出しておりませんので、また議論になっておりませんので、どういう形にするかということに厳密にはここで申し上げられません。まことに申しわけありませんけれども。

ただ、現在、答申なんかにもありますのは、もちろん、既存の組織の活用ということも考えられていることも言っておりますので、そういう可能性もあるかと思いますが、何分にもそこら辺は今から先関係機関と協議してからのことであろうと思っております。

○山内委員 大臣、この点も理解していただきたい点なんですけれども、地方組織に地方法務局を使おうという構想もあるんですね。そうすると、大臣が直接的に指揮命令できる地方法務局が人権委員会の地方の出先機関というのかな、そういうふうになるという仕組みになって、せっかく人権委員会という仕組みを法務省の外局、外側の方につくり出した趣旨と、地方法務局をその地方の組織に使おうというやり方は、何か利害が反している一致しているというか、法律的に言うところ少しおかしい仕組みだと私は思っています。その点も論点だけ指摘させていただきますので、いい法案をこの委員会に出していただきたいと思えます。さて、人権擁護委員の、先ほどの国籍条項の論点も含めてお話をさせていただこうと思えますが、全国の人権擁護委員さん、無給でボランティア

ア精神で一生懸命やっておられる。本当に私も頭が下がる思いがいたします。ただ、人権擁護審議会でしたか、そこで人権擁護委員さんというのが新しい時代にマッチした考えになかなかなくてくれない人も多いんじゃないか。

先日、私、地元の法務局の方々と意見交換したんですけれども、例えば七十五歳、六歳の人が人権擁護委員さんなんです。それで、ネットによる差別とか、インターネットという言葉はもちろんですけれども、パソコンも、さわったり、画面を見たことがない、そういう人権擁護委員さん、いや、私、批判しているわけじゃないんです。からね、間違わないでください。そういうなかから時代がマッチしない委員さんもおられて、世の中の人権状況についていけない、人権被害の状況についていけない委員さんもおられるという事なんです。そういう人たちに對しての例えば研修とか、どういうふうに考えておられますか。

○小西政府参考人 現在は、最初の新任研修、二年次研修、四年次研修、それから人権課題別研修ということをやっておりますが、今先生おっしゃるような新しい課題ということについても必要なことになってくるんじゃないかと思えます。答申の方では、そういう研修の充実等を含めて、人権擁護委員の活性化を提言していただいていると思えますので、法案の成否にかかわらず、またいろいろ我々も考えていかなきゃいけないんだろうというふうにも思っております。

○山内委員 国籍条項の問題ですけれども、私は、国籍条項はつけるべきじゃないと思っております。今、日本の中で外国人登録証を持っておられる方が二百万人もいて、その国の数は百九十九万、国、昔は、割とたくさんいる民族がいて、今、多民族多民族国家になったというか、ほとんど近づいていると私は思っています。

そういう世の中になってきていて、人権擁護委員の国籍だけは日本人でなければいけない、こう

いう今までの人権擁護法がどちらかというと間違っていて、私は、いろいろな人たちがいろいろな相談に来てくださる、最初に言いましたね、そういう人権委員会をつくるべきだ。だけれども、いろいろな人たちが来たって、いろいろな出来事に対処できなければ意味がない委員会ではない。

だから、例えば、そういう外国人の人たちが来て、日本で生活をしていろいろな偏見に遭いました、こういう差別を受けた、大衆浴場で入浴拒否されました、そういうような事件がありました、困って相談に来ましたと言ったら、ああ、私も昔そういうことを味わいましたよというふうな方が人権擁護委員とかなって親身に話を聞いてあげる、そういうような仕組みが必要だ。そのために、国籍条項をきちんと決めて、日本人でなければいけないというふうな狭い仕組みをつくってはいけなくて私は思うのですが、大臣はどうでしょうか。

○南野国務大臣 現行の人権擁護委員会におきまして、市町村長が市町村の議会の議員の選挙権を有する住民の中から人権擁護委員の候補者を推薦しなければならぬと定めており、外国人を人権擁護委員に委嘱することはできませんが、人権擁護推進審議会の追加答申、これは平成十三年十二月において、我が国に定住する外国人が増加していることなどを踏まえて、外国人の中から適任者を人権擁護委員に選任することを可能にする方策を検討すべきであると指摘されたところでございます。

法務省におきましては、追加答申の指摘を踏まえまして、人権擁護法案を再提出するために検討を行っているところであります。先生の御意見が加味されるようにというふうにも思っております。

○山内委員 人権擁護委員さんというのは全国で二万人ぐらいい選任しようという構想があるようです。二万人という、その中には人権の擁護にたけた外国の方もたくさんおられると思うんです

ね。そういう人たちの知識とか経験とか能力を利用しない手はないと私は思います。だから、他党で恐縮ですけども、今提出を拒んでおられる方々というのは本当に排外主義で、もう少し世の中を広く見られたらどうかと私は思っています。

国籍条項に関してもう一点。特定の団体の推薦者の人たちが人権擁護委員になるんじゃないか、そうすると特定の個人たちにとつて有利な人権行政が行われるんじゃないかということも論点として国会への提出を阻んでいる、そういう勢力があると私は聞いているんですけれども、これもまたおかしい議論だと私は思うんです。

先ほど人権擁護局長がおっしゃったように、人権委員さんは国会の同意人事になります。それから、人権擁護の委員さんたちは市町村が一生懸命探してくれまして、法務局の人たちが探す以上に、市町村の職員さんたちがいろいろなつてをたどって優秀な人々を探してくれています。だから、選任の仕組みとしても、本当に幅広い層から、あるいは地域性も考えて、あそここの地区がちょっと少ないなと思えば田舎の方の地区からも人権擁護委員さんを出したりして、非常に満遍なく選任をしているということも私も知っています。

そういう点から考えても、そういう市町村がつかれる候補者リストというものも全く当てにならないものだって、特定団体の恣意にゆがめられるんじゃないかという指摘は間違っていると私は思うんですが、大臣はどう思われますか。

○小西政府参考人 現行法におきましては、人権擁護委員の選任に当たっては、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある者という方に加えて、人権の擁護を目的とし、またはこれを支持する団体の構成員の中から選任することができ、こういうことになっておりますけれども、現実には、手続的には、これを市町村長さんが推薦されるに当たっては、議会の意見を聞いて法務大臣は、当該市町村を包括する弁護士会を

れから都道府県の人権擁護委員連合会の意見を聞いて、当該候補者が人権擁護委員として適当かどうかということを経済的に判断して委嘱してあるところとございまして、そういう手続を経る中でふさわしい方が選ばれておる、特定の団体の方に偏るとか、そういうことはないというふうに考えております。

○山内委員 そう思います。だから、今提出を阻もうとしている勢力というのは本当に情けない、もう少し勉強してほしいなとも思っています。

余り時間がなくなりましたけれども、大臣、人権擁護委員さんというのは女性が三割ほどだそうなんです。女性も共同参画して日本をつくっていくかなければならないと思いますが、半分ぐらいは女性が人権擁護委員さんを占めるべきだ。あるいは、六十代後半から七十代前半の人権擁護委員さんがどうしても多いんですね。そうすると、世の中の動きに、十分研さんを積まないとなかなか、おくれをとられる方もおられると思いますので、若年者の人権擁護委員さんにする、元気のいい女性を引っ張り込む、そういうようなことは何か考えておられますか。

○南野国務大臣 本当に何か秘策があればいいなというふうに思っておりますけれども、現在、全国約一万四千人の人権擁護委員のうちに女性は約五千名でございます。女性が占める割合は約三六%、先生がおっしゃったとおりでございますが、男女共同参画社会の実現が重要な人権課題となつていて、女性に関する人権問題に適切に対応することの必要性などから、人権擁護委員における女性の割合をさらに増加させることが望ましいと考えております。

市町村長に対し、可能な限り女性委員の候補者を推薦していただくよう要望するなどして女性委員の拡大に努めておりますが、女性がこのような仕事につくというのには、既婚者であれば殿方の御理解も要するというところがございますので、男女共同参画社会の中でもっとも頑張っている形というものを、この立場でもお願いしたいというふうに

思っております。

○山内委員 人権擁護委員さんに関して最後の質問にさせてもらいますが、人権擁護委員さん、ほかの役職を持つておられる方がおられるんですね。例えば民生委員、自治会長、あるいは保護司さんとの兼任の方もおられます。大変忙しい方々ばかりなんですね。しかも、本当にさすがにいい気持ちになるんですけども、お金をもらわないことにまた生きがいを見つけているというのか。だけれども、今おっしゃったように人材をもっともつと入れなくちゃいけないということになったら、やはり相応の支給というのは必要じゃないかと思えますし、もしそれが今の予算上困難であつたとしても、実費にわたる部分はしっかりと面倒を見ていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○小西政府参考人 ただいま人権擁護委員さんは、今委員おっしゃいましたとおりで、ボランティア的な精神を持つて活動していただけているというところに特性といいますか、我々としても価値を見出しておりまして、そういう制度でございますので、実費は弁償させていただきますが報酬的なものはないということでございます。ですけれども、実費の弁償につきましては、我々としてもできるだけ手厚くしていきたいというふうに思っております。

○山内委員 どうもありがとうございます。ハンセン病など差別された方々にとつて、この問題に対しての偏見や差別を解消し、正しい知識を啓発してほしいと皆さんが望んでおられます。たくさんの方の不幸を生んだ、たくさんの方の苦勞をしたのだから今こそ幸せになる権利がある、私はそう思つて、これからの大臣と一緒に人権擁護の道を進みたいと思つたので、引き続きよろしくお願ひします。

○塩崎委員長 次に、松野信夫君。
○松野(信)委員 民主党の松野信夫です。きょうは、人権の問題が先ほどから議論があり

まして、私の方も人権の問題、これを取り上げていきたいと思つています。特に外国人について難民認定の問題、これが現在大変大きな問題になっておつて、とりわけクルド人難民、最近ではよくテレビでも新聞でも出てきておりますけれども、この問題を取り上げたいと思つています。

まず、これは外務省の方にお聞きすることになるかと思つていますが、ことしの一月十八日、トルコ国籍のクルド人でありましたアハメッド・カザンキランさん本人と長男のラマザンさんの二人がトルコに強制送還された、奥さんやそのほかの子供さんたちは日本に残る、こういうようなことで、家族ばらばら、こういうことがありました。これはもうだれしも、やはり一日も早く家族と一緒に安心して平穏な生活が送れるように、それはもちろん大臣もそのようにお考えではないかと思つています。

このカザンキランさんたちがトルコで現在どういうふうな状況に置かれているのか、この点について調査、確認をしておられたら教えてください。

○神余政府参考人 お答え申し上げます。カザンキラン氏とその長男が送還されたのは、先生御指摘のありましたように一月の十八日でございます。その後は、カザンキラン氏自身は自宅に戻つており、長男は兵役義務年齢に達していたために徴兵事務所に出向いたという情報を複数の情報源から得ております。また、長男の兵役期間につきましては、二〇〇六年、来年の四月十九日までの一年三カ月であるということも確認をしております。

○松野(信)委員 そうすると、外務省の方は、問題のこのカザンキランさんたちについては現在確認をしておられるようですが、これは自分の間トルコでの生活状況を注目あるいは確認するということなんでしょうか。

○神余政府参考人 これからも定期的にフォローしてまいりたいというふうに思つております。
○松野(信)委員 今のところ、カザンキランさんと長男はトルコにいて、それから奥さんや二人の

娘さんたちは日本にいてということ、ばらばらの状態になつておられるわけで、これについては一日も早く家族五人が一緒に生活できるような状況をやはりつくつていかなくちゃいけない、これは外務省、あるいは法務省の方もまさに人権という観点から、それはしていかなくちゃいけないと思つておりますが、その辺の見通しについてはどういう状況でしょうか。

○滝副大臣 残された御家族につきましては、子供のこともございまして日本に残留されているわけでございます。したがつて、私どもとしては、恐らくはトルコにおける様子なんか見つ、国連事務所とも相談をして、どうするのかということとを将来決めていくということになるかと思つています。

○松野(信)委員 将来決めていくというお話ですが、そうすると、現時点で法務省、外務省あるいはUNHCRあたりと緊密に連絡をとりながら、そういう方策を探つておられるというふうにお聞きしてよろしいですか。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。委員御指摘のとおりでございます。現在UNHCRにおきまして、この妻子の方について、第三国定住等のあつての作業をしております。この作業が進展しているところでございます。協議の進展を踏まえまして、適切に対処してまいりたいというふうに思つております。

○松野(信)委員 それからもう一人、これは新聞でもよく出てきておられるんですが、同じトルコ国籍クルド人のエルダル・ドーガンさん、この方も、ことし三月十八日、収容されてしまいました。これは、ドーガンさんが仮放免の延長手続ということで出頭したところ、いきなり収容してしまつた、こういうことであります。このやり方はいささか、余り人道的ではないなというふうには言わざるを得ないわけです。何でこんな急に、いきなり収容してしまうんだらうか、その辺の判断ですね。私が聞いているところでは、現場サイドの判断で

はなくてどうも上からの指示があつたんじゃないか、こういうふうにも指摘されております。

このドーガン氏を収容してしまつたその辺の理由、いきさつについてお答えください。

○滝副大臣 エルダル・ドーガン氏の問題でござい
ますけれども、基本的には、訴訟において判決
が決まつた以上は、そのルールに従つて手続を進
める、こういうことでございまして、上から指
示をしたとか、あるいは現場ではどうかとい
うことでは必ずしもございせん、ルールに
従つてそのような扱いをさせていただく、こうい
うことでございます。

○松野(信)委員 ルールに従つてというふうに言
われると、では実際に、ルールの運用がどうかと
いうことについて、やはり言及したくなつてしま
うわけですね。必ずしも画一的なルールというも
のがどうもできていない。その場その場の判断で
収容したり、あるいは収容してもすぐ仮放免をし
たりしなかったり、いきなり強制送還、例えばカ
ザンキランさんみたいなにしてしまつたということ
で、どうもその辺がまちまちになっているとい
ふに言わざるを得ないですね。ドーガンさんに
しても、一番でドーガンさんの方が敗訴したとい
うふうに今おっしゃるんですが、控訴中でありま
す。

例えば、一番で敗訴したらすぐ収容する、そう
いうようなルールでもあるんですか。その点はど
うでしょうか。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の方につきましては、退去強制令書
が発付されておるわけでございまして、退去強制
令書の効力といたしまして、身柄の収容及び送還
ということが出来るわけでございます。

現在、御本人は控訴したようでありましてけれど
も、そもそも退去強制令書が発付されている方に
つきまして退去強制手続を行うということになり
ますと、身柄を収容した上で進めるということが
入管法上の定めでございます。特に今、副大臣の
方からも言及がございましたが、訴訟におきまし

て、一番でございしますが国側が勝訴したという
ような事案につきましては、基本的にはこの原則
にのっとりて手続を進めることとしておるところ
でございます。

○松野(信)委員 ただ、実際に、国が一番で勝訴
した、ではみんな収容しているかというところ、こ
れはお調べになればわかりますけれども、必ずしも
そうではない。また、一たん収容したとしても、
すぐ仮放免するというのも実際の運用としてはな
されているわけで、必ずしも画一的にやっている
わけではないというふうに、この点は指摘をした
いと思います。

また、ドーガンさんの場合も、カザンキランさ
んと同じように、本人は収容する、しかし御家族
はまた別々というふうな形になっているわけです
ね。これまた、家族でこういうふうなばらばらな
状態というのは決して望ましいやり方ではない、
やはり家族一緒になつて、生活をきちつと平穩に
保たれるような、そういうのを目指さなきゃいけ
ないと思いますが、この辺についての見通しはど
うなんでしょうか。

○滝副大臣 ただいまも局長から御説明を申し上
げていると思いますが、基本的には退去令
書が先行しているんです。要するに、不法滞在
ですから、退去令状が先行して、それに対し
て訴訟があるものですから、訴訟の期間だけは
待っている。それで、一番で判決が出れば、そこ
でもつてまた退去令状に基づいた手続をする。恐
らくはこの方は、あるいは今どうなっているか知
りませんけれども、控訴が出てくれば、そこでま
た仮放免という手続もすることになるだろう。

そういう例外的なものを中にかませているもの
ですから、大変わかりにくいという問題があるわ
けでございまして、一応はそういうルール
に従つて手続を進めませんと、これは入管として
の役目でございますから、そういうようなことが
外から見ると何となくわかりにくい点があるだろ
うと思ひますけれども、問題はそういうことでご
ざいます。

○松野(信)委員 いやいや、私の質問は、今、仮
放免にはちゃんとルールがあるというお話ですけ
れども、それを言うなら、このドーガンさんの場
合だつて、仮放免になつていたわけですね。その
延長の手続に行つたところが、いきなり収容、こ
ういうことなものですから、本当にルールの透明
性は一体どうなんだろうかと、これは言いたくな
るんです。

ただ、私が質問したのは、家族がいる、子供さ
んや奥さんもいる、そういう人たちが将来一緒に
生活できるような、その辺の見通しはどうかとい
う質問なんです。

○滝副大臣 できるだけ御家族と一緒に手続に乗
せたいとは思ひますけれども、ただ、家族は家族
でまた考慮しなきゃならぬ問題もございするもの
ですから、そこところは手続としては分かれる
ということも、家族の状況を見てそういうことは
あり得るということでございます。

○松野(信)委員 続いて、難民認定に係る手続の
中で、現地調査というものを法務省の方が行つて
おられる、これについて質問したいと思ひます。

一般的に言つて、難民認定に当たつて、難民か
どうか、迫害を受けるおそれがあるかないかとい
うのを検討される、その過程で、難民認定を申請
していらつしやる人の出身国がどういう状況にあ
るか、迫害の実態があるかないか、そういうよう
なことを一般的に確認をするということ自体は、
これはこれで別に非難することではないと思ひま
す。

ただし、とすると、現地調査をして、例
えば相手の方の政府当局者から話を聞くというだ
けで終わりますと、それは、政府当局者は、我が
国には迫害の事実はありません、人権侵害の事実
なんて全くありません、大体そういうふうに言う
ものなわけですね。だから、それだけで、なる
ほど、その国には人権侵害の事実はない、迫害の
事実もないというふうに単純に考えてしまつて
は、これは全く誤りだというふうに思ひます。
そこで、現地調査のことなんです、この現地

調査というのは、法務省は大体いつごろから、ど
ういう目的で行つておられるのか、そして、直接
法務省の職員が出身国の現地の方に行つていろ
う調査をする、派遣するということなのは、いつ
から、どういう目的で行つておられるのか、この
点についてお答えください。

○富田大臣政務官 今の一般的な調査につきまし
ては、先生が今御指摘したとおり、そのような趣
旨で、難民認定制度が昭和五十七年、一九八二年
に発足しておりますけれども、それ以来、国際機
関や外国政府による報告等を受けたり、また当該
国の最新の情勢については外務省からの報告に
よつて判断して調査を行つてきたところでござい
ます。

先生が最後に御質問されました法務省の職員が
直接行く現地調査につきましては、当該国の教育
制度、あるいは徴兵制度、裁判制度、公務員制度
等の諸事情を調査する目的で行つておりまして、
平成十四年の九月から当局の職員を派遣して実施
しております。

○松野(信)委員 そうすると、平成十四年から、
これは毎年どこか特定の国に法務省の職員を派遣
して行つていくということだ、こういうことで
しょうか。

○富田大臣政務官 今まで四度ほど派遣しており
まして、平成十四年の九月にトルコ共和国、平成
十五年の十二月にタイ王国とマレーシア、平成十
六年の六月から七月にかけてトルコ共和国、
そして平成十六年の九月に英国の方に行つており
ます。

○松野(信)委員 そういうふうには法務省の職員を
派遣する場合と、それから派遣しないで当該出身
国の方に事情を聞くという場合、二通りあると思
うのですけれども、例えば、サダム・フセイン政
権のもとでイラクから逃げてきたという人につい
てサダム・フセイン政権に照会をする、あるいは
北朝鮮から逃げてきたような人に対して北朝鮮政
府に対して照会をする、そういうようなことは
あつたのでしょうか。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

手元に明確な資料があるわけではございませんが、私の記憶の限りではそういった事例はないというふうに思います。

○松野(信)委員 それでは、お手元に資料をお渡ししていると思います。先ほど、平成十四年以降四回ほどやっていらっしゃるということで、まず資料二のところ、これも、先ほどお話しいただきましたマレーシアとタイに派遣をするということ、現実には派遣がされておられます。

それで、最初に私がこの資料を入手してちょっと疑問に思ったのは、ミャンマーの難民とアチエの難民に関する現地調査だというふうに言っているの、それならミャンマーとかアチエ、インドネシアですね、の方に行くならわかりますけれども、マレーシアとタイに行っているというので、何でそういうふうなことになっているのか、これについてまずお答えください。

○三浦政府参考人 委員御指摘の出張につきましては、まさにマレーシアとタイに行つて調査をしておるわけでございますけれども、この目的としたしましては、ミャンマーとアチエの地域からマレーシア、タイに流入している避難民の方々の状況とか、マレーシア、タイ政府の対応状況等について調査に行ったものと承知しております。

○松野(信)委員 トルコについてはまずトルコに行つて調査をしているのですけれども、なぜ、では、そもそも出身国のミャンマーあるいはインドネシア、スマトラの方には行かなかったのでしょうか。

○三浦政府参考人 先ほどもお答え申し上げましたとおり、マレーシアとタイにおけるアチエとミャンマーからの流入の方々、避難民の状況がどうかということが中心の眼目でございますが、あと、当該国の情勢等も考慮したのかなというふうに思っております。

○松野(信)委員 どうも明快な回答ではないなというふうに言わざるを得ません。しかし、それぐらいいし回答できないならば、これは仕方がない

です。

資料二の二枚目を見ますと、旅費支出項目ということで、項が法務本省、目が政府開発援助外国旅費という目になっております。そうすると、これはODAを使って派遣したのかなというふうに思いますが、そのとおりだと理解してよろしいですか。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおりでございます。政府開発援助外国旅費という目では出張をしているわけでございます。これは、いわゆるODA経費の一部でございます。出入国管理行政に係る諸制度について諸外国の実情を調査するための経費というふうにされております。

○松野(信)委員 これは後からごらんいただきましたと思つていたのですが、資料三の方を見ますと、資料三は、トルコに平成十六年度に行つていますが、このときはODAじゃないんです。目は単なる外国旅費という形になっている。ところが、平成十五年のマレーシア、タイは政府開発援助で行つていらっしゃるんですね。

しかし、これは考えてみますと、ODAというのは言うならば相手国に対する援助、開発援助ということになるわけですから、そうすると、法務省にとつて、この現地調査をするというのが、相手国政府を援助してあげましょう、こういうような認識にどうも立っているんじゃないかというふうに言わざるを得ないわけです。

難民認定というのは、ある意味では、当該国の政府から迫害を受けたというふうに言つて逃げてきた人が、本当にそういう迫害のおそれがあるかないかというのを言うならばチェックしようというわけですから、まさに公正中立、場合によつては、相手国政府の言い分がもしかしら間違つていてもいいかもしれない、そういうような疑いの目でもって迫害のおそれがあるかないかというのをやはりチェックしなきゃいけないわけですね。

ところが、政府開発援助で予算をつけるということ、ある意味では、迫害の疑いがある相手国

政府を支援してあげましょう、言うならばそういうことです。でも、その法務省の感覚というのは、相手国政府というのは余り間違つたことを言っていないだろう、相手方政府を支援してもよからう、こういうような感覚、まさにそういう人権感覚で予算をつけているんじゃないか、こういうふうに言わざるを得ないんですけれども、大臣、この点どう思いますか。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

このODA経費についてでございますけれども、先ほどちょっと御説明させていただきましたが、マレーシア及びタイに我が国から出張に行つておりまして、先ほど御説明したような内容の調査及び一般情勢について調査をしてきたわけでございます。

ところで、まさに委員御指摘のとおりミャンマー等には行っていないわけでございます。ですからミャンマーを援助するというような形には直接ならないと思つておりますが、そのほかに、入国管理局といたしましては、毎年、アジア地区の各国から入国管理行政に従事する方々を招きまして入国管理セミナーというものを行つております。ここにおきまして、各国の入国管理上の問題点等について協議をする、議論をする、また有益な情報を提供するというようなことを行つております。こうした観点からこの実情調査の結果も活用させていただいてるわけでございます。これがまさにODAの一環だというふうに考えております。

○松野(信)委員 それをODAの一環だと言う感覚がやはり私はおかしいと思います。

それで、資料三をさらんいたしたいと思ひますが、資料三は、トルコに平成十六年に派遣しているようですが、これはODAを使つていない。目は単なる外国旅費ということでありまして、やはり外国に派遣するについて、このトルコの場合、政府開発援助の外国旅費だとぐあいが悪いというやうな判断が働いて、平成十六年に行ったときは単なる外国旅費になったのではないかと思うので

すが、この点はいかがですか。

○三浦政府参考人 委員御指摘の資料三に係る平成十六年のトルコの出張の件でございますが、これにつきましては、当時難民の訴訟が提起されていたトルコの方に関しまして個別の実態調査を行ったところがございます。

これは先般御質問いただいた際にも若干お答え申し上げましたが、訴訟で既に難民を主張されている方が法廷で明らかになっているというやうな方々につきましては、その難民であるという根拠として、トルコ政府から逮捕状が自分に出てくるんだというやうな主張をされている方が随分たくさんおられまして、これの真偽を確認するというやうな意味合いで出張しております。そういう趣旨でございますので、通常の外国旅費を使つたものでございます。

○松野(信)委員 そうだとするならば、資料一、これは平成十四年に同じくトルコに出張した分です。これについては、資料一の二枚目を見ても、旅費はどうなっているのか記載がないの、わからないうんですが、では、この平成十四年にトルコに行った場合の旅費は何かから出ているんですか。

○三浦政府参考人 御指摘の平成十四年のトルコ出張に関しては、いわゆるODA経費の旅費を使つておるところでございます。この際の出張の目的につきましては、トルコにおける一般的な情勢を調査したということでございますので、ODA経費の旅費を使つたというふうに理解しております。

○松野(信)委員 だから、それもまた本場に法務省の人権感覚がおかしいんですよ。ODAを使うということ、ではトルコ政府を開発支援しよう、言うならばそういうことになるわけですが、しかし、現実には、トルコから迫害を受けたというところで、世界各地にクルド人が言うならば逃げたといつて難民認定申請をしているわけですから、そういうのに日本政府は、一般調査であるにせよ、ODAの予算を使うというこの感覚が、いかなものかというふうには私は言わざるを得ない

です。

そうすると、今のところのお話をまとめると、一般的調査の場合は政府開発援助の費用で行く、そうでなくて、具体的に裁判になっているような人について調査する場合は、さすがにODAは使えなくて、一般的な外国旅費で行く、こういうふうな取り決めになっている、こういうことでしょうか。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

取り決めになっているかどうかということは定かではありませんが、その出張の性格を見まして、それにふさわしい旅費の費目を使っているということでもあります。

○松野(信)委員 ふさわしいというふうなことを言われたけれども、それなら、トルコに行くのは、トルコ政府を支援するというのがまさにこの難民認定についてふさわしいという感覚を持っているんだとすれば、これはゆゆしき問題ですよ。大臣、どうお考えですか。いや、大臣に聞いているんですよ。あなたはもういいですから、大臣。

○滝副大臣 大臣にかわりまして私の方から申し上げます。

確かに、個別の、難民かどうかという難民の状況、迫害されている程度の問題、これについて調査するときには、さすがにこれは一般外国旅費を使わざるを得ない。しかし、何らかの理由でその国の、あるいは行った先の国とのいわば法務協力と申しますか、そういうものに該当する場合にはODA予算を使っているんじゃないかという事務的な仕分けでございます。ですから、平成十四年の場合がそれに該当するかどうかというのは私ももう少し中身を見ないとわかりませんけれども、少なくとも事務的にはそういう細かな配慮をしている、こういうことでやっているというのが現状だろうと思います。十四年の問題は、もう少し中身を見てみます。

○松野(信)委員 やはり予算の面からしても、いささかも妙な疑問、疑いといいますか、そういうものにならないような適切な運用をぜひしていた

だきたいなというふうに思います。

それから、難民の認定に当たっては、とにかく出身国の政府から迫害を受けたかもしれないということまで来ているわけですから、その出身国の政府からやはりいろいろな形で便宜を受けるというのは余り好ましいことではない、便宜を受けられようとしてもそちらの立場に立ちますから。そう思います。

その観点からちょっとお聞きしますと、資料一、これは平成十四年にトルコに行つて、先ほどのお話ですと、特定の人のではなくて一般的な調査に行つたということのようですが、三枚目の日程表を見ますと、日程表の一番下のところ、「未定部分」については、便宜供与依頼予定」というふうな記載があります。そうすると、確かにこれは、九月の四日、それで五日の記載がなくて六日あたりになっていて、九月四、五、六については未定になっていて、どうもこれはトルコ政府の方に便宜供与を受けたのではないかとこのように思われますが、いかがですか。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の日程表でございますが、これは法務省の出張予定者が我が国の外務省に提出した書類でございます。ここに九月の四日と六日の欄に「未定」と書いてございまして、便宜も「未定」となっておりますが、これは、トルコ国内におきまして、アンカラからガジアンテップというところに移動する際に航空機を使うという予定の出張日程を組んでおたつたわけでございますが、この航空チケットがこちらに、日本にいる間に手配できなかったということで、トルコに赴いた際に在トルコの日本大使館にそのチケットの購入方の便宜供与をお願いする予定であるという趣旨で記載されたものであるというふうに理解しております。

○松野(信)委員 そうすると、当該トルコ政府の方からは特段の便宜供与は受けなかった。それは、平成十四年の場合とそれから平成十六年の場合、これは資料三ですけれども、平成十四年も平成十六年もトルコ政府あるいは地元当局の方からは特

段の便宜供与はなかった、独自で調査をしたというふうに理解してよろしいんですか。それとも、何らかの便宜供与を受けたんでしょうか。

○富田大臣政務官 平成十六年のトルコの調査の際には、外務省を通じて、在外公館に対して宿舍の確保、送迎の手配、自動車及び運転手の手配等、また訪問先のアポイント等を依頼しております。ただ、首都を離れる際には、標識も標識板もないところに赴くことが予想されましたので、道案内としてトルコの公的機関の協力をお願いした事実はございます。

○松野(信)委員 資料三の方の平成十六年の分ですけれども、これも私の方で調べたところ、七月五日、六日、七日、これは地上でいろいろ行動したりして動いているわけですね。どうもそここのところ、今ちょっと言われました道案内とかそういうのを受けたように思われます。

そもそもこの平成十六年の場合は、こちらで調べますと、難民認定申請をしている九人の人の名前を治安当局に示した、また、クルド人の御家族の家を訪問した、その中の一家族というのがきょう最初にお話ししましたエルダル・ドーガンさん、家だ、こういうふう聞いています。そののとおり、それは間違いありませんか。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

私が承知している限り、今委員御指摘があったようなことであつたというふうに記憶しております。

○松野(信)委員 それで、その御家族、それはトルコの地方のことですから、日本人が急に行つたつてこの家がどうなっているかわからないから、地元の軍や警察に道案内を頼んだということかもしれないけれども、それが例えばエルダル・ドーガンさんの家族に与える恐怖心、これはだれだつてすぐわかることだろうというふうに思います。

そういう人と一緒にいきなり訪問して、ドーガンさんは何の目的で日本に行つたんだというような質問をどうもしているみたいですが、そ

ういうのがまさにしてはならないということで、例えばUNHCRから、そういう情報は出身国に与えてはならないというふうに指摘されていることではありませんか。どうですか。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

今委員御指摘のありました、御家族に会つたという件でございますが、これはそれを目的として行つたということではございませんで、先ほど政務官の方からも御答弁ございましたが、首都を離れるようなケースにつきまして、地理不案内ということで、地元の警察の方で道案内を買つて出てくれたという事情があつたというふうに聞いております。その際に、その方の案内でたまたま赴いた先が御家族の家であつたというように聞いております。

○松野(信)委員 済みません、時間がなくなつたので、余りこの問題ばかりは扱えないんですが、どうも法務省の認識を見ますと、トルコではクルド人に対する迫害なんというのは過去も現在もないんだと。この法務省からトルコに出張した人の報告書あたりを見ますと、みんな金もうけに行つた、そういうような趣旨で報告書ができて上がっているんですよ。

どうも、トルコではクルド人に対する迫害というのはない、こういうような認識になっているのかというふうな言わざるを得ないんですが、この点はどういう御認識を持っておられるのか、法務省と外務省と両方お答えいただけますか。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

法務省といたしましては、難民条約に規定されますところの迫害の有無については、あくまで個別案件ごとに、申請者の経歴や過去の逮捕歴等、個別の状況を前提に判断をするべきものだということに思っております。

したがしまして、これを一般的に申し上げることはなかなか難しいわけでございますけれども、ただ、これまでに我が国におきまして裁判例というものがかなり積み重ねられておりまして、個別の案件に関するものではございますけれども、そ

これらの裁判の中で、クルド人がクルド人であるというこのみによって迫害を受けるということはないと認めている裁判例がかなりございますことを前提といたしまして、そのほかにも、そういう一般的なことのほかにも、過去におきまして、トルコについて人権保障状況を危惧する内容の報告書がEU等から出されたということがあることは承知しておりますけれども、他方、トルコにおきましては、一九九〇年代から、治安の安定とともに民主化の勢いが急速に進んでおるといこともまた認識しているところでございます。

特に、二〇〇一年、平成十三年でございますが、EU加盟に向けて国家プログラムというものが発表されておまして、EU諸国と同等となる法社会体制の実現に向けた改革が進められているというふう聞いております。また、平成十六年には、二〇〇四年でございますが、EUがトルコの加盟交渉の開始を決定するというようなこともございまして、人権保障の状況は相当改善されたというふうには評価されているものと承知しているところでございます。

○神余政府参考人 お答え申し上げます。

トルコでは、南東部を中心にして多数のクルド系国民がいると言われておりますけれども、トルコからの分離独立志向するテロ組織が南東部地域を中心に反政府武装ゲリラ闘争を展開して、トルコ政府がその鎮圧を図るべく大がかりな掃討作戦を行ったという時期があったことは承知しております。しかしながら、現在はそのような状況にあるというふうには承知をしておりません。

いずれにしても、先ほど法務省からお答えがあったように、迫害に当たると言われたかどうかという点については個々のケースごとに判断をすべきものだというふうに思っております。

さらに、欧州委員会のトルコに関する二〇〇四年の年次報告、あるいはアメリカ国務省の二〇〇四年の国別人権報告書の中で、トルコ国内で官憲による拷問等の一定の人権侵害が指摘されている

ことも承知しております。

他方、現在トルコは、EU加盟を目指した国内改革の中で、死刑制度の廃止、表現の自由、拷問の防止等の基本的人権の尊重のための法整備及び運用面での取り組みを進めているということもございまして、クルド系国民の権利についても、クルド語の民間講座の開設認可、あるいはトルコ語以外の民間放送の認可等の取り組みが行われているということも承知しております。

○松野(信)委員 時間が来ましたのでもう質問はやめますが、今外務省の報告にありましたように、例えばアメリカ国務省の国別報告書、またイギリスの国別報告書の中でも、現在でもトルコでは迫害がなされている、こういうのがちゃんと報告されているわけですから、その辺を十分法務省も認識した上で、まさに人権感覚に富んだ難民の認定の処分をしていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございます。

○塩崎委員長 次に、辻恵君。

○辻委員 民主党の辻恵でございます。

本日は、三月一日の予算委員会の際にも南野法務大臣に御質問させていただきました、先日改めて伺いするというふうな申し上げた、井内顕策東京地検特捜部長がマスコミはやくざ者より始末に負えないというような文書を出したという点に関連して、やはりこれは、検察の捜査権という問題と報道の自由との兼ね合いの問題である。ロッキード事件のころからずっと一貫したせめぎ合いの中で推移してきた問題が、たまたま、特異な人格を持っておられたのかどうかよくわかりませんが、特異な形であられたものにはすぎなくて、実は共通した問題としてあるのではないかなというふうに思います。

ですから、その問題をどういう方向で今後整理していくのかというのは、とりわけ司法改革の中で検察庁も開かれた検察としてその姿勢が問い直されている、そういう中で、報道の自由と検察の捜査権の兼ね合いの問題というのは今後も見直

されていかなければならない問題であるというふうに思いますので、問題点をとりあえず整理するという観点で御質問をさせていただきたい、こういうふうに思います。

まず、新聞報道等によると、マスコミはやくざ者より始末に負えないというふうな記載した文書を井内特捜部長が司法記者クラブの数社の部長番記者に配ったというふうな報道されていますが、これについては、何社ぐらいに配ったというふうな事実確認をされておりますか。わかりますか。

○南野国務大臣 私は存じ上げていなかったんですが、今、四社ぐらいではないかということでございます。

○辻委員 読売新聞、毎日新聞、東京新聞、共同通信の四社の名前が挙がっているんですが、この四社は当時出入り禁止処分になっていたというふうなされておりますが、それは事実ですか。

○南野国務大臣 出入り禁止にされていたというこの事実実はちょっと存じ上げておりません。

○辻委員 報道によれば、文書を受け取ったのは、年末から年始にかけて特捜部を取材不対応、つまり出入り禁止処分になっている社の記者に、年賀状を出した人に対して、これはお返しするということ、そのときにその四社に対して配られたという報道になっているんですね。恐らく出入り禁止処分になっていたんだらうというふうに思います。これは、事実はまだ改めて確認していただければいいと思うんですが。

その出入り禁止処分というのは何なのかということについても少し御質問したいと思いますが、とりあえず、この文書について、一月の二十一日ですか、笠間治雄東京地検次席検事が記者会見を司法記者クラブで行われた、そのときに、陳謝を行うとともに井内部長名のおわび文を出したという報道がありますが、この事実と陳謝の内容及びおわび文の内容について御説明いただきたいと思っております。

○南野国務大臣 当該特捜部長は、上司である次席検事から口頭による注意を受けていると聞いて

おりますし、文書を配付した記者等に対し、報道関係の持つ社会的使命を正當に評価しない内容の文書を交付したことについて謝罪したと聞いております。

○辻委員 ちょっと質問通告がすぐれましたから、きょうこの場には御準備いただけないのも仕方がないと思うんですが、井内部長名のおわび文を出したというこのおわび文は委員会に提出していただけますか。

○南野国務大臣 済みません。何か、文書はないようございまして、これは口頭でということであつたように今聞いております。――済みません、把握しておりません。文書はありませんようですが、今手元にはございません。

○辻委員 いや、ですから、それは法務委員会の場に提出していただけますか。

○塩崎委員長 後刻理事会で、ああ、こちら。いや、こつちに言っているんじゃないの。(辻委員「こちらですね」と呼ぶ) そうであれば、後刻理事会で協議いたします。

○辻委員 では、それは、処理は理事会にゆだねますが、ぜひおわび文の内容を確認させていただきたいというふうに思います。

何をわびたのか問題なんです。何を言ったのかということについては、これは既に予算委員会でもお配りいたしましたし、四ページにわたる文書を配ったようでありまして、この内容については、ちょっと大臣の御意見を具体的に伺っていただきたいというふうに考えております。

その前に、今の、一月二十一日の笠間治雄次席検事の陳謝というのは、だれに対して、具体的にどういった内容の陳謝をされたんですか。それをもう少し、詳細をきちつと教えていただけますか。

○南野国務大臣 済みません、準備しておりません。

文書を配付した特定の記者さんに対して陳謝したというふうな今聞いております。

○辻委員 だから、四社に対して陳謝したということですよ。しかし、大臣、これは私信だから

云々というような答弁をこれまでされておりますけれども、それであれば、司法記者クラブで陳謝の記者会見をする必要が果たしてあるのかという問題ですね。四社に対してそれぞれ、これは申しわけなかったというふうに言えればいいことであつて。

ですから、これは、特捜部長ともある方が、マスコミはやくざ者より始末に負えないというふうに、それを配った、それはやはり、その職にある立場の人の考え方なり、四社に対してではあれ、それを、そういうことを平然と配るといふこと自体が、職責に本当にたえるのかどうかということ、で、やはり社会的に問題だから記者会見せざるを得なかつたんだというふうに思うんですね。そうでなければ、笠間次席検事がわざわざ記者会見をされる必要はないわけですよ。

だから、これは、司法記者クラブ全体に対して、マスコミに対してのやはり何らかの態度表明をせざるを得なかつたから記者会見をされている。それは、マスコミに対してということであるけれども、それを通して国民の皆さんに対して検察庁の基本姿勢がやはり問われている問題だし、特捜部長の資質も問われている問題だから記者会見をされたんだというふうに思うんですね。

ですから、今のお答えは、四社に対してしたというお答えは、それはそれとしてわかりますが、内容はどうかですか。具体的な陳謝の内容。笠間次席検事はわざわざ記者会見を開いて陳謝されているんだから、その内容をお聞かせいただきたいと思ひます。

○南野国務大臣 今ちょっと詳細を尋ねたんですが、次席は記者会見はしていないということで、次席が文書をもって報道社にちゃんと謝罪したということでありま。

ちよつと詳しくわかりませんので、申しわけないです。

○辻委員 では、具体的に記者会見を開いたのではなくて、記者クラブに行つてその四社を回つておわびをした、陳謝をしたということなんですか。

そうすると、その陳謝の内容について、これは後日改めて御報告をいただきたいと思うので、理事の方で協議をしていただきたいというふうに思ひます。

私は、今まで何回かこれに言及させていただいて、何でもかき回すのかというの、やはり検察庁が、要するに、捜査をマスコミから守るといふか、結局、事後的に批判があれば批判すればいいんだ、捜査の継続中はマスコミはそれに対して言及すべきではないんだということを言っているんですよ。

しかし、例えば「新聞研究」という、これは雑誌でしようけれども、一九七六年九月号でも、これはロッキード事件をめぐる検察当局とマスコミとの闘いというかせめぎ合いについて報告していますし、また、これは九四年一月の「新聞研究」でありますけれども、これは当時のいわゆるゼネ

コン疑惑を追及する東京地検特捜部と、中央、地方政界とゼネコンの関係について、癒着が問題になつた事件について特捜部とマスコミとがやはりせめぎ合いがあつて、九三年の十一月五日に、日本新聞協会編集委員会が、検察当局が司法記者クラブ加盟各社に対して行つてきた記者会見への出席拒否や取材拒否などの措置、処分を改めるようにという文書を申し入れたりしているんですね。

ですから、その問題というのは、やはり歴史的にずっと連続と続いてきている問題であつて、現在、よりそれがこういう形で問題になつていっていることは、まだ解決していないという問題です。それから、やはりきちつと整理しなきゃいけないし、私の問題意識からすると、報道の自由に対する規制というか圧力が当時よりもさらに強まつているように非常に思うような事例が多々ありますもので、やはり報道の自由の意義ということ、それを検察庁もちゃんと尊重すべきだということをきちつと打ち出してほしいというふうに思うがゆゑに質問させていただいているということでありま。

それで、今回の文書の内容について大臣の所見も伺つていきたいと思うんですが、その前に、取材拒否という検察庁がマスコミ各社に対して行つた事実上の措置というか慣行というか、これについては現在どういふような慣行が成立していると考えられるんでしょうか。

○南野国務大臣 検察においては、場合によつては取材に応じない対応をとらざるを得ない場合もあるというふう聞いておりますが、これは、個々具体的な対応の詳細については把握いたしておりますが、そのようことを言っております。

○辻委員 出入り禁止の処分というのがどうもあつて、担当副部長の部屋での取材が禁止なんだという、これは第一レベルなんですかね、一番緩やかな取材禁止。次は、朝駆け、夜回りを含む特捜部への出入り禁止、これは第二段階。第三段階は、定例会見を含む東京地検内の特捜部及び次席検事への出入り禁止。第四段階は、昼間の取材も朝駆けも夜回りも禁止され、最高検、東京高検、東京地検の検察庁三庁への出入り禁止というふうな、出入り禁止処分は四段階あるんだと。

これは九四年一月の「新聞研究」で述べられているんです。

ですから、これが現在生きているのかどうなのか、こういう慣行がなお続いているのかどうなのか、この点はいかがですか。

○南野国務大臣 今先生からレクチャーを受けまして、そのような段々があるのかというふうな思ひましたが、検察におきましては、従来より、司法記者クラブとの間で、捜査妨害等に当たるような取材とか、それから報道は差し控えられるように要望しているところがあつたりしております。で、そのような取材がなされた場合には、不本意ながら取材に対応しない場合があるというふうにも聞いております。これは報道の自由を考慮した上でということですが、捜査の秘密または適正な捜査遂行の必要性があるということからやむを得ずとっている措置でありまして、不当な規制には当たらないものと承知しております。

それが何段階のことを言うのかというのはちよつとわかりませんが、もとより検察におきましては、報道関係の御意見を伺ひながら、取材活動に対するより一層適切な対応について検討していくものと承知いたしております。

○辻委員 いや、だから、これこれの処分が不当であるなんというふうには言っていないんですよ。こういうふうな、九四年一月の「新聞研究」という雑誌によれば、出入り禁止という取材禁止に四段階あるというふうな紹介されていますよ、今もそういう慣行があるのかないのかを聞いているわけであつて、具体的にどこぞの社に対して拒否したのが妥当なのかどうかとか、そんなことは聞いていないんですよ。

とにかく、いや、捜査の密行性の立場から、報道の自由を侵害しているわけじゃないんだと結論だけおっしゃっているんですけれども、結論を言う前に、事実を聞いているんだから。だから、そこについて確認をされているのかどうか、まず答えてください。判断の前の事実の確認なんだから。

○南野国務大臣 ですから、私は、先生からレクチャーを受けましたと申し上げていることは、それは知らなかつたということでございますので、事実確認できておりません。

○辻委員 では、いろいろ四段階の出入り禁止処分という、つまり、厳密な意味で処分性があるかどうかという、行政事件訴訟法の対象のような、そういう処分性の問題ではないけれども、慣行としての四段階の処分があるのかないのかについてはまたお聞かせいただきたいと思うんですが、少なくとも、今回、井内特捜部長が配つた文書は、出入り禁止処分になつていて、読売、毎日、東京、共同通信だつたと報道されているんですよ。これは、出入り禁止になつていたということについては、今お答えできますか。いかがですか。

○南野国務大臣 申しわけありません、わかりません。

東京地検の特捜部長に就任をして、そのときに朝日新聞の「ひと」欄で紹介をしているんですね。KSDの事件で村上正邦さんを取り扱った記事で、村上さんに、ここで腹を切ってみるといううなことを取り調べ中に言ったということを朝日新聞が「ひと」欄で紹介をした。これで腹を立てて、朝日新聞を出入り禁止にしたという報道があるんですよ。その事実は確認されていますか。

○南野国務大臣 いや、本当、きょうは承知していません。

○辻委員 井内さんの問題を離れて、例えば、そういう新聞報道で、過去の事件について、この取り調べ検事が、例えば政治家に対して、本当かうそか、ここで腹を切ってみるといううな取り調べもやった、ある意味では硬骨漢であるといううに褒めているかもしれないし、剛腕検事だといううに褒めてやしているかもしれない。そういう記事が出たとして、それを理由に出入り禁止にするなんということは、検察庁としてとるべきものなんですか。とつていいんですか、とつてはいけないうんですか。妥当であるか妥当でないか、法務大臣としてはどうお考えですか。

○南野国務大臣 それが事実かどうかという確認は私自身できておりませんが、そういうことであるならば、妥当でないと思っております。

○辻委員 いや、会話が成立しましたね。それでは、その上で、具体的にもう少し会話を成立させていきたいなというふうに思いますけれども。(発言する者あり)それは申しわけないです。

「東京地検特捜部長に就任して」、そして「某受験生及び修習生向け雑誌の原稿抜粋」というふう題する文書を井内特捜部長が四社に配付したというふうには報道されているんですよ。その中でいろいろおっしゃっている。引用させていただきまされども、例えば、

さらにマスコミとの戦いがあります。正直なところ、マスコミの取材と報道は捜査にとって有害無益です。マスコミが無闇に事件関係者に

取材したり、特捜部が誰を呼びだして取り調べたとか、捜索をしたとかの捜査状況の報道をしたり、逮捕や捜索の強制捜査のいわゆる前打ち報道をしたりすることによって、事件関係者に捜査機関の動きや捜査の進展具合を察知され、事件関係者が否認や黙秘に転じたり、その口が固くなって供述が後退したり進展しなくなったり、証拠隠滅工作がなされたり、関係者の逃亡やあぐくの果てには自殺に至るということが少なくありません。そのような報道や取材は、まさに、捜査を妨害し、事件を潰して刑事責任を負うべき者や組織にそれを免れさせ、社会正義の実現を妨げ、犯罪者及び犯罪組織を支援している以外の何物でもありません。それは、同時にマスコミが犯罪者そのものに成り下がっていることの現れであると言つて少しも過言ではありません。

といううなことを言っているんですね。もつとひどいところもあるんですが、この今の読み上げた点について、まず、マスコミの取材と報道は捜査にとって有害無益であるという考えが一部にはあるようなんですけれども、法務大臣はどうお考えですか。

○南野国務大臣 この場で、今の、本文文書の内容をつぶさに取り上げることはできませんけれども、例えば、先生お読みになっておられない部分でしようが、マスコミとやぐざを対比させた部分やマスコミを有害無益とした部分、今お読みになった部分については、やはり妥当を欠いているというふうには思っております。

○辻委員 だから、非常に玉虫色の微妙な発言なんですよね、穏当を欠いているという。だけれども、それでは済まないんですよ。それでは済まないわけですよ。

だから、少なくとも原理原則上どうなのかといううことについてはつききり言つていただきたい。いろいろな局面で、さつきから御紹介しているように、ロッキード事件もそうだし、佐川急便事件もそうですよ。検察の捜査権と報道の自由とのせめ

ぎ合いがあった。しかし、報道の側がやはり加熱して行き過ぎる場合もあつて、それはいろいろ批判もされなければいけない面もあるかもしれない。しかし、そういうふうには報道陣が一生懸命やることによってそれが国民に伝えられ、世論がそれに反応して、やはりこういうことは許されないんだというところで、例えば政治浄化につながったりする。つまり、社会の活力を生み出していく、そういう機能というのはやはりマスコミにあるわけですよ。だから、憲法二十一条で報道の自由が決められている、保障されているんですよ。

そういうことからいうと、一般的に言つて、「マスコミの取材と報道は捜査にとって有害無益です。」なんていう断定はおかしいと思いますが、いかがですか。

○南野国務大臣 それは、マスコミは本当にいい働きをしてくださっているというふうには思いますが、でも、捜査をする一方、その人たちがやはり一生懸命捜査をしようと思つているので、どの段階でどのような状況であつたかということが交差した問題であらうかというふうには思つております。

○辻委員 また会話が成立しなくなっているんですよ。

違うんですよ。法務大臣だからといって、法務省を弁護するだけが役割ではないんですよ。具体的な場面において、体を張つて守らなければいけないときもありますよ。だけれども、今はそんな話をしていないんですよ。原理原則として、「マスコミの取材と報道は捜査にとって有害無益」だなんというふうに言い放つことが、一般的に妥当ではないでしょう。それについて、どうなんですか。もう一回、確認してくださいよ。

○南野国務大臣 報道機関の行う報道、これは取材の自由、これは国民の知る権利に資するものであり、十分尊重されなければならないというふうには思いますけれども、今先生がおっしゃったことについては、それはもう大変な問題であらうかなというふうには思つております。

○辻委員 なるほど。一般的に、マスコミの取材と報道は捜査にとって有害無益であるといううなことはやはりおかしいのであつて、大変な暴言だ、こういうことですよ。いやいや、質問はまだ終わつていませんので。

そうすると、「マスコミは、やぐざ者より始末に終えない悪辣な存在」である、これもやはり妥当でないですよ。いかがですか。

○南野国務大臣 私と比べられたらやぐざが怒るかわかりませんが、それはやぐざとかいろいろな人たちと比べる問題ではないというふうには思います。

○辻委員 だから、本来、比べる問題ではないので、比べること自体、この人は何かやぐざに親和性を持っているんじゃないかというふうには思うぐらいのことなんです。

だから、比べること自体問題ないんですけども、そもそもそういうことを言うこと自体、「マスコミは本当に有害無益な存在です。」とか「マスコミは、やぐざ者より始末に終えない悪辣な存在です。」こんな発言自体、常識的に考えてもおかしいでしょう。検察官がこんなことを言うというのもおかしいでしょう。いかがですか。

○南野国務大臣 先生御指摘のとおり、人間としておかしいのかと思っております。

○辻委員 先ほどの陳謝の内容とか、理事会の方に出されたものを拝見してもう一回、本当に人間性的におかしいのか、検察官としての資質を欠くものなのかどうか、もう一回検討して、御質問させていただきたいというふうに思います。

時間が来ましたので、これで終了いたします。ありがとうございました。

○塩崎委員長 次に、本日付託になりました内閣提出、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。南野法務大臣。

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○南野国務大臣 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

現行の監獄法は、明治四十一年に制定されて以来、実質的な改正がされることなく今日に至っているため、被収容者の権利義務関係や職員の特権が明確ではなく、受刑者処遇の内容についても十分な規定が設けられていないなど、今日では極めて不十分なものとなっております。

他方で、治安情勢の悪化を受けて、国民が安心して暮らせる安全な社会の実現が強く求められている昨今の状況にかんがみずと、受刑者の処遇に当たる行刑の役割は一層重要なものとなっており、行刑改革を遂げ、行刑運営の充実を図ることは喫緊の課題であります。

この法律案は、このような状況を踏まえて、刑事施設の適正な管理運営を図るとともに、刑事施設に収容されている受刑者等について、その人権を尊重しつつ、適切な処遇を行うため、所要の法整備を行うものとしております。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、刑事施設の基本及びその管理運営に関する事項を定めるものであり、刑事施設の運営の透明性を確保するために、刑事施設視察委員会の設置、組織及び権限についても定めることとしております。

第二は、受刑者の処遇について定めるものであり、次の点などを主な内容としております。

その一は、受刑者の権利及び義務の範囲を明らかにするとともに、その生活及び行動に制限を加える必要がある場合につき、その根拠及び限界を定めることとしてあります。

その二は、受刑者に対して、適正な生活条件の保障を図るとともに、医療、運動等その健康の維持のために適切な措置を講ずることとしてあります。

その三は、受刑者には矯正処遇として作業を行

わせるとともに、改善更生及び円滑な社会復帰を図るため必要な指導を行うものとする。矯正処遇は、受刑者ごとに作成する処遇要領に基づき、必要に応じ、専門的知識及び技術を活用して行うこと、自発性及び自律性を涵養するため、生活や行動に対する制限は、受刑者処遇の目的を達成する見込みが高まるに従い順次緩和されるものとする。改善更生の意欲を喚起するため、優遇措置を講ずるものとする。一定の条件を備える受刑者について、円滑な社会復帰を図るため、職員の同行なしに外出及び外泊することを許すことができるものとする。その他受刑者の改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適応する能力の育成を図るための処遇方法を定めることとしてあります。

その四は、面会、信書の発受等の外部交通についての規定を整備するものであります。

その五は、一定の刑事施設の長の措置についての審査の申請、身体に対する違法な有形力の行使等についての事実の申告等の不服申し立て制度を整備することとしてあります。

第三は、労務場留置者の処遇、刑事施設に代用される警察留置場に係る規定の整備その他所要の措置を講ずるものであります。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○塩崎委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○塩崎委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております本案審査のため、来る四月五日火曜日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○塩崎委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

次回は、明三十日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十二分散会

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案
刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律
目次

- 第一編 総則(第一条―第十三条)
- 第一章 受刑者の処遇(第十四条)
- 第二章 収容の開始(第十五条―第十六条)
- 第三章 物品の貸与等及び自弁(第十七条―第二十条)
- 第四章 金品の取扱い(第二十一条―第三十二条)
- 第五章 保健衛生及び医療(第三十三条―第四十三条)
- 第六章 宗教上の行為等(第四十四条―第四十五条)
- 第七章 書籍等の閲覧(第四十六条―第四十九条)
- 第八章 規律及び秩序の維持(第五十条―第六十条)
- 第九章 矯正処遇の実施等
- 第一節 通則(第六十一条―第七十条)
- 第二節 作業(第七十一条―第八十一条)
- 第三節 各種指導(第八十二条―第八十四条)
- 第四節 外出及び外泊(第八十五条―第八十七条)
- 第十章 外部交通
- 第一節 通則(第八十八条)
- 第二節 面会(第八十九条―第九十二条)
- 第三節 信書の発受(第九十三条―第一百条)
- 第四節 電話等による通信(第一百一条―第一百二条)

第五節 雑則(第一百三条)

第十一章 賞罰(第一百四条―第一百十一条)

第十二章 不服申立て

第一節 審査の申請及び再審査の申請(第一百十二条―第一百十七条)

第二節 事実の申告(第一百八条―第一百二十条)

第三節 苦情の申出(第一百二十一条―第一百二十三条)

第四節 雑則(第一百二十四条―第一百二十五条)

第十三章 釈放(第一百二十六条―第一百二十八条)

第十四章 死亡(第一百二十九条―第一百三十条)

第十五章 被拘留受刑者等の処遇(第一百三十一条―第一百三十三条)

第十六章 受刑者の処遇に関する特例(第一百三十四条―第一百四十条)

第三編 補則

第一章 被拘留者その他の被収容者の収容及び処遇(第一百四十一条)

第二章 労務場及び監置場(第一百四十二条―第一百四十四条)

第三章 司法警察職員(第一百四十五条)

第四章 警察留置場

第一節 警察留置場の管理運営等(第一百四十六条―第一百四十七条)

第二節 警察留置場における受刑者の処遇(第一百四十八条―第一百四十九条)

第三節 雑則(第一百五十条―第一百五十一条)

第五章 罰則(第一百五十二条)

附則

第一編 総則

(目的)

第一条 この法律は、刑事施設の適正な管理運営を図るとともに、受刑者等の人権を尊重しつつ、適切な処遇を行うことを目的とする。

(刑事施設)

第二条 刑事施設は、懲役、禁錮又は拘留の刑(国

際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号） 第二条第二号に定める共助刑を含む。）の執行のため拘留される者、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定により勾留される者及び死刑の言渡しを受けて拘留される者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行う施設とする。	ぞれ互いに分離するものとする。 一 性別 二 受刑者（被勾留受刑者を除く）、被勾留者（被勾留受刑者を除く）、被勾留受刑者、死刑確定者及び各種被収容者の別 三 懲役受刑者、禁錮受刑者及び拘留受刑者の別	法務大臣が任命する。 3 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。 4 委員は、非常勤とする。 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、法務省令で定める。（委員会に対する情報の提供及び委員の視察等） 第九条 刑事施設の長は、刑事施設の運営の状況について、法務省令で定めるところにより、定期的に、又は必要に応じて、委員会に対し、情報を提供するものとする。	定する。 2 刑務官の階級は、法務省令でこれを定める。 第二編 受刑者の処遇 第一章 受刑者の処遇の原則 第十四条 受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。 第二章 収容の開始 （収容開始時の告知） 第十五条 刑事施設の長は、受刑者に対し、その刑事施設における収容の開始に際し、次に掲げる事項を告知しなければならない。その刑事施設に収容されている受刑者以外の者が受刑者となつたときも、同様とする。 一 物品の貸与及び支給並びに自弁に関する事項 二 第二十五条第一項に規定する保管私物その他の金品の取扱いに関する事項 三 保健衛生及び医療に関する事項 四 宗教上の行為、儀式行事及び教誨に関する事項 五 書籍等（書籍、雑誌、新聞紙その他の文書、図画（信書を除く）をいう。以下同じ。）の閲覧に関する事項 六 第五十一条第一項に規定する遵守事項 七 面会及び信書の発受に関する事項 八 懲罰に関する事項 九 審査の申請を行うことができる措置、審査庁及び審査の申請期間その他の審査の申請に関する事項 十 第百十八条第一項の規定による申告を行うことができる行為、申告先及び申告期間その他の同項の規定による申告に関する事項 十一 苦情の申出に関する事項 十二 前項の規定による告知は、法務省令で定めるところにより、書面で行う。 （識別のための身体検査） 第十六条 刑務官は、受刑者について、その刑事
第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 被収容者 刑事施設に収容されている者をいう。 二 受刑者 懲役受刑者、禁錮受刑者又は拘留受刑者をいう。 三 懲役受刑者 懲役の刑（国際受刑者移送法第十六条第一項第一号の共助刑を含む。）の執行のため刑事施設に拘留されている者をいう。 四 禁錮受刑者 禁錮の刑（国際受刑者移送法第十六条第一項第二号の共助刑を含む。）の執行のため刑事施設に拘留されている者をいう。 五 拘留受刑者 拘留の刑の執行のため刑事施設に拘留されている者をいう。 六 被勾留者 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定により刑事施設に勾留されている者をいう。 七 被勾留受刑者 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定により勾留されている受刑者をいう。 八 死刑確定者 死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘留されている者をいう。 九 各種被収容者 前条第二項の規定により刑事施設に収容されている者をいう。 第四条 被収容者は、次に掲げる別に従い、それ	3 第一項の規定にかかわらず、適当と認めるときは、居室（被収容者が主として休息及び就寝のために使用する場所として刑事施設の長が指定する室をいう。以下同じ。）外に限り、同項第三号に掲げる別による分離をしないことができる。 （実地監査） 第五条 法務大臣は、この法律の適正な施行を期するため、その職員のうちから監査官を指名し、各刑事施設について、毎年一回以上、これに実地監査を行わせなければならない。（意見聴取） 第六条 刑事施設の長は、その刑事施設の適正な運営に資するため必要な意見を関係する公務所及び公私の団体の職員並びに学識経験のある者から聴くことに努めなければならない。 第七条 刑事施設に、刑事施設視察委員会（以下「委員会」という。）を置く。 2 委員会は、その置かれた刑事施設を視察し、その運営に関し、刑事施設の長に対して意見を述べべるものとする。 （組織等） 第八条 委員会は、委員十人以上で組織する。 2 委員は、人格識見が高く、かつ、刑事施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、	2 委員会は、刑事施設の運営の状況を把握するため、委員による刑事施設の視察をすることができる。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、刑事施設の長に対し、委員による被収容者との面接の実施について協力を求めることができる。 3 刑事施設の長は、前項の視察及び被収容者との面接について、必要な協力をしなければならない。 4 第九十四条及び刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律（明治四十一年法律第二十八号）第五十条の規定にかかわらず、被収容者が委員会に対して提出する書面は、検査をしてはならない。 （委員会の意見の公表） 第十条 法務大臣は、毎年、委員会が刑事施設の長に対して述べた意見を取りまとめ、その概要を公表するものとする。 （裁判官及び検察官の巡視） 第十一条 裁判官及び検察官は、刑事施設を巡視することができる。 （参観） 第十二条 刑事施設の長は、その刑事施設の参観を申し出る者がある場合において相当と認めるときは、これを許すことができる。 （刑務官） 第十三条 刑務官は、法務省令で定めるところにより、法務大臣が刑事施設の職員のうちから指	定する。 2 刑務官の階級は、法務省令でこれを定める。 第二編 受刑者の処遇 第一章 受刑者の処遇の原則 第十四条 受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。 第二章 収容の開始 （収容開始時の告知） 第十五条 刑事施設の長は、受刑者に対し、その刑事施設における収容の開始に際し、次に掲げる事項を告知しなければならない。その刑事施設に収容されている受刑者以外の者が受刑者となつたときも、同様とする。 一 物品の貸与及び支給並びに自弁に関する事項 二 第二十五条第一項に規定する保管私物その他の金品の取扱いに関する事項 三 保健衛生及び医療に関する事項 四 宗教上の行為、儀式行事及び教誨に関する事項 五 書籍等（書籍、雑誌、新聞紙その他の文書、図画（信書を除く）をいう。以下同じ。）の閲覧に関する事項 六 第五十一条第一項に規定する遵守事項 七 面会及び信書の発受に関する事項 八 懲罰に関する事項 九 審査の申請を行うことができる措置、審査庁及び審査の申請期間その他の審査の申請に関する事項 十 第百十八条第一項の規定による申告を行うことができる行為、申告先及び申告期間その他の同項の規定による申告に関する事項 十一 苦情の申出に関する事項 十二 前項の規定による告知は、法務省令で定めるところにより、書面で行う。 （識別のための身体検査） 第十六条 刑務官は、受刑者について、その刑事

施設における収容の開始に際し、その者の識別のため必要限度で、その身体を検査することができる。その後必要が生じたときも、同様とする。

2 女子の受刑者について前項の規定により検査を行う場合には、女子の刑務官が行わなければならない。ただし、女子の刑務官がその検査を行うことができない場合には、男子の刑務官が刑事施設の長の指名する女子の職員を指揮して、これを行うことができる。

第三章 物品の貸与等及び自弁

第十七条 受刑者には、次に掲げる物品（書籍等を除く。以下この章において同じ。）であつて、刑事施設における日常生活に必要なもの（第十九条第一項各号に掲げる物品を除く。）を貸与し、又は支給する。

- 一 衣類及び寝具
 - 二 食事及び湯茶
 - 三 日用品、筆記具その他の物品
- 2 受刑者には、前項に定めるもののほか、法務省令で定めるところにより、必要に応じ、室内装飾品その他の刑事施設における日常生活に用いる物品（第十九条第一項各号に掲げる物品を除く。）を貸与し、又は嗜好品（酒類を除く。次条において同じ。）を支給することができる。

（自弁の物品の使用等）

第十八条 刑事施設の長は、受刑者が、次に掲げる物品（次条第一項各号に掲げる物品を除く。）について、自弁のものを使用し、又は摂取したい旨の申出をした場合において、その者の処遇上適当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、これを許すことができる。

- 一 衣類
- 二 食料品及び飲料
- 三 室内装飾品
- 四 嗜好品
- 五 日用品、文房具その他の刑事施設における日常生活に用いる物品

（補正器具等の自弁等）

第十九条 受刑者には、次に掲げる物品については、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、自弁のものを使用させるものとする。

- 一 眼鏡その他の補正器具
- 二 第六十九条第一項に規定する自己契約作業を行うのに必要な物品
- 三 信書を発するのに必要な封筒その他の物品
- 四 第八十五条第一項の規定による外出又は外泊の際に使用する衣類その他の物品
- 五 その他法務省令で定める物品

2 前項各号に掲げる物品について、受刑者が自弁のものを使用することができない場合であつて、必要と認めるときは、その者にこれを貸与し、又は支給するものとする。

（物品の貸与等の基準）

第二十条 第十七条又は前条第二項の規定により貸与し、又は支給する物品は、受刑者の健康を保持するに足り、かつ、国民生活の実情等を勘案し、受刑者としての地位に照らして、適正と認められるものでなければならない。

第四章 金品の取扱

（金品の検査）

第二十一条 刑事施設の職員は、次に掲げる金品について、検査を行うことができる。

- 一 受刑者が収容される際に所持する現金及び物品
- 二 受刑者が収容中に取得した現金及び物品（信書を除く。次号において同じ。）であつて、同号に掲げる現金及び物品以外のもの（刑事施設の長から支給された物品を除く。）
- 三 受刑者に交付するため当該受刑者以外の者が刑事施設に持参し、又は送付した現金及び物品

（収容時の所持物品等の処分）
第二十二条 刑事施設の長は、前条第一号又は第二号に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当するときは、受刑者に対し、その物品について、

親族その他相当と認める者への交付その他相当の処分を求めるものとする。

- 一 保管に不便なものであるとき。
- 二 腐敗し、又は滅失するおそれがあるものであるとき。
- 三 危険を生ずるおそれがあるものであるとき。

2 前項の規定により物品の処分を求めた場合において、受刑者が相当の期間内にその処分をしないときは、刑事施設の長は、これを売却してその代金を領置する。ただし、売却することができないものは、廃棄することができる。

（差入物の引取り等）

第二十三条 刑事施設の長は、第二十一条第三号に掲げる現金又は物品が次の各号のいずれかに該当するときは、その現金又は物品を持参し、又は送付した者（以下この条及び第二十八条において「差入人」という。）に対し、その引取りを求めるものとする。

- 一 受刑者に交付することにより、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるものであるとき。
- 二 差入人が親族以外の者である場合において、受刑者に交付することにより、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるものであるとき。
- 三 差入人の氏名が明らかでないものであるとき。
- 四 自弁により使用し、若しくは摂取することができるとされる物品又は積放の際に必要なと認められる物品（以下「自弁物品等」という。）以外の物品であるとき。
- 五 前条第一項各号のいずれかに該当する物品であるとき。

2 第二十一条第三号に掲げる現金又は物品であつて、前項第一号から第三号までのいずれかに該当するものについて、差入人の所在が明らかでないため同項の規定による引取りを求めることができないときは、刑事施設の長は、その

旨を政令で定める方法によつて公告しなければならない。

- 3 前項に規定する現金又は物品について、第一項の規定による引取りを求め、又は前項の規定により公告した日から起算して六月を経過する日までに差入人がその現金又は物品の引取りをしないときは、その現金又は物品は、国庫に帰属する。
- 4 第二項に規定する物品であつて、第一項第五号に該当するものについては、刑事施設の長は、前項の期間内でも、これを売却してその代金を保管することができる。ただし、売却できないものは、廃棄することができる。
- 5 第二十一条第三号に掲げる現金又は物品であつて、第一項第四号又は第五号に該当するもの（同項第一号から第三号までのいずれかに該当するものを除く。）について、差入人の所在が明らかでないため同項の規定による引取りを求めることができないとき、若しくはその引取りを求めることが相当でないとき、又は差入人がその引取りを拒んだときは、刑事施設の長は、受刑者に対し、親族その他相当と認める者への交付その他相当の処分を求めるものとする。
- 6 前条第二項の規定は、前項の規定により処分を求めた場合について準用する。
- 7 第二十一条第三号に掲げる現金又は物品であつて、第一項各号のいずれにも該当しないものについて、受刑者がその交付を受けることを拒んだ場合には、刑事施設の長は、差入人に対し、その引取りを求めるものとする。この場合においては、第二項及び第三項の規定を準用する。

（物品の引渡し及び領置）

第二十四条 次に掲げる物品のうち、この法律の規定により受刑者が使用し、又は摂取することができるものは、受刑者に引き渡す。

- 一 第二十一条第一号又は第二号に掲げる物品であつて、第二十一条第一項各号のいずれにも該当しないもの

二 第二十一条第三号に掲げる物品であつて、前条第一項各号のいずれにも該当しないもの（受刑者が交付を受けることを拒んだ物品を除く。） 2 次に掲げる金品は、刑事施設の長が領置する。 一 前項各号に掲げる物品のうち、この法律の規定により受刑者が使用し、又は摂取することができないものの以外のも 二 第二十一条各号に掲げる現金であつて、前条第一項第一号から第三号までのいずれにも該当しないもの （保管私物等） 第二十五条 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、保管私物（受刑者が前条第一項の規定により引渡しを受けて保管する物品（第五項の規定により引渡しを受けて保管する物品を含む。）及び受刑者が受けた信書でその保管するものをいう。以下同じ。）の保管方法について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。	4 刑事施設の長は、受刑者が保管私物について領置することを求めた場合において、相当と認めるときは、これを領置することができる。ただし、領置総量が領置限度量を超えることとなる場合は、この限りでない。 5 刑事施設の長は、前項の規定により領置している物品について、受刑者がその引渡しを求めた場合には、これを引き渡すものとする。ただし、保管総量が保管限度量を超えることとなる場合は、この限りでない。 （領置金の使用） 第二十六条 刑事施設の長は、受刑者が、自弁物品等を購入し、又は刑事施設における日常生活上自ら負担すべき費用に充てるため、領置されている現金を使用することを申請した場合に、必要な金額の現金の使用を許すものとする。ただし、自弁物品等を購入するための現金の使用については、その購入により、保管総量が保管限度量を超え、又は領置総量が領置限度量を超えることとなる場合は、この限りでない。 （保管私物又は領置金品の交付） 第二十七条 刑事施設の長は、受刑者が、保管私物又は領置されている金品（第百条に規定する文書図画に該当するものを除く。）について、他の者（当該刑事施設に収容されている者を除く。）への交付（信書の発信に該当するものを除く。）を申請した場合には、これを許すものとする。ただし、交付の相手方が親族以外の者である場合において、その交付により、刑事施設の規律及び秩序を害し、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。 （差入れ等に関する制限） 第二十八条 刑事施設の長は、この章に定めるもののほか、法務省令で定めるところにより、差入人による受刑者に対する金品の交付及び受刑者による自弁物品等の購入について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。（領置物の引渡し）	第二十九条 刑事施設の長は、受刑者の釈放の際、領置している金品をその者に引き渡すものとする。 （釈放者の遺留物） 第三十条 釈放された受刑者が刑事施設に遺留した金品（以下「遺留物」という。）は、その釈放の日から起算して六月を経過する日までに、その者からその引渡しを求める申出がなく、又はその引渡しに要する費用の提供がないときは、国庫に帰属する。 2 前項の期間内でも、刑事施設の長は、腐敗し、又は滅失するおそれが生じた遺留物は、廃棄することができる。 （逃走者等の遺留物） 第三十一条 受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に定める日から起算して六月を経過する日までに、その者から引渡しを求める申出がなく、又は引渡しに要する費用の提供がないときは、その遺留物は、国庫に帰属する。 一 逃走したとき 逃走した日 二 第六十条第二項の規定により解放された場合において、同条第三項に規定する避難を必要とする状況がなくなった後速やかに同項に規定する場所に出頭しなかったとき 避難を必要とする状況がなくなった日 三 第七十五条第一項の規定による作業又は第八十五条第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかったとき その日 2 前条第二項の規定は、前項の遺留物について準用する。 （死亡者の遺留物） 第三十二条 死亡した受刑者の遺留物は、法務省令で定めるところにより、その遺族等（法務省令で定める遺族その他の者をいう。以下同じ。）に対し、その申請に基づき、引き渡すものとする。	2 死亡した受刑者の遺留物がある場合において、その遺族等の所在が明らかでないため第百二十九条の規定による通知をすることができないときは、刑事施設の長は、その旨を政令で定める方法によつて公告しなければならない。 3 第一項の遺留物は、第百二十九条の規定による通知をし、又は前項の規定により公告をした日から起算して六月を経過する日までに第一項の申請がないときは、国庫に帰属する。 4 第三十条第二項の規定は、第一項の遺留物について準用する。 第五章 保健衛生及び医療 （保健衛生及び医療の原則） 第三十三条 刑事施設においては、受刑者の心身の状況を把握することに努め、受刑者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。（運動） 第三十四条 受刑者には、日曜日その他法務省令で定める日を除き、できる限り戸外で、その健康を保持するため適切な運動を行う機会を与えなければならない。 （受刑者の清潔義務） 第三十五条 受刑者は、身体、着衣及び所持品並びに居室その他日常生活する場所を清潔にしなければならぬ。 （入浴） 第三十六条 受刑者には、法務省令で定めるところにより、刑事施設における保健衛生上適切な入浴を行わせる。 （調髪及びひげそり） 第三十七条 受刑者には、法務省令で定めるところにより、調髪及びひげそりを行わせる。 2 刑事施設の長は、受刑者が自弁により調髪を行いたい旨の申出をした場合において、その者の処遇上適当と認めるときは、これを許すことができる。（健康診断）
3 第二十二條第二項の規定は、前項の規定により処分を求めた場合について準用する。			

第三十八條 刑事施設の長は、受刑者に対し、その刑事施設における収容の開始後速やかに、及び毎年一回以上定期的に、法務省令で定めるところにより、健康診断を行わなければならない。刑事施設における保健衛生上必要があるときも、同様とする。

2 受刑者は、前項の規定による健康診断を受けなければならない。この場合においては、その健康診断の実施のため必要な限度内における採血、エックス線撮影その他の医学的処置を拒むことはできない。

(診療等)

第三十九條 刑事施設の長は、受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、刑事施設の職員である医師等（医師又は歯科医師をいう。以下同じ。）による診療（栄養補給の処置を含む。以下同じ。）を行い、その他必要な医療上の措置を執るものとする。ただし、第一号に該当する場合において、その者の生命に危険が及び、又は他人にその疾病を感染させるおそれがないときは、その者の意思に反しない場合に限る。

一 負傷し、若しくは疾病にかかっているとき、又はこれらの疑いがあるとき。

二 飲食物を摂取しない場合において、その生命に危険が及ぶおそれがあるとき。

2 刑事施設の長は、前項に規定する場合において、傷病の種類又は程度等に応じ必要と認めるときは、刑事施設の職員でない医師等による診療を行うことができる。

3 刑事施設の長は、前二項の規定により診療を行う場合において、必要に応じ受刑者を刑事施設の外の病院又は診療所に通院させ、やむを得ないときは受刑者を刑事施設の外の病院又は診療所に入院させることができる。

(指名医による診療)

第四十條 刑事施設の長は、負傷し、又は疾病にかかっている受刑者が、刑事施設の職員でない医師等を指名して、その診療を受けることを申請した場合において、傷病の種類及び程度、刑事施設に収容される前にその医師等による診療を受けていたことその他の事情に照らして、その受刑者の医療上適当であると認めるときは、刑事施設内において、自弁によりその診療を受けることを許すことができる。

2 刑事施設の長は、前項の規定による診療を受けることを許す場合において、同項の診療を行う医師等（以下この条において「指名医」という。）の診療方法を確認するため、又はその後にその受刑者に対して刑事施設において診療を行うため必要があるときは、刑事施設の職員をしてその診療に立ち会わせ、若しくはその診療に關して指名医に質問させ、又は診療録の写しその他のその診療に関する資料の提出を求めることができる。

3 指名医は、その診療に際し、刑事施設の長が法務省令で定めるところにより指示する事項を遵守しなければならない。

4 刑事施設の長は、第一項の規定による診療を受けることを許した場合において、その指名医が、第二項の規定により刑事施設の長が行う措置に従わないとき、前項の規定により刑事施設の長が指示する事項を遵守しないとき、その他その診療を継続することが不適当であるときは、これを中止し、以後、その指名医の診療を受けることを許さないことができる。

(感染症予防上の措置)

第四十一條 刑事施設の長は、刑事施設内における感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要がある場合には、受刑者に対し、第三十八條の規定による健康診断又は第三十九條の規定による診療その他必要な医療上の措置を執るほか、予防接種、当該疾病を感染させるおそれなくなるまでの間の隔離その他法務省令で定める措置を執るものとする。

(養護のための措置等)

第四十二條 刑事施設の長は、老人、妊産婦、身体虚弱者その他の養護を必要とする受刑者につ

いて、その養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置に準じた措置を執るものとする。

2 刑事施設の長は、受刑者が出産するときは、やむを得ない場合を除き、刑事施設の外の病院、診療所又は助産所に入院させるものとする。

(子の養育)

第四十三條 刑事施設の長は、女子の受刑者がその子を刑事施設内で養育したい旨の申出をした場合において、相当と認めるときは、その子が一歳に達するまで、これを許すことができる。

2 刑事施設の長は、受刑者が、前項の規定により養育され一歳に達した子について、引き続き刑事施設内で養育したい旨の申出をした場合において、その受刑者の心身の状況に照らして、又はその子を養育する上で、特に必要があるときは、引き続き六月間に限り、これを許すことができる。

3 受刑者が前二項の規定により子を養育している場合には、その子の養育に必要な物品を貸与し、又は支給する。

4 前項に規定する場合において、受刑者が、その子の養育に必要な物品について、自弁のものを使用し、若しくは摂取し、又はその子に使用させ、若しくは摂取させたい旨の申出をした場合には、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障がない限り、これを許すものとする。

5 受刑者が第一項又は第二項の規定により養育している子については、受刑者の例により、健康診断、診療その他の必要な措置を執るものとする。

第六章 宗教上の行為等

(二人で行う宗教上の行為)

第四十四條 受刑者が一人で行う札押その他の宗教上の行為は、これを禁止し、又は制限してはならない。ただし、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

(宗教上の儀式行事及び教誨)

第四十五條 刑事施設の長は、受刑者が宗教家（間の篤志家に限る。以下この項において同じ。）の行う宗教上の儀式行事に参加し、又は宗教家の行う宗教上の教誨を受けることができる機会を設けるように努めなければならない。

2 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合には、受刑者に前項に規定する儀式行事に参加させず、又は同項に規定する教誨を受けさせないことができる。

第七章 書籍等の閲覧

(自弁の書籍等の閲覧)

第四十六條 受刑者が自弁の書籍等を閲覧することとは、この章及び第十一章の規定による場合のほか、これを禁止し、又は制限してはならない。

第四十七條 刑事施設の長は、受刑者が自弁の書籍等を閲覧することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その閲覧を禁止することができる。

一 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

二 矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

2 前項の規定により閲覧を禁止すべき事由の有無を確認するため自弁の書籍等の翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、受刑者にその費用を負担させることができる。この場合において、受刑者が負担すべき費用を負担しないときは、その閲覧を禁止する。

(新聞紙に関する制限)

第四十八條 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、受刑者が取得することができる新聞紙の範囲及び取得方法について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。（時事の報道に接する機会の付与等）

第四十九條 刑事施設の長は、受刑者に対し、日刊新聞紙の備付け、報道番組の放送その他の方法により、できる限り、主要な時事の報道に接

する機会を与えるように努めなければならない。

- 2 刑事施設の長は、第六十九条第二項の規定による援助の措置として、刑事施設に書籍等を備え付けるものとする。この場合において、備え付けた書籍等の閲覧の方法は、刑事施設の長が定める。

第八章 規律及び秩序の維持

(刑事施設の規律及び秩序)

- 第五十条 刑事施設の規律及び秩序は、適正に維持されなければならない。

- 2 前項の目的を達成するため執る措置は、被収容者の収容を確保し、並びにその処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穩な共同生活を維持するため必要な限度を超えてはならない。

(遵守事項等)

- 第五十一条 刑事施設の長は、受刑者が遵守すべき事項（以下「遵守事項」という。）を定める。

- 2 遵守事項は、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。
- 一 犯罪行為をしてはならないこと。
 - 二 他人に対し、粗野若しくは乱暴な言動をし、又は迷惑を及ぼす行為をしてはならないこと。
 - 三 自身を傷つける行為をしてはならないこと。
 - 四 刑事施設の職員の職務の執行を妨げる行為をしてはならないこと。
 - 五 自己又は他の被収容者の収容の確保を妨げるおそれのある行為をしてはならないこと。
 - 六 刑事施設の安全を害するおそれのある行為をしてはならないこと。
 - 七 刑事施設内の衛生又は風紀を害する行為をしてはならないこと。
 - 八 金品について、不正な使用、所持、授受その他の行為をしてはならないこと。
 - 九 正当な理由なく、第七十一条若しくは第七十二条に規定する作業を怠り、又は第六十二条第一項各号、第八十二条若しくは第八十三

条に規定する指導を拒んではならないこと。

- 十 前各号に掲げるもののほか、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要な事項
- 十一 前各号に掲げる事項について定めた遵守事項又は第七十五条第四項（第八十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特別遵守事項に違反する行為を企て、あおり、唆し、又は援助してはならないこと。

- 3 前二項のほか、刑事施設の長又はその指定する職員は、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、受刑者に対し、その生活及び行動について指示することができる。

(身体の検査等)

- 第五十二条 刑務官は、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、受刑者について、その身体、着衣、所持品及び居室を検査し、並びにその所持品を取り上げて一時保管することができる。

- 2 第十六条第二項の規定は、前項の規定による女子の受刑者の身体及び着衣の検査について準用する。

- 3 刑務官は、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、刑事施設内において、被収容者以外の者（弁護士又は刑事訴訟法第三十九条第一項に規定する弁護士となろうとする者（以下「弁護士等」という。）を除く。）の着衣及び携帯品を検査し、並びにその者の携帯品を取り上げて一時保管することができる。

- 4 前項の検査は、文書図画の内容の検査に及んではならない。

(隔離)

- 第五十三条 刑事施設の長は、受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者を他の被収容者から隔離することができる。この場合においては、その者の処遇は、運動、入浴又は面会の場合その他の法務省令で定める場合を除き、昼夜、居室において行う。

- 一 他の被収容者と接触することにより刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。

- 二 他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、これを避けるために他に方法がないとき。

- 2 前項の規定による隔離の期間は、三月とする。ただし、特に継続の必要がある場合には、刑事施設の長は、一月ごとにこれを更新することができる。

- 3 刑事施設の長は、前項の期間中であっても、隔離の必要がなくなったときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

- 4 第一項の規定により受刑者を隔離している場合には、その受刑者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならない。

(制止等の措置)

- 第五十四条 刑務官は、受刑者が自身を傷つけ若しくは他人に危害を加え、逃走し、刑事施設の職員の職務の執行を妨げ、その他刑事施設の規律及び秩序を著しく害する行為をし、又はこれらの行為をしようとする場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その受刑者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執ることができる。

- 2 刑務官は、被収容者以外の者が次の各号のいずれかに該当する場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その行為をする者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執ることができる。

- 一 刑事施設に侵入し、その設備を損壊し、刑事施設の職員の職務執行を妨げ、又はこれらの行為をまさにとしようとするとき。

- 二 刑務官の要求を受けたのに刑事施設から退去しないとき。

- 三 被収容者の逃走又は刑事施設の職員の職務執行の妨害を、現場で、援助し、あおり、又は唆すとき。

- 四 被収容者に危害を加え、又はまさに加えようとするとき。

- 3 前二項の措置に必要な警備用具については、法務省令で定める。

(捕縄、手錠及び拘束衣の使用)

- 第五十五条 刑務官は、受刑者を護送する場合又は受刑者が次の各号のいずれかの行為をするおそれがある場合には、法務省令で定めるところにより、捕縄又は手錠を使用することができる。

- 一 逃走すること。
- 二 自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。

- 三 刑事施設の設備、器具その他の物を損壊すること。

- 2 刑務官は、受刑者が自身を傷つけおそれがある場合において、他にこれを防止する手段がないときは、刑事施設の長の命令により、拘束衣を使用することができる。ただし、捕縄又は手錠と同時に使用することはできない。

- 3 前項に規定する場合においては、刑事施設の長の命令を待つとまがないときは、刑務官は、その命令を待たないで、拘束衣を使用することができる。この場合には、速やかに、その旨を刑事施設の長に報告しなければならない。

- 4 拘束衣の使用の期間は、三時間とする。ただし、刑事施設の長は、特に継続の必要があると認めるときは、通じて十二時間を超えない範囲内で、三時間ごとにその期間を更新することができる。

- 5 刑事施設の長は、前項の期間中であっても、拘束衣の使用の必要がなくなったときは、直ちにその使用を中止させなければならない。

- 6 受刑者に拘束衣を使用し、又はその使用の間を更新した場合においては、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならない。

- 7 捕縄、手錠及び拘束衣の制式は、法務省令で定める。

- (保護室への収容)
- 第五十六条 刑務官は、受刑者が次の各号のい

れかに該当する場合には、刑事施設の長の命令により、その者を保護室に収容することができる。

一 自身を傷つけるおそれがあるとき。

二次のイからハまでのいずれかに該当する場合において、刑事施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき。

イ 刑務官の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき。

ロ 他人に危害を加えるおそれがあるとき。

ハ 刑事施設の設備、器具その他の物を損壊し、又は汚損するおそれがあるとき。

2 前項に規定する場合において、刑事施設の長の命令を待たないときは、刑務官は、その命令を待たないで、その受刑者を保護室に収容することができる。この場合には、速やかに、その旨を刑事施設の長に報告しなければならない。

3 保護室への収容の期間は、七十二時間以内とする。ただし、特に継続の必要がある場合には、刑事施設の長は、四十八時間ごとにこれを更新することができる。

4 刑事施設の長は、前項の期間中であっても、保護室への収容の必要がなくなったときは、直ちにその収容を中止させなければならない。

5 受刑者を保護室に収容し、又はその収容の間を更新した場合には、刑事施設の長は、速やかに、その受刑者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならない。

6 保護室の構造及び設備の基準は、法務省令で定める。

(武器の携帯及び使用)

第五十七条 刑務官は、法務省令で定める場合に限り、小型武器を携帯することができる。

2 刑務官は、受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その事態に応じ合理的の必要と判断される限度で、武器を使用することができる。

一 暴動を起こし、又はまさに起こそうとするとき。

二 他人に重大な危害を加え、又はまさに加えようとするとき。

三 刑務官が携帯し、又は刑事施設に保管されている武器を奪取し、又はまさに奪取しようとするとき。

四 凶器を携帯し、刑務官が放棄を命じたのに、これに従わないとき。

五 刑務官の制止に従わず、又は刑務官に対し暴行若しくは集団による威力を用いて、逃走し、若しくは逃走しようとし、又は他の被収容者の逃走を助けるとき。

3 刑務官は、被収容者以外の者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その事態に応じ合理的の必要と判断される限度で、武器を使用することができる。

一 被収容者が暴動を起こし、又はまさに起こそうとする場合において、その現場で、これらに参加し、又はこれらを援助するとき。

二 被収容者に重大な危害を加え、又はまさに加えようとするとき。

三 刑務官が携帯し、又は刑事施設に保管されている武器を奪取し、又はまさに奪取しようとするとき。

四 銃器、爆発物その他の凶器を携帯し、又は使用して、刑事施設に侵入し、若しくはその設備を損壊し、又はこれらの行為をまさにしようとするとき。

五 暴行又は脅迫を用いて、被収容者を奪取し、若しくは解放し、又はこれらの行為をまさにしようとするとき。

4 前二項の規定による武器の使用に際しては、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条若しくは第三十七条に該当する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、人に危害を加えてはならない。

一 刑務官において他に受刑者の第二項各号に規定する行為を抑止する手段がないと信ずる

に足りる相当の理由があるとき。

二 刑務官において他に被収容者以外の者の前項各号に規定する行為を抑止する手段がないと信ずるに足りる相当の理由があるとき。ただし、同項第二号に掲げる場合以外の場合にあつては、その者が刑務官の制止に従わないで当該行為を行うときに限る。

(収容のための連戻し)

第五十八条 刑務官は、受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める時から四十八時間以内に着手したときに限り、これを連れ戻すことができる。

一 逃走したとき 逃走の時

二 第七十五条第一項の規定による作業又は第八十五条第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかったとき
その日時

(災害時の応急用務)

第五十九条 刑事施設の長は、地震、火災その他の災害に際し、刑事施設内にある者の生命又は身体の保護のため必要があると認める場合には、受刑者を刑事施設内又はこれに近接する区域における消火、人命の救助その他の応急の用務に就かせることができる。

2 第七十九条から第八十一条までの規定は、受刑者が前項の規定により応急の用務に就いて死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合について準用する。

(災害時の避難及び解放)

第六十条 刑事施設の長は、地震、火災その他の災害に際し、刑事施設内において避難の方法がないときは、受刑者を適当な場所に護送しなければならぬ。

2 前項の場合において、受刑者を護送することができないときは、刑事施設の長は、その者を刑事施設から解放することができる。地震、火災その他の災害に際し、刑事施設の外にある受刑者を避難させるため適当な場所に護送するこ

とができない場合も、同様とする。

3 前項の規定により解放された者は、避難を必要とする状況がなくなった後速やかに、刑事施設又は刑事施設の長が指定した場所に出頭しなければならない。

第九章 矯正処遇の実施等

第一節 通則

(矯正処遇)

第六十一条 受刑者には、矯正処遇として、第七十一条又は第七十二条に規定する作業を行わせ、並びに第八十二条及び第八十三条に規定する指導を行う。

2 矯正処遇は、処遇要領(矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法を受刑者ごとに定める矯正処遇の実施の要領をいう。以下この条において同じ。)に基づいて行うものとする。

3 処遇要領は、法務省令で定めるところにより、刑事施設の長が受刑者の資質及び環境の調査の結果に基づき定めるものとする。

4 処遇要領は、必要に応じ、受刑者の希望を参酌して定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 矯正処遇は、必要に応じ、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用して行うものとする。

(刑執行開始時及び釈放前の指導等)

第六十二条 受刑者には、矯正処遇を行うほか、次の各号に掲げる期間において、当該各号に定める指導を行う。

一 刑の執行開始後の法務省令で定める期間
受刑の意義その他矯正処遇の実施の基礎となる事項並びに刑事施設における生活及び行動に関する指導

二 釈放前における法務省令で定める期間
釈放後の社会生活において直ちに必要となる知識の付与その他受刑者の帰住及び釈放後の生活に関する指導

2 前項第二号に掲げる期間における受刑者の処遇は、できる限り、これにふさわしい設備と環

境を備えた場所で行うものとし、必要に応じ、第八十五条第一項の規定による外出又は外泊を許し、その他円滑な社会復帰を図るため必要な措置を執るものとする。

3 刑事施設の長は、法務省令で定める基準に従い、第一項各号に定める指導を行う日及び時間を定める。

(集団処遇)

第六十三条 矯正処遇及び前条第一項の規定による指導（以下「矯正処遇等」という。）は、その効果的な実施を図るため、必要に応じ、受刑者を集団に編成して行うものとする。

2 前項の場合において特に必要があるときは、第四条第一項の規定にかかわらず、居室外に限り、同項第一号に掲げる別による分離をしないことができる。

(刑事施設外処遇)

第六十四条 矯正処遇等は、その効果的な実施を図るため必要な限度において、刑事施設の外の適当な場所で行うことができる。

(制限の緩和)

第六十五条 受刑者の自発性及び自律性を涵養するため、刑事施設の規律及び秩序を維持するための受刑者の生活及び行動に対する制限は、法務省令で定めるところにより、第十四条の目的を達成する見込みが高まるに従い、順次緩和されるものとする。

2 前項の場合において、第十四条の目的を達成する見込みが特に高いと認められる受刑者の処遇は、法務省令で定めるところにより、開放的施設（収容を確保するため通常必要とされる設備又は措置の一部を設けず、又は講じない刑事施設の全部又は一部で法務大臣が指定するものをいう。以下同じ。）で行うことができる。

(優遇措置)

第六十六条 刑事施設の長は、受刑者の改善更生の意欲を喚起するため、次に掲げる処遇について、法務省令で定めるところにより、一定の期間ごとの受刑態度の評価に応じた優遇措置を講

ずるものとする。

一 第十七条第二項の規定により物品を貸与し、又は支給すること。

二 第十八条の規定により自弁の物品の使用又は摂取を許すこと。

三 第八十九条の面会をすることができる時間又は回数等を定めること。

四 その他法務省令で定める処遇

(社会との連携)

第六十七条 刑事施設の長は、受刑者の処遇を行うに当たり必要があると認めるときは、受刑者の親族、民間の篤志家、関係行政機関その他の者に對し、協力を求めるものとする。

2 前項の協力をした者は、その協力を行うに当たって知り得た受刑者に関する秘密を漏らしてはならない。

(起居動作の時間帯)

第六十八条 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、矯正処遇等の時間帯、食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯及び余暇に充てられるべき時間帯（次条において「余暇時間帯」という。）を定め、これを受刑者に告知するものとする。

(余暇活動の援助等)

第六十九条 刑事施設の長は、受刑者に對し、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがない限り、余暇時間帯において自己契約作業（その者が刑事施設の外部の者との請負契約により行う物品の製作その他の作業をいう。次項において同じ。）を行うことを許すものとする。

2 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、受刑者に對し、自己契約作業、知的、教育的及び娯楽的活動、運動競技その他の余暇時間帯における活動について、援助を与えるものとする。

(公務所等への照会)

第七十条 刑事施設の長は、受刑者の資質及び環境の調査のため必要があるときは、公務所又は

公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二節 作業

(懲役受刑者の作業)

第七十一条 懲役受刑者に行わせる作業は、懲役受刑者ごとに、刑事施設の長が指定する。

(禁錮受刑者等の作業)

第七十二条 刑事施設の長は、禁錮受刑者又は拘留受刑者が刑事施設の長の指定する作業を行いたい旨の申出をした場合には、法務省令で定めるところにより、その作業を行うことを許すことができる。

(作業の実施)

第七十三条 作業は、できる限り、受刑者の勤勞意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させるように実施するものとする。

2 受刑者に職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させる必要がある場合において、相当と認めるときは、これらを目的とする訓練を作業として実施する。

(作業の条件等)

第七十四条 刑事施設の長は、法務省令で定める基準に従い、一日の作業時間及び作業を行わない日を定める。

2 刑事施設の長は、作業を行う受刑者の安全及び衛生を確保するため必要な措置を講じなければならない。

3 受刑者は、前項の規定により刑事施設の長が講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

4 第二項の規定により刑事施設の長が講ずべき措置及び前項の規定により受刑者が守らなければならない事項は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他の法令に定める労働者の安全及び衛生を確保するため事業者が講ずべき措置及び労働者が守らなければならない事項に準じて、法務大臣が定める。

(外部通動作業)

第七十五条 刑事施設の長は、刑法第二十八条（国際受刑者移送法第二十一条において読み替えて適用する場合を含む。）、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第五十八条又は国際受刑者移送法第二十二条の規定により仮釈放を許すことができる期間を経過した懲役受刑者又は禁錮受刑者が、第六十五条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その円滑な社会復帰を図るため必要があるときは、刑事施設の職員の同行なしに、その受刑者を刑事施設の外の事業所（以下この条において「外部事業所」という。）に通勤させて作業を行わせることができる。

2 前項の規定による作業（以下「外部通動作業」という。）は、外部事業所の業務に従事し、又は外部事業所が行う職業訓練を受けることによつて行う。

3 受刑者に外部通動作業を行わせる場合には、刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、当該外部事業所の事業主（以下この条において「外部事業主」という。）との間において、受刑者の行う作業の種類、作業時間、受刑者の安全及び衛生を確保するため必要な措置その他の外部通動作業の実施に関し必要な事項について、取決を行わなければならない。

4 刑事施設の長は、受刑者に外部通動作業を行わせる場合には、あらかじめ、その受刑者が外部通動作業に関し遵守すべき事項（以下この条において「特別遵守事項」という。）を定め、これをその受刑者に告知するものとする。

5 特別遵守事項は、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

一 指定された経路及び方法により移動しなければならないこと。
二 指定された時刻までに刑事施設に帰着しなければならないこと。
三 正当な理由なく、外部通動作業を行う場所以外の場所に立ち入ってはならないこと。

四 外部事業主による作業上の指示に従わなければならないこと。

五 正当な理由なく、犯罪性のある者その他接触することにより矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者と接触してはならないこと。

6 刑事施設の長は、外部通働作業を行う受刑者が遵守事項又は特別遵守事項を遵守しなかった場合その他外部通働作業を不適当とする事由があると認める場合には、これを中止することができる。

(作業収入)

第七十六条 作業の実施による収入は、国庫に帰属する。

(作業報奨金)

第七十七条 刑事施設の長は、作業を行った受刑者に対しては、釈放の際（その者が受刑者以外の被収容者となったときは、その際）に、その時における報奨金計算額に相当する金額の作業報奨金を支給するものとする。

2 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、毎月、その月の前月において受刑者が行った作業に対応する金額として、法務大臣が定める基準に従い、その作業の成績その他就業に関する事項を考慮して算出した金額を報奨金計算額に加算するものとする。ただし、釈放の日の属する月における作業に係る加算は、釈放の時に行う。

3 前項の基準は、作業の種類及び内容、作業に要する知識及び技能の程度等を考慮して定め

4 刑事施設の長は、受刑者がその釈放前に作業報奨金の支給を受けた旨の申出をした場合において、その使用の目的が、自弁物品等の購入、親族の生計の援助、被害者に対する損害賠償への充当等相当なものであると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、法務省令で定めるところにより、その支給の時における報奨金計算額に相当する金額の範囲内で、申出の額の全部

又は一部の金額を支給することができる。この場合には、その支給額に相当する金額を報奨金計算額から減額する。

5 受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に定める日から起算して六月を経過する日までに刑事施設に収容されなかったときは、その者の報奨金計算額は、零とする。

一 逃走したとき 逃走した日

二 第六十条第二項の規定により解放された場合において、同条第三項に規定する避難を必要とする状況がなくなった後速やかに同項に規定する場所に出頭しなかったとき 避難を必要とする状況がなくなった日

三 外部通働作業又は第八十五条第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかったとき その日（遺族等への給付）

第七十八条 刑事施設の長は、受刑者が死亡した場合に、法務省令で定めるところにより、その遺族等に対し、その時に釈放したとするならばその受刑者に支給すべき作業報奨金に相当する金額を支給するものとする。

(手当金)

第七十九条 刑事施設の長は、受刑者が作業上死亡した場合（作業上負傷し、又は疾病にかかった受刑者が受刑者以外の被収容者となった場合において、その被収容者がその負傷又は疾病により死亡したときを含む。）には、法務省令で定めるところにより、その遺族等に対し、死亡手当金を支給するものとする。

2 刑事施設の長は、作業上負傷し、又は疾病にかかった受刑者が治った場合（作業上負傷し、又は疾病にかかった受刑者が受刑者以外の被収容者となった場合において、その被収容者が治ったときを含む。）において、身体に障害が残ったときは、法務省令で定めるところにより、その者に障害手当金を支給するものとする。た

だし、その者が故意又は重大な過失によつて負傷し、又は疾病にかかったときは、その全部又は一部を支給しないことができる。

3 前二項の規定により支給する手当金の額は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に基づく災害補償の額に関する基準を参酌して法務省令で定める基準に従い算出した金額とする。

4 刑事施設の長は、作業上負傷し、又は疾病にかかった受刑者が釈放の時になお治っていない場合（作業上負傷し、又は疾病にかかった受刑者が受刑者以外の被収容者となった場合において、その被収容者が釈放の時になお治っていないときを含む。）において、その傷病の性質、程度その他の状況を考慮して相当と認められるときは、法務省令で定めるところにより、その者に特別手当金を支給するものとする。

(損害賠償との調整)

第八十条 国が国家賠償法（昭和二十二年法律第八十五号）、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法律による損害賠償の責任を負う場合において、前条の手当金を支給したときは、同一の事由については、国は、その価額の限度においてその損害賠償の責任を免れる。

2 前項に規定する場合において、前条の手当金の支給を受けるべき者が、同一の事由につき国家賠償法、民法その他の法律による損害賠償を受けたときは、国は、その価額の限度において同条の手当金の支給の義務を免れる。

(手当金の支給を受ける権利の保護等)

第八十一条 第七十九条の手当金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 第七十九条の手当金として支給を受けた金銭を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第三節 各種指導

第八十二条 刑事施設の長は、受刑者に対し、犯

罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるため必要な指導を行うものとする。

2 次に掲げる事情を有することにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し前項の指導を行うに当たっては、その事情の改善に資するよう特に配慮しなければならない。

一 麻薬、覚せい剤その他の薬物に対する依存があること。

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員であること。

三 その他法務省令で定める事情

(教科指導)

第八十三条 刑事施設の長は、社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対しては、教科指導（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校教育の内容に準ずる内容の指導をいう。次項において同じ。）を行うものとする。

2 刑事施設の長は、前項に規定するもののほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対し、その学力の状況に応じた教科指導を行うことができる。

(指導の日及び時間)

第八十四条 刑事施設の長は、法務省令で定める基準に従い、前二条の規定による指導を行う日及び時間を定める。

第四節 外出及び外泊

(外出及び外泊)

第八十五条 刑事施設の長は、刑法第二十八条（国際受刑者移送法第二十一条において読み替えて適用する場合を含む。）、少年法第五十八条又は国際受刑者移送法第二十一条の規定により仮釈放を許すことができる期間を経過した懲役受刑者又は禁錮受刑者が、第六十五条第二項の規定

により開放的施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その円滑な社会復帰を図るため、刑事施設の外において、その者が、釈放後の住居又は就業先の確保その他の一身上の重要な用務を行い、更生保護に関係のある者を訪問し、その他その釈放後の社会生活に有用な体験をする必要があると認めるときは、刑事施設の職員同行なしに、外出し、又は七日以内の期間を定めて外泊することを許すことができる。ただし、外泊については、その受刑者に係る刑が六月以上執行されている場合に限る。

2 第七十五条第四項、第五項（第四号を除く。）及び第六項の規定は、前項の規定による外出及び外泊について準用する。

（刑期不算入）

第八十六条 前条第一項の規定による外泊をした者が、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかった場合には、その外泊の期間は、刑期に算入しない。ただし、自己の責めに帰することのできない事由によつて帰着することができなかった場合は、この限りでない。

（外出等に要する費用）

第八十七条 第八十五条第一項の規定による外出又は外泊に要する費用については、受刑者が負担することができない場合又は刑事施設の長が相当と認める場合には、その全部又は一部を国庫の負担とする。

第十章 外部交通

第一節 通則

（外部交通についての留意事項）

第八十八条 この章の定めるところにより、受刑者に対し、外部交通（面会、信書の発受及び第一百一条第一項に規定する通信をいう。以下この条において同じ。）を行うことを許し、又はこれを禁止し、差し止め、若しくは制限するに当たっては、適正な外部交通が受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものであることに留意しなければならない。

第二節 面会

（面会の相手方）

第八十九条 刑事施設の長は、受刑者に対し、次に掲げる者から面会の申出があつたときは、これを許すものとする。

一 受刑者の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第九十五条において同じ。）

二 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者

三 受刑者の更生保護に関係のある者、受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする者その他の面会により受刑者の改善更生に資すると認められる者

2 刑事施設の長は、受刑者に対し、前項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があつた場合において、その者との交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すことができる。

（面会の立会い等）

第九十条 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合には、その指名する職員に、前条の面会に立ち会わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させることができる。ただし、受刑者が次に掲げる者と面会する場合には、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあることを認めるべき特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

一 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関の職員

二 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法（昭和二十四

年法律第二百五号）第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士

（面会の一時停止及び終了）

第九十一条 刑事施設の職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止させることができる。この場合においては、面会の一時停止のため、受刑者又は面会の相手方に対し面会の場所からの退出を命じ、その他必要な措置を執ることができる。

一 受刑者又は面会の相手方が次のイ又はロのいずれかに該当する行為をするとき。

イ 次条第一項の規定による制限に違反する行為

ロ 刑事施設の規律及び秩序を害する行為

二 受刑者又は面会の相手方が次のイからホまでのいずれかに該当する内容の発言をするとき。

イ 暗号の使用その他の理由によつて、刑事施設の職員が理解できないもの

ロ 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの

ハ 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの

ニ 受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれのあるもの

ホ 特定の用務の処理のため必要であること

を理由として許された面会において、その用務の処理のため必要な範囲を明らかに逸脱するもの

2 刑事施設の長は、前項の規定により面会が一時的に停止された場合において、面会を継続させることが相当でないときと認めるときは、その面会を終わらせることができる。

（面会に関する制限）

第九十二条 刑事施設の長は、第八十九条の面会に関し、法務省令で定めるところにより、面会の相手方の人数、面会の場所、日及び時間帯、面会の時間及び回数その他面会の態様について

て、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。

2 前項の規定により面会の回数について制限をするときは、その回数は、一月につき二回を下回ってはならない。

第三節 信書の発受

（信書の発受）

第九十三条 受刑者が信書を発受することは、この節、第百三条及び次章の規定による場合のほか、これを禁止し、差し止め、又は制限してはならない。

（信書の検査）

第九十四条 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合には、その指名する職員に、受刑者が発受する信書について、検査を行わせることができる。

2 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第三号に掲げる信書については、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 受刑者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書

二 受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関に対して発する信書

三 受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法（昭和二十四）（弁護士法人を含む。第九十六条第二項において同じ。）との間で発受する信書

（信書の発受の禁止）

第九十五条 刑事施設の長は、犯罪性のある者その他受刑者が信書を発受することにより、刑事施設の規律及び秩序を害し、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある

者(受刑者の親族を除く。)については、受刑者がその者との間で信書を発受することを禁止することができる。ただし、婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受する場合は、この限りでない。

(信書の内容による差止め等)

第九十六条 刑事施設の長は、第九十四条の規定による検査の結果、受刑者が発受する信書について、その全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合には、その発受を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することとができる。同条第二項各号に掲げる信書について、これらの信書に該当することを確認する過程においてその全部又は一部が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合も、同様とする。

一 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容のものであるとき。

二 発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。

三 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

四 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。

五 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。

六 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

2 前項の規定にかかわらず、受刑者が国又は地方公共団体の機関に対して発する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むもの及び受刑者が弁護士との間で発受する信書であつてその受刑者に係る弁護士法第三条第一項に規定する弁護士職務に属する事項を含むものについて

ては、その発受の差止め又はその事項に係る部分の削除若しくは抹消は、その部分の全部又は一部が前項第一号から第三号までのいずれかに該当する場合に限り、これを行うことができる。(信書に関する制限)

第九十七条 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、受刑者が発する信書の作成要領及び通数並びに受刑者の信書の発受の方法について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることが出来る。

2 前項の規定により受刑者が発する信書の通数について制限をするときは、その通数は、一月につき四通を下回ってはならない。

(発信に要する費用)

第九十八条 信書の発信に要する費用については、受刑者が負担することができない場合において、刑事施設の長が発信の目的に照らし相当と認めるときは、その全部又は一部を国庫の負担とする。

(発受を禁止した信書等の取扱い)

第九十九条 刑事施設の長は、第九十五条、第九十六条又は第九十三条第三項の規定により信書の発受を禁止し、又は差し止めた場合にはその信書を、第九十六条の規定により信書の一部を削除した場合においてはその削除した部分を保管するものとする。

2 刑事施設の長は、第九十六条の規定により信書の記述の一部を抹消する場合には、その抹消する部分の複製を作成し、これを保管するものとする。

3 刑事施設の長は、受刑者の釈放の際、前二項の規定により保管する信書の全部若しくは一部又は複製をその者に引き渡すものとする。ただし、その引渡しにより刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

4 前項ただし書の規定により引き渡さない信書の全部若しくは一部又は複製は、釈放の日から三年間、保管するものとする。

(受刑者作成の文書図画)

第一百条 刑事施設の長は、受刑者が、その作成した文書図画(信書を除く。)を他の者に交付することを申請した場合に、その交付につき、受刑者が発する信書に準じて検査その他の措置を執ることができる。

第四節 電話等による通信

(電話等による通信)

第一百一条 刑事施設の長は、受刑者に対し、第六十五条第二項の規定により開放施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その者の改善更生又は円滑な社会復帰に資すると認めるときその他相当と認めるときは、電話その他政令で定める電気通信の方法による通信を行うことを許すことができる。

2 第九十八条の規定は、前項の通信について準用する。

(通信の確認等)

第一百二条 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合には、その指名する職員に、前条第一項の通信の内容を確認するため、その通信を受けさせ、又はその内容を記録させることができる。

2 第九十一条第一項(第一号イを除く。)及び第二項の規定は、前条第一項の通信について準用する。

第五節 雑則

(外国語による面会等)

第一百三十三条 刑事施設の長は、受刑者又はその面会等(面会又は第一項第一項に規定する通信をいう。以下この条において同じ。)の相手方が国語に通じない場合には、外国語による面会等を許すものとする。この場合において、発言又は通信の内容を確認するため通訳又は翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、その受刑者にその費用を負担させることができる。

2 刑事施設の長は、受刑者又はその信書の発受の相手方が国語に通じない場合その他相当と認める場合には、外国語による信書の発受を許すものとする。この場合において、信書の内容を確認するため通訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、その受刑者にその費用を負担させることができる。

3 受刑者が前二項の規定により負担すべき費用を負担しないときは、その面会等又は信書の発受を許さない。

第十一章 賞罰

(褒賞)

第一百四十四条 刑事施設の長は、受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合には、法務省令で定めるところにより、賞金又は賞品の授与その他の方法により褒賞を行うことができる。

一 人命を救助したとき。

二 第五十九条第一項に規定する応急の用務に服して、功労があつたとき。

三 前二号に掲げるもののほか、賞場に値する行為をしたとき。

(懲罰の要件等)

第一百五十五条 刑事施設の長は、受刑者が、遵守事項若しくは第七十五条第四項(第八十五条第二項において準用する場合を含む。)に規定する特別遵守事項を遵守せず、又は第五十一条第三項の規定に基づき刑事施設の職員が行つた指示に従わなかつた場合には、その受刑者に懲罰を科することができる。

2 懲罰を科するに当たっては、懲罰を科せられるべき行為(以下この章において「反則行為」という。)をした受刑者の年齢、心身の状態及び行状、反則行為の性質、軽重、動機及び刑事施設の運営に及ぼした影響、反則行為後におけるその受刑者の態度、懲罰がその受刑者の改善更生に及ぼす影響その他の事情を考慮しなければならない。

3 懲罰は、反則行為を抑制するのに必要な限度を超えてはならない。

(懲罰の種類)

第六百六条 懲罰の種類は、次のとおりとする。

一 戒告

二 第七十二条の規定による作業の十日以内の停止

三 第十八条の規定による自弁の物品の使用又は其取の一部又は全部の十五日以内の停止

四 書籍等(被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められるものを除く。次条第一項第三号において同じ。)の閲覧の一部又は全部の三十日以内の停止

五 報奨金計算額の三分の一以内の削減

六 三十日以内(懲罰を科する時に二十歳以上の受刑者について、特に情状が重い場合には、六十日以内)の閉居

2 前項第二号から第五号までの懲罰にあつては二種類以上を併せて、同項第六号の懲罰(以下この章において「閉居罰」という。)にあつては同項第五号の懲罰と併せて科することができる。

(閉居罰の内容)

第七百七条 閉居罰においては、次に掲げる行為を停止し、法務省令で定めるところにより、居室内において謹慎させる。

一 第十八条の規定により自弁の物品(刑事施設の長が指定する物品を除く。)を使用し、又は其取すること。

二 宗教上の儀式行事に参加し、又は他の受刑者と共に宗教上の教誨を受けること。

三 書籍等を閲覧すること。

四 第六十九条第一項に規定する自己契約作業を行うこと。

五 面会すること(弁護士等と面会する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められる場合を除く。)

六 信書を発受すること(弁護士等との間で信書を発受する場合及び被告人若しくは被疑者

としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められる場合を除く。)

2 閉居罰を科されている受刑者には、謹慎の趣旨に反しない限度において、矯正処遇等を行うものとする。

3 閉居罰を科されている受刑者については、第三十四条の規定にかかわらず、その健康の保持に支障を生じない限度において、法務省令で定める基準に従い、運動を制限する。

(反則行為に係る物の国庫への帰属)

第八百八条 刑事施設の長は、懲罰を科する場合において、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要があるときは、次に掲げる物を国庫に帰属させることができる。ただし、反則行為をした受刑者以外の者に属する物については、この限りでない。

一 反則行為を組成した物

二 反則行為の用に供し、又は供しようとした物

三 反則行為によつて生じ、若しくはこれによつて得た物又は反則行為の報酬として得た物

四 前号に掲げる物の対価として得た物

(反則行為の調査)

第九百九条 刑事施設の長は、受刑者が反則行為をした疑いがあると認料する場合には、反則行為の有無及び第五十二条第二項の規定により考慮すべき事情並びに前条の規定による処分の要件の有無について、できる限り速やかに調査を行わなければならない。

2 刑事施設の長は、前項の調査をするため必要があるときは、刑務官に、受刑者の身体、着衣、所持品及び居室を検査させ、並びにその所持品を取り上げて一時保管させることができる。この場合においては、第十六条第二項の規定を準用する。

3 刑事施設の長は、第一項に規定する場合において、必要があるときは、法務省令で定めると

ころにより、反則行為をした疑いのある受刑者を他の被収容者から隔離することができる。この場合においては、その者の処遇は、運動、入浴又は面会の場合その他の法務省令で定める場合を除き、昼夜、居室において行う。

4 前項の規定による隔離の期間は、二週間とする。ただし、刑事施設の長は、やむを得ない事由があると認めるときは、二週間に限り、その期間を延長することができる。

5 刑事施設の長は、前項の期間中であっても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

(懲罰を科する手続)

第十百十条 刑事施設の長は、受刑者に懲罰を科する場合においては、法務省令で定めるところにより、その聴取をする三人以上の職員を指名した上、その受刑者に対し、弁解の機会を与えなければならない。この場合においては、その受刑者に対し、あらかじめ、書面で、弁解すべき日時又は期限及び懲罰(第八百八条の規定による処分を含む。次項及び次条において同じ。)の原因となる事実の要旨を通知するとともに、受刑者を補佐すべき者を刑事施設の職員のうちから指名しなければならない。

2 前項前段の規定による指名を受けた職員は、懲罰を科することの適否及び科すべき懲罰の内容について協議し、これらの事項についての意見及び受刑者の弁解の内容を記載した報告書を刑事施設の長に提出しなければならない。

(懲罰の執行)

第十百十一条 刑事施設の長は、懲罰を科するときは、受刑者に対し、懲罰の内容及び懲罰の原因として認定した事実の要旨を告知した上、直ちにその執行をするものとする。ただし、反省の情が著しい場合その他相当の理由がある場合には、その執行を延期し、又はその全部若しくは一部の執行を免除することができる。

2 刑事施設の長は、閉居罰の執行に当たっては、その受刑者の健康状態について、刑事施設の職

員である医師の意見を聴かなければならない。

第十二章 不服申立て

第一節 審査の申請及び再審査の申請

(審査の申請)

第十百十二条 次に掲げる刑事施設の長の措置に不服がある者は、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、審査の申請をすることができる。

一 第二十六条の規定による領置されている現金の使用又は第二十七条の規定による保管私物若しくは領置されている金品の交付を許さない処分

二 第四十条第一項の規定による診療を受けることを許さない処分又は同条第四項の規定による診療の中止

三 第四十四条に規定する宗教上の行為の禁止又は制限

四 第四十七条第一項又は第四十八条の規定による書籍等の閲覧の禁止又は制限

五 第四十七条第二項の規定による費用を負担させる処分

六 第五十三条第一項の規定による隔離

七 第七十七条第一項の規定による作業報奨金の支給に関する処分

八 第七十九条第二項(第五十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による障害手当金の支給に関する処分

九 第七十九条第四項(第五十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による特別手当金の支給に関する処分

十 第九十五条、第九十六条、第九十七条第一項又は第九十八条の規定による信書の発受又は文書図画の交付の禁止、差止め又は制限

十一 第九十九条第三項の規定による信書の全部若しくは一部又は複製の引渡しをしない処分

十二 第二百三条第一項又は第二項の規定による費用を負担させる処分

十三 第二百五条第一項の規定による懲罰

十四 第百八条の規定による物を国庫に帰属させる処分

十五 第百九条第三項の規定による隔離

2 審査の申請は、これを行う者が自らしなければならぬ。

(審査の申請期間)

第百十三条 審査の申請は、措置の告知があつた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

2 天災その他前項の期間内に審査の申請をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内に限り、審査の申請をすることができる。

3 行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第百十四条第四項の規定は、審査の申請期間の計算について準用する。

(行政不服審査法の準用)

第百十四条 行政不服審査法第十五条第一項、第二項及び第四項、第十八条第一項及び第四項、第十九条、第二十一条、第三十四条第一項、第二項及び第六項、第三十五条から第三十七条まで並びに第三十九条の規定は、審査の申請について準用する。この場合において、同法第十八条第一項中「正本及び副本を処分し又は」とあるのは「正本を」と、同法第三十四条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(調査)

第百十五条 矯正管区の長は、職権で、審査の申請に必要の調査をするものとする。

2 矯正管区の長は、前項の調査をするため必要があるときは、刑事施設の長に対し、報告若しくは資料その他の物件の提出を命じ、又はその指名する職員をして、審査の申請人その他の関係者に対し質問をさせ、若しくは物件の提出を求めさせ、これらの者が提出した物件を留め置かせ、若しくは検証を行わせることができる。

(裁決)

第百十六条 矯正管区の長は、審査の申請を受けたときは、できる限り九十日以内に裁決をするよう努めるものとする。

2 行政不服審査法第四十条第一項から第五項まで、第四十一条、第四十二条並びに第四十三条第一項及び第二項の規定は、審査の申請の裁決について準用する。この場合において、同法第四十二条第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは、「揭示して」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(再審査の申請)

第百十七条 審査の申請の裁決に不服がある者は、書面で、法務大臣に対し、再審査の申請をすることができる。

2 再審査の申請は、審査の申請についての裁決の告知があつた日の翌日から起算して三十日以内にならなければならない。

3 第百十二条第二項、第百十三条第二項、第百十五条及び前条第一項並びに行政不服審査法第十四条第三項及び第四項、第十五条第一項、第二項及び第四項、第二十一条、第三十四条第一項、第二項及び第六項、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十条第一項から第五項まで、第四十一条第一項、第四十二条、第四十三条第一項及び第二項並びに第五十五条の規定は、再審査の申請について準用する。この場合において、同法第三十四条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第四十二条第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「揭示して」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二節 事実の申告

(矯正管区の長に対する事実の申告)
第百十八条 受刑者は、自己に対する刑事施設の職員による行為であつて、次に掲げるものがあったときは、政令で定めるところにより、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、その事実を申告することができる。

職員による行為であつて、次に掲げるものがあったときは、政令で定めるところにより、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、その事実を申告することができる。

一 身体に対する違法な有形力の行使
二 違法又は不当な捕縛、手錠又は拘束衣の使用
三 違法又は不当な保護室への収容

2 前項の規定による申告は、その申告に係る事実があつた日の翌日から起算して三十日以内にならなければならない。

3 第百十二条第二項、第百十三条第二項及び第百十五条並びに行政不服審査法第十四条第四項、第十八条第一項及び第四項、第十九条、第二十一条、第三十六条並びに第三十九条の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において、同法第十八条第一項中「正本及び副本を処分し又は」とあるのは「正本を」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(通知)
第百十九条 前条第一項の規定による申告が適法であるときは、矯正管区の長は、その申告に係る事実の有無について確認し、その結果をその申告をした者に通知するものとする。ただし、その者が釈放されたときは、この限りでない。

2 前条第一項の規定による申告が法定の期間経過後にされたものであるときは、その他不適法であるときは、矯正管区の長は、その旨をその申告をした者に通知するものとする。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

3 第百十六条第一項及び行政不服審査法第四十一条の規定は、前二項の規定による通知について準用する。この場合において必要な技術的読替は、政令で定める。

のため必要な措置その他の措置を執るものとする。

(法務大臣に対する事実の申告)
第百二十条 受刑者は、前条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合において、その内容に不服があるときは、政令で定めるところにより、書面で、法務大臣に対し、第百十八条第一項に規定する事実を申告することができる。

2 前項の規定による申告は、前条第一項又は第二項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内にならなければならない。

3 第百十二条第二項、第百十三条第二項、第百十五条、第百十六条第一項並びに前条第一項、第二項及び第四項並びに行政不服審査法第十四条第四項、第二十一条、第三十六条、第三十九条及び第四十一条第一項の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において必要な技術的読替は、政令で定める。

第三節 苦情の申出

(法務大臣に対する苦情の申出)
第百二十一条 受刑者は、自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、書面で、法務大臣に対し、苦情の申出をすることができる。

2 第百十二条第二項の規定は、前項の苦情の申出について準用する。

3 法務大臣は、苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知しなければならない。ただし、その者が釈放されたときは、この限りでない。

(監査官に対する苦情の申出)

第百二十二条 受刑者は、自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、第五条の規定により実地監査を行う監査官に対し、苦情の申出をすることができる。

2 第百十二条第二項の規定は、前項の苦情の申出について準用する。

3 監査官は、口頭による苦情の申出を受けるに

当たっては、刑事施設の職員を立ち会わせてはならない。

4 前条第三項の規定は、監査官が苦情の申出を受けた場合について準用する。

(刑事施設の長に対する苦情の申出)

第百二十三条 受刑者は、自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、刑事施設の長に対し、苦情の申出をすることができる。

2 第百二十二条第二項の規定は、前項の苦情の申出について準用する。

3 受刑者が口頭で第一項の苦情の申出をしようとするときは、刑事施設の長は、その指名する職員にその内容を聴取させることができる。

4 第百二十一條第三項の規定は、刑事施設の長が苦情の申出を受けた場合について準用する。

第四節 雑則

(秘密申立て)

第百二十四条 刑事施設の長は、受刑者が、審査の申請等(審査の申請、再審査の申請又は第百十八條第一項若しくは第百二十條第一項の規定による申告をいう。次項及び次条において同じ。)をし、又は法務大臣若しくは監査官に対し苦情の申出をするに当たり、その内容を刑事施設の職員に秘密にすることができるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 第九十四条の規定にかかわらず、審査の申請等又は苦情の申出の書面は、検査をしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第百二十五条 刑事施設の職員は、受刑者が審査の申請等又は苦情の申出をしたことを理由として、その者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

第十三章 釈放

(釈放時限)

第百二十六条 受刑者の釈放は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、できる限り速やかに行う。

一 釈放すべき日があらかじめ定められている場合 その日の午前中

二 不定期刑の終了による場合 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)第四十八條第三項の通知が刑事施設に到達した日の翌日の午前中

三 政令で行われる恩赦による場合であつて、当該恩赦に係る政令の規定の公布の日が釈放すべき日となる場合 その日のうち

四 前三号に掲げる場合以外の場合 釈放の根拠となる文書が刑事施設に到達した時から十時間以内

(傷病による滞留)

第百二十七条 刑事施設の長は、釈放すべき受刑者が刑事施設内において医療を受けている場合において、釈放によつてその生命に危険が及び、又はその健康に回復し難い重大な障害が生ずるおそれがあるときは、その者が刑事施設に一時とどまることを許すことができる。

2 前項の規定により刑事施設にとどまる者の処遇については、その性質に反しない限り、刑事施設に於ける刑罰被告人ノ収容等ニ関スル法律中の被拘留者に関する規定を準用する。

(帰住旅費等の支給)

第百二十八条 釈放される受刑者に対しては、その帰住を助けるため必要な旅費又は衣類を支給するものとする。

第十四章 死亡

(死亡の通知)

第百二十九条 刑事施設の長は、受刑者が死亡した場合においては、法務省令で定めるところにより、その遺族等に対し、その死亡の原因及び日時並びに交付すべき遺留物又は支給すべき作業報奨金に相当する金額若しくは死亡手当金があるときはその旨を速やかに通知しなければならない。

(死体に関する措置)

第百三十条 受刑者が死亡した場合において、その死体の埋葬又は火葬を行う者がないときは、

墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第九条の規定にかかわらず、その埋葬又は火葬は、刑事施設の長が行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、受刑者の死体に関する措置については、法務省令で定める。

第十五章 被拘留受刑者等の処遇

(被拘留受刑者)

第百三十一条 被拘留受刑者についての第二十三条第一項、第二十七条、第四十七条第一項及び第六十一条第一項の規定の適用については、第二十三条第一項中「該当する」とあるのは「該当し、又は刑事訴訟法の定めるところにより被拘留受刑者が交付を受けることが禁じられ、若しくは制限されている物品であるとき」と、第二十七条ただし書中「おそれがあるとき」とあるのは「おそれがあるとき、又は刑事訴訟法の定めるところにより他の者に交付すること」が禁じられ、若しくは制限されているとき」と、第四十七条第一項第二号中「おそれ」とあるのは「おそれ又は罪証の隠滅の結果を生ずるおそれ」と、第六十一条第一項中「矯正処遇として」とあるのは「刑事訴訟法の規定により拘留される者としての地位を損なわない限度で、かつ、拘留される期間を考慮して可能な範囲内で、矯正処遇として」とする。

2 被拘留受刑者については、第六十三条から第六十五条まで、第七十五条、第九章第四節及び第十章の規定は、適用しない。

3 被拘留受刑者については、刑事施設に於ける刑罰被告人ノ収容等ニ関スル法律第十五条第十七条及び第九章の規定を準用する。

(拘留されてない被告人又は被疑者である受刑者)

第百三十二条 被告人又は被疑者である受刑者であつて刑事訴訟法の規定により拘留されてないもの(各種被収容者としての地位を有するものを除く)が弁護士等と面会し、又は弁護士等との間において信書の発受をする場合について

は、被拘留者の弁護士等との面会又は信書の発受の例による。

(各種被収容者である受刑者)

第百三十三条 各種被収容者としての地位を有する受刑者の処遇については、被拘留受刑者の例による。

第十六章 受刑者の処遇に関する特例

(金品の取扱いに関する特例)

第百三十四条 受刑者以外の被収容者が受刑者となつたときは、刑事施設に於ける刑罰被告人ノ収容等ニ関スル法律又はこれに基づく命令の規定により領置されているその者の金品は、第二十一条第二号に掲げる金品とみなして、第二十四条の規定を適用する。

2 受刑者が受刑者以外の被収容者となつたときは、保管私物又は領置されている金品は、刑事施設に於ける刑罰被告人ノ収容等ニ関スル法律又はこれに基づく命令の規定により領置されたものとみなす。

(子の養育に関する特例)

第百三十五条 第四十三条第一項又は第二項の規定により子を養育している受刑者が受刑者以外の被収容者となつた場合におけるその子の養育については、なお受刑者の例による。

(作業賞与金に関する特例)

第百三十六条 受刑者以外の被収容者が受刑者となつた場合において、刑事施設に於ける刑罰被告人ノ収容等ニ関スル法律第二十七条第二項の規定による未支給の作業賞与金があるときは、速やかに、これを支給するものとする。

(懲罰に関する特例)

第百三十七条 第百五条から第百十一条までの規定は、受刑者以外の被収容者がした刑事施設に於ける刑罰被告人ノ収容等ニ関スル法律第五十九条の規定により懲罰を科されるべき行為であつて、その者が受刑者となつたときにまだ懲罰が科されていないものについても、適用する。この場合において、第百六条第一項第三号中「物品」とあるのは「衣類及び食事」と、同条第二

項中「同項第五号」とあるのは「同項第三号から第五号まで」と、第百七条第一項中「次に」とあるのは「第二号及び第四号から第六号までに」とする。

2 受刑者以外の被収容者に科され、その者が受刑者となったときにまだその執行が終わっていない懲罰は、次の各号に掲げるものに限り、当該各号に定める懲罰とみなして、その後も執行するものとする。ただし、その執行の期間は、第一号に掲げる懲罰にあつては三十日からその者が受刑者となる前に執行した期間を除いた期間、第二号に掲げる懲罰にあつては六十日（懲罰を科した時に二十歳未満の者については、三十日）からその者が受刑者となる前に執行した期間を除いた期間を超えてはならない。

一 刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第六十条第一項第二号の懲罰（同項第八号の懲罰に併科されたものを除く。）であつて、その者が受刑者となる前に執行した期間が三十日に満たないもの 第百六条第一項第四号の懲罰

二 刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第六十条第一項第八号の懲罰であつて、その者が受刑者となる前に執行した期間が六十日（懲罰を科した時に二十歳未満の者については、三十日）に満たないもの 第百六条第一項第六号の懲罰

3 前項の規定により同項第二号に掲げる懲罰の執行をする場合には、これに刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第六十条第一項第二号の懲罰が併科されていた場合を除き、第百七条第一項第三号に掲げる行為を停止してはならない。

4 刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第五十九条、第六十条（第一項第六号及び第九号を除く。）及び第六十二条の規定は、受刑者がした第百五条第一項の規定により懲罰を科されるべき行為であつて、その者が受刑者以外の被収容者となったときにまだ懲罰が科され

ていないものについても、適用する。この場合において、同法第六十条第一項第二号中「三月」とあるのは「三十日」と、同項第八号中「二月」とあるのは「三十日」（懲罰ヲ科ス時二十歳以上ノ者ニ付キ特ニ情状重キトキハ六十日）とする。

5 受刑者に科され、その者が受刑者以外の被収容者となったときにまだその執行が終わっていない懲罰は、次の各号に掲げるものに限り、当該各号に定める懲罰とみなして、その後も執行するものとする。

一 第百六条第一項第二号の懲罰 刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第六十条第一項第三号の懲罰

二 第百六条第一項第三号の懲罰 刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第六十条第一項第四号の懲罰

三 第百六条第一項第四号の懲罰 刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第六十条第一項第二号の懲罰

四 第百六条第一項第六号の懲罰 刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第六十条第一項第二号の懲罰、同項第四号の懲罰及び同項第八号の懲罰を併科したもの（審査の申請等に関する規定の準用）

第百三十八条 第十二章第一節及び第四節の規定は、前条第二項の規定により執行する懲罰に係る不服について準用する。この場合において、第百三十三条第一項中「措置の告知があつた日」とあるのは、「受刑者となつた日」と読み替へるものとする。

の規定により行つた情願であつて、その者が受刑者となつたときにまだその処理がされていないものは、法務大臣に係るものにあつては第百二十一条第一項の規定により行つた苦情の申出と、監査官に係るものにあつては第百二十二条第一項の規定により行つた苦情の申出とみなす。

第三編 補則
第一章 被勾留者その他の被収容者の収容及び処遇
第百四十一条 被勾留者その他の被収容者の収容及び処遇については、この法律に定めるもののほか、刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律の定めるところによる。

第二章 労役場及び監置場
（労役場及び監置場の附置等）
第百四十二条 労役場及び監置場は、それぞれ、法務大臣が指定する刑事施設に附置する。

2 監置の裁判の執行を受ける者は、最寄りの地に監置場がないときは、又は最寄りの監置場に留置の余力がないときは、刑事施設内の特に区別した場所に留置することができる。

3 労役場及び監置場については、第五条、第六条、第十一条及び第十二条の規定を準用する。

4 委員会は、刑事施設に附置された労役場及び監置場の運営に関しても、第七条第二項に規定する事務を行うものとする。この場合においては、第九条及び第十条の規定を準用する。

（労役場留置者）
第百四十三条 労役場に留置されている者（以下「労役場留置者」という。）については、この法律に特別の定めがあるもののほか、その性質に反しない限り、この法律中の懲役受刑者に関する規定を準用する。

（被監置者の処遇）
第百四十四条 監置場に留置されている者（次項において「被監置者」という。）の処遇については、次項に定めるもののほか、刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律の定めるところによる。

2 第百三十四条第一項、第百三十六條、第百三十七條第一項から第三項まで及び第百三十八條から第百四十條までの規定は被監置者が受刑者となつた場合について、第百三十四條第二項、第百三十五條並びに第百三十七條第四項及び第五項の規定は受刑者が被監置者となつた場合について、それぞれ準用する。

第三章 司法警察職員
第百四十五条 刑事施設の長は、刑事施設における犯罪（労役場及び監置場における犯罪を含む。）次項において同じ。）について、刑事訴訟法の規定による司法警察員としての職務を行う。

2 刑事施設の職員（刑事施設の長を除く。）であつて、刑事施設の長がその刑事施設の所在地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議をして指名したものは、刑事施設における犯罪について、法務大臣の定めるところにより、刑事訴訟法の規定による司法警察職員としての職務を行う。

第四章 警察留置場
第一節 警察留置場の管理運営等
（警察留置場の管理運営）
第百四十六条 警察留置場（刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第二條の規定により刑事施設に代用される警察官署に附属する留置場をいう。以下同じ。）の管理運営については、第一編の規定中第四條（第一項第一号に係る部分を除く。）、第七條から第十條まで及び第十三條の規定は、適用しない。

2 警察留置場の管理運営について第一編の規定を適用する場合においては、第五條中「法務大臣は」とあるのは「警視總監又は道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面以外の方面にあつては、方面本部長。以下「警察本部長」という。）は、都道府県公安委員会の定めるところにより」と、「期するため、その職員のうちから監査官を指名し」とあるのは「期するため」と、「これに」とあるのは「その指定

する職員に」と、第六条中「刑事施設の長」とあるのは「警察本部長」と、第十二条中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務を管理する者（警視庁、道府県警察本部又は方面本部に置かれる警察留置場にあつては警察本部長、警察署に置かれる警察留置場にあつては警察署長。以下「留置業務管理者」という。）とする。」とする。

第二百四十七条 警察庁長官は、国家公安委員会の定めるところにより、警察留置場に留置されている者の処遇の斉一を図り、この法律の適正な施行を期するため、その指定する職員に警察留置場を巡察させるものとする。

第二節 警察留置場における受刑者の処遇

(警察留置場における受刑者の処遇)
第二百四十八条 警察留置場における受刑者の処遇については、第二編の規定中第十五条（第一項第八号に係る部分に限る。）、第十九条（第一項第二号及び第四号に係る部分に限る。）、第三十一条（第一項第三号に係る部分に限る。）、第三

十七条第一項、第三十九条第二項、第四十三条、第四十九条第二項、第五十一条（第二項第九号に係る部分に限る。）、第五十三条、第五十四条、第五十七条から第五十九条まで、第九章、第十章第四節、第十一章、第一百二十二条（第一項第六号から第九号まで及び第十三号から第十五号までに係る部分に限る。）、第一百七十七条、第二百一十条、第二百一十二条、第二百一十七条、第二百一十條、第二百一十五条から第二百一十八条まで及び第二百一十條の規定は、適用しない。

2 警察留置場における受刑者の処遇については、第二編の規定を適用する場合においては、これらの規定中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令・法務省令」と、「刑務官」とあるのは「留置業務に従事する警察官」と、「国庫」とあるのは「警察留置場の属する都道府県」と、「矯正管区」の長」とあるのは「警察本部長」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十条第二項	、又はその後その受刑者に対して刑事施設において診療を行うため必要があるとき	必要があるとき
第五十五条第六項及び第五十六条第五項	刑事施設の職員である医師	医師
第一百八条第一項第二号	又は拘束衣	、拘束衣又は防声具
第二百一十一条の見出し並びに同条第一項及び第三項	法務大臣	警察本部長
第二百二十四条第一項	法務大臣若しくは監査官	警察本部長

第三百三十一条第一項	、第四十七条第一項及び第六十一条第一項	及び第四十七条第一項
第三百三十一条第二項	、第六十一条第一項中「矯正処遇として」とあるのは「刑事訴訟法の規定により勾留される者としての地位を損なわない限度で、かつ、勾留される期間を考慮して可能な範囲内で、矯正処遇として」とする	する
第三百三十九条	第六十三条から第六十五条まで、第七十五條、第九章第四節及び第十章	第十章第一節から第三節まで及び第五節
	第十二章第二節	第一百八条及び第一百九条

(警察留置場における防声具の使用)

第二百四十九条 警察留置場においては、留置業務に従事する警察官は、受刑者が留置業務に従事する警察官の制止に従わず大声を発し続けて、警察留置場内の平穏な生活を乱し、その他警察留置場の規律及び秩序を害する場合において、他にこれを抑止する手段がないときは、留置業務管理者の命令により、防声具を使用することができ。ただし、拘束衣と同時に使用することとはできない。

2 前項の場合において、防声具を効果的に使用するため必要があるときは、その使用と同時に捕縄又は手錠を使用することができる。

3 第五十五条第三項、第四項本文、第五項及び第六項の規定は、防声具の使用について準用する。この場合において、同条第三項、第五項及び第六項中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、同条第三項中「刑務官」とあるのは「留置業務に従事する警察官」と、同条第六項中「使用し、又はその使用の期間を更新した」とあるのは「使用した」と、「刑事施設の職員である医師」とあるのは「医師」と読み替えるものとする。

4 防声具の制式は、内閣府令で定める。

第三節 雑則

(適用除外)
第二百五十条 警察留置場については、第二章（第二百四十二条第二項を除く。）の規定は、適用しない。

2 留置業務管理者及び警察留置場における留置業務に従事する警察官については、第二百四十五条の規定は、適用しない。

(権限の委任)
第二百五十一条 この法律の規定による警察本部長である留置業務管理者の権限に属する事務は、その一部を警察本部長が指定する警視以上の階級にある警察官に委任することができる。

第五章 罰則
第二百五十二条 第六十条第二項（第二百四十三条において準用する場合を含む。）の規定により解放された受刑者又は労務場留置者が、第六十条第三項（第二百四十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して刑事施設又は指定された場所に出頭しないときは、一年以下の懲役に処する。

2 受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合も、前項と同様とする。

一 外部通勤作業の場合において、そのための通勤の日を過ぎて刑事施設に帰着しないとき。

二 第八十五条第一項の規定による外出又は外泊の場合において、その外出の日又は外泊の期間の末日を過ぎて刑事施設に帰着しないとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十三条の規定、附則第三十八条中国際受刑者移送法第二十一条の改正規定（「犯罪者予防更生法」を「並びに犯罪者予防更生法」に改め、「並びに構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十一條及び第十一條の二」を削る部分に限る。）及び附則第三十九條の規定は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(巡閲に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年に行われた附則第十五條の規定による改正前の監獄法（明治四十一年法律第二十八号。以下「旧監獄法」という。）第四條第一項の規定による巡閲は、第五條の規定の適用については、同条の規定による実地監査とみなす。

(収容開始時の告知に関する特例)

第三条 第十五條第一項前段及び第二項の規定は、この法律の施行の際現に刑事施設に収容されている受刑者についても、適用する。この場合において、同条第一項前段中「その刑事施設における収容の開始に際し」とあるのは、「この法律の施行後速やかに」とする。

(金品の取扱いに関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧監獄法又はこれに基づく命令の規定により領置されている受

刑者の金品は、第二十一条第二号に掲げる金品とみなして、第二十四条の規定を適用する。

(遺留物の措置に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に刑事施設に存する死亡者及び逃走者の遺留物（受刑者及び労役場留置の言渡しを受けた者に係るものに限る。）の措置については、なお従前の例による。

(作業報奨金に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に刑事施設に収容されている受刑者については、この法律の施行の際に、旧監獄法第二十七條第二項の規定による未支給の作業賞与金があるときは、その額を報奨金計算額に加算する。

2 第七十七條第二項の規定は、受刑者が施行日前に行った作業については、適用しない。

(手当金に関する経過措置)

第七条 第七十九條（第五十九條第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日前に受刑者が負傷し、又は疾病にかかった場合において、施行日以後に手当金の支給事由が生じたときについても、適用する。

2 受刑者について施行日前に支給事由が生じた旧監獄法第二十八條第一項（旧監獄法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による未支給の手当金（死亡に係るものを除く。）の支給は、旧監獄法第二十八條第二項の規定にかかわらず、この法律の施行後速やかに行うものとする。

(收受を禁止した信書等の取扱いに関する経過措置)

第八条 旧監獄法第四十七條第一項の規定により收受を許されなかった受刑者に係る信書であつて、この法律の施行の際現に旧監獄法に基づく命令の規定により保管されているものは、第九十九條第一項の規定により保管されている信書とみなす。

(懲罰に関する経過措置)

第九条 第一百五條から第一百一条までの規定は、施行日前に受刑者がした旧監獄法第五十九條の

規定により懲罰を科されるべき行為であつて、この法律の施行の際まだ懲罰が科されていないものについても、適用する。この場合において、第六十六條第二項中「同項第五号」とあるのは「同項第四号及び第五号」と、第七十七條第一項中「次に」とあるのは「第一号、第二号及び第四号から第六号までに」とする。

2 施行日前に受刑者に科され、この法律の施行の際まだその執行が終わっていない懲罰は、次の各号に掲げるものに限り、当該各号に定める懲罰とみなして、施行日以後も執行するものとする。ただし、その執行の期間は、第一号に掲げる懲罰にあつては三十日から施行日前に執行した期間を除いた期間、第三号に掲げる懲罰にあつては六十日（懲罰を科した時に二十歳未満の者については、三十日）から施行日前に執行した期間を除いた期間を超えてはならない。

一 旧監獄法第六十條第一項第四号の懲罰（同項第十一号の懲罰に併科されたものを除く。）であつて、施行日前に執行した期間が三十日に満たないもの 第六十六條第一項第四号の懲罰

二 旧監獄法第六十條第一項第五号の懲罰 第六十六條第一項第二号の懲罰

三 旧監獄法第六十條第一項第十一号の懲罰であつて、施行日前に執行した期間が六十日（懲罰を科した時に二十歳未満の者については、三十日）に満たないもの 第六十六條第一項第六号の懲罰

3 前項の規定により同項第三号に掲げる懲罰の執行をする場合には、これに旧監獄法第六十條第一項第四号の懲罰が併科されていた場合を除き、第七十七條第一項第三号に掲げる行為を停止してはならない。

(審査の申請等に関する規定の準用)

第十條 第二編第十二章第一節及び第四節の規定は、前条第二項の規定により執行する懲罰に係る不服について準用する。この場合において、第六十三條第一項中「措置の告知があつた日」

とあるのは、「この法律の施行の日」と読み替えるものとする。

(事実の申告に関する経過措置)

第十一條 第二編第十二章第二節の規定は、受刑者に対し施行日前にされた刑事施設の職員による行為については、適用しない。

(情願に関する経過措置)

第十二條 この法律の施行の際現に刑事施設に収容されている受刑者が施行日前に旧監獄法第七條の規定により行つた情願であつて、この法律の施行の際まだその処理がされていないものは、法務大臣に係るものにあつては第二百二十一条第一項の規定により行つた苦情の申出と、巡閲官吏に係るものにあつては第二百二十二條第一項の規定により行つた苦情の申出とみなす。

(労役場等への準用)

第十三條 附則第二條の規定は、労役場及び監置場について準用する。この場合において、同条中「第四條第一項」とあるのは「第八條第三項において準用する旧監獄法第四條第一項」と、「第五條」とあるのは「第一百四十二條第三項において準用する第五條」と読み替えるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十四條 施行日前にした行為並びに附則第十六條及び第二十五條の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(監獄法の一部改正)

第十五條 監獄法の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律

本則（第十六條第一項及び第二項、第十八條第二項、第二十九條、第四十三條第二項並びに第六十一條を除く。）中「在監者」を「被収容者」に改める。

第一条から第六條までを次のように改める。

第一条 本法ニ於テ被收容者トハ刑事施設ニ収容シタル者ニシテ刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成十七年法律第 号) 第三条第二号ノ受刑者以外ノモノヲ謂フ 第二条 警察官署ニ附属スル留置場ハ之ヲ刑事施設ニ代用スルコトヲ得但懲役又ハ禁錮ニ処セラレタル者ヲ一月以上継続シテ拘禁スルコトヲ得ズ 第三条乃至第六条 削除 第七条中「監獄」を「刑事施設」に、「巡閲官吏」を「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律ニ定ムル監査官」に改める。 第八条第三項中「前五条」を「前条」に改め、「労役場及び」を削り、同条第一項及び第二項を削る。 第九条中「拘禁許可状、仮拘禁許可状、拘禁状又ハ受入移送拘禁状ニ依リ監獄ニ拘禁シタル者、引致状ニ依リ監獄ニ留置シタル者、監置ニ処セラレタル者及び死刑ノ言渡ヲ受ケタル者」を「其他ノ被收容者及び監置場ニ留置シタル者」に改め、「準用シ懲役囚ニ適用ス可キ規定ハ労役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ」を削る。 第十条を次のように改める。 第十条 削除 第二章の章名を次のように改める。 第二章 収容 第十一条中「入監スル」を「収容スル」に、「入監セシム」を「収容ス」に改める。 第十二条第一項中「入監スル」を「収容スル」に改め、同条第二項中「監獄」を「刑事施設」に改める。 第十三条中「入監スル」を「収容スル」に、「入監セシメザル」を「収容セザル」に改める。 第十四条中「入監スル」を「収容スル」に、「在監中」を「収容中」に改める。 第十六条を次のように改める。 第十六条 削除 第十七条中「監房」を「居室」に改める。 第十八条を次のように改める。	第十八条 削除 第十九条第一項中「監外」を「刑事施設外」に改める。 第二十条中「監獄官吏」を「刑務官」に、「剣又ハ銃」を「武器」に改める。 第二十一条第一項中「監獄」を「刑事施設」に改め、同条第二項中「監獄」を「刑事施設」に、「二十四時間内ニ」を「避難ヲ必要トセザルニ至リタル後速ニ」に改める。 第二十三条第一項中「監獄官吏」を「刑務官」に改め、同条第二項を削る。 第二十四条第一項中「作業」を「前項ノ作業」に改め、「刑期」を削り、同条に第一項として次の一項を加える。 刑事被告人作業ニ就カンコトヲ請フトキハ其選択スルモノニ就キ之ヲ許スコトヲ得 第二十五条第四項中「監獄」を「刑事施設」に改める。 第二十六条を次のように改める。 第二十六条 削除 第二十九条及び第三十条を次のように改める。 第二十九条 被收容者教誨ヲ請フトキハ之ヲ許スコトヲ得 第三十条 削除 第三十二条中「受刑者及び」を削り、同条ただし書中「拘留囚及び監置ニ処セラレタル者ニハ」及び「ヲ許シ其他ノ者ニハ褌衣ノ自弁」を削る。 第三十三条第一項中「及び労役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者」を削る。 第三十六条ただし書中「刑事被告人ノ頭髮鬚髯ハ」を削る。 第三十七条中「監房」を「居室」に改める。 第四十条中「病監」を「病室」に改める。 第四十一条ただし書を削る。 第四十三条第一項中「監獄」を「刑事施設」に改め、同条第二項を削る。 第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第	四十七条第一項中「受刑者及び」を削る。 第十一章の章名を次のように改める。 第十一章 懲罰 第五十八条を次のように改める。 第五十八条 削除 第六十条第一項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、第十号を削り、第十二号を第八号とし、第十二号を第九号とする。 第六十一条を次のように改める。 第六十一条 削除 第六十三条中「職権」を「又ハ職権」に改め、「又ハ刑期ノ終了」を削る。 第六十四条中「受ケ又ハ仮出獄若クハ仮出場ヲ許サレタル者」を「受ケタル者」に、「若クハ刑」を「又ハ刑」に改め、「又ハ許可書」を削り、「監獄」を「刑事施設」に改める。 第六十五条中「監獄」を「刑事施設」に改める。 第六十六条から第六十八条までを次のように改める。 第六十六条乃至第六十八条 削除 第六十九条中「監獄」を「刑事施設」に、「在監セシムル」を「留置セシムル」に改める。 第七十条中「若クハ」を「又ハ」に改め、「又ハ監獄行政ノ便宜ニ因リ移監セシメタルガ為メ帰住旅費ノ増加ヲ要スルニ至リタルトキ」を削り、「衣類又ハ旅費」を「旅費又ハ衣類」に改める。 第七十一条第一項中「監獄」を「刑事施設」に改める。 第七十五条を削る。 第七十五条を削る。 (監獄法の一部改正に伴う解放に関する経過措置) 第十六条 施行日前に旧監獄法第二十二條第一項(旧監獄法第九條において準用する場合を含む。)の規定により解放された者の出頭については、なお従前の例による。 (刑法の一部改正)	第十七条 刑法の一部を次のように改正する。 目次中「仮出獄」を「仮釈放」に改める。 第十一条、第十二条第二項及び第十三条第二項中「監獄」を「刑事施設」に改める。 第十六条中「拘留場」を「刑事施設」に改める。 第一編第五章の章名を次のように改める。 第五章 仮釈放 第二十八条の見出しを「(仮釈放)」に改め、同条中「出獄を許す」を「釈放する」に改める。 第二十九条の見出し及び同条第一項中「仮出獄」を「仮釈放」に改め、同条第二項中「仮出獄」を「仮釈放」に、「出獄中」を「釈放中」に改める。 (健康保険法等の一部改正) 第十八条 次に掲げる法律の規定中「監獄」を「刑事施設」に改める。 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号) 第一百八条第一項第二号 二 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号) 第十四条の二第一号 三 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百一十号) 第八八条の二第五項 四 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号) 第十二条第一号 五 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号) 第五十八條の五 六 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号) 第五十九條第二号 七 国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号) 第三十六條の二第二項第二号 八 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号) 第二十八條第一号 九 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号) 第三十六條 十 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号) 第六十三條 十一 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第六十六
---	---	---	--

号) 第三條第二項第二号
(船員保險法の一部改正)

第十九條 船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第五十三條第一項第三号を次のように改める。

三 刑事施設、労働場其ノ他此等ニ準ズベキモノノ拘禁セラレタルトキ

(戸籍法の一部改正)

第二十條 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第五十六條中「監獄」を「刑事施設」に、「ともに」を「共に」に改める。

第九十條第一項中「監獄の」を「刑事施設の」に、「監獄所在地」を「刑事施設の所在地」に改め、同条第二項中「在監中」を「刑事施設に収容中」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

(刑事訴訟法の一部改正)

第二十一條 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第六十四條第一項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第六十五條第三項中「監獄に」を「刑事施設に」に、「監獄官吏に」を「刑事施設職員(刑事施設の長又はその指名する刑事施設の職員をいう。以下同じ。に)に、「監獄官吏から」を「刑事施設職員から」に改める。

第七十條第二項中「監獄に」を「刑事施設に」に、「監獄官吏」を「刑事施設職員」に改める。

第七十三條第二項中「且つ」を「かつ」に、「監獄」を「刑事施設」に改める。

第七十四條中「最寄の監獄」を「最寄りの刑事施設」に改める。

第七十五條、第七十八條及び第八十條中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第九十八條第一項中「監獄官吏」を「刑事施設職員」に、「収監しなければ」を「刑事施設に収容しなければ」に改め、同条第二項中「収

監する」を「刑事施設に収容する」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「収監」を「収容」に改める。

第二百八十六條の二中「監獄官吏」を「刑事施設職員」に改める。

第三百六十六條第一項中「監獄」を「刑事施設」に改め、同条第二項中「監獄」を「刑事施設」に、「吏員」を「職員」に改める。

第三百六十七條中「監獄」を「刑事施設」に、「取下」を「取下げ」に改める。

第四百七十七條第一項中「監獄」を「刑事施設」に、「立会」を「立会い」に改め、同条第二項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第四百七十八條及び第四百八十一條第二項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第四百八十四條中「言渡」を「言渡し」に、「呼出」を「呼出し」に、「収監状」を「収容状」に改める。

第四百八十五條中「言渡」を「言渡し」に、「虞」を「おそれ」に、「収監状」を「収容状」に改める。

第四百八十六條第一項中「言渡」を「言渡し」に、「判らない」を「分らない」に、「その収監」を「その者の刑事施設への収容」に改め、同条第二項中「収監状」を「収容状」に改める。

第四百八十七條中「収監状」を「収容状」に、「言渡」を「言渡し」に、「収監に」を「収容に」に改める。

第四百八十八條及び第四百八十九條中「収監状」を「収容状」に改める。

(檢察審査会法の一部改正)

第二十二條 檢察審査会法(昭和二十三年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第十四号を次のように改める。

十四 刑事施設の職員

(少年法の一部改正)

第二十三條 少年法の一部を次のように改正する。

第十七條の四第一項中「拘置監(監獄法(明治

治四十一年法律第二十八号) 第一條第三項」を「刑事施設(刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律(明治四十一年法律第二十八号) 第二條)に改め、同条第三項中「拘置監」を「刑事施設」に改める。

第四十九條の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第三項中「拘置監」を「刑事施設」に、「少年」を「少年(刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成十七年法律第

号) 第三條第二号)の受刑者(同条第六号)の被勾留者又は同条第九号の各種被収容者としての地位を有するものを除く」を「除く」に改める。

第五十六條第一項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第五十八條の見出しを「(仮釈放)」に改め、同条第一項中「には」を「については」に、「仮出獄を許す」を「仮釈放をする」に改める。

第五十九條の見出しを「(仮釈放期間の終了)」に改め、同条第一項中「言渡」を「言渡し」に、「仮出獄を許された」を「仮釈放」に、「受け終つた」を「受け終わつた」に改め、同条第二項中「仮出獄を許された」を「仮釈放」に、「仮出獄前」を「仮釈放前」に改める。

(少年院法の一部改正)

第二十四條 少年院法(昭和二十三年法律第百六十九号)の一部を次のように改正する。

第十條の二中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第十四條第五項中「収監状によつて収監しなければ」を「収容状によつて収容しなければ」に改める。

第十六條の二第一項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第十七條の二中「最寄」を「最寄り」に、「拘置監」を「刑事施設」に、「監獄法(明治四十一年法律第二十八号) 第一條第三項」を「刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律(明治四十一年法律第二十八号) 第二條)に改め、

「以下」の下に「この条において」を加える。

第十七條の六第一項中「監獄法第二十二條第一項、第四十三條、第四十四條及び第六十三條から第七十條まで」を「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成十七年法律第

号) 第六十條、第二百六條及び第二百二十八條)に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第六十條第三項中「刑事施設又は刑事施設の長が指定した場所」とあるのは、「少年院若しくは刑事施設又は少年院の長が指定した場所」と読み替へるものとする。

第十七條の六第二項を次のように改める。

2 前項において準用する刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律第六十條第二項の規定により解放された少年院収容受刑者が、前項において読み替へて準用する同条第三項の規定に違反して少年院若しくは刑事施設又は指定された場所に出頭しないときは、一年以下の懲役に処する。

(少年院法の一部改正に伴う解放に関する経過措置)

第二十五條 施行日前に前条の規定による改正前の少年院法第十七條の六第一項において準用する旧監獄法第二十二條第一項の規定により解放された少年院収容受刑者の出頭については、なお従前の例による。

(犯罪者予防更生法の一部改正)

第二十六條 犯罪者予防更生法の一部を次のように改正する。

目次中「(仮釈放)」を「(仮釈放、仮出場及び仮退院)」に改める。

第一條第一項中「(仮釈放)」を「(仮釈放、仮出場及び仮退院)」に改める。

第十二條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「(仮出獄)」を「(仮釈放)」に改め、同項第二号中「(受け終つた)」を「(受け終わつた)」に改める。

第三章第一節の節名を次のように改める。

第一節 仮釈放、仮出場及び仮退院

五十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「在監する監獄」を「収容されている刑事施設」に改める。

第二十條第四項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第二十二條を次のように改める。

(刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の特則)

第二十二條 第二十條第四項の規定による国内

受刑者の要請国の官憲への引渡しは、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成十七年法律第 号)第二十九條、第三十條、第六十二條第一項、第七十七條第一項、第二項及び第四項、第七十九條第四項、第九十九條第三項及び第四項、第一百九十九條第一項(第百二十條第三項において準用する場合を含む。)、第二百一十一條第三項(第百二十二條第四項及び第百二十三條第四項において準用する場合を含む。)、並びに第二編第十三章の規定の適用については、釈放でないものとみなす。

2 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律第三十一條(第一項第二号及び第三号を除く。)、第三十二條、第七十七條第五項(第一号に係る部分に限る。)、第七十八條及び第九十九條の規定は、第二十條第四項の規定により要請国の官憲に引き渡した国内受刑者が逃走し、又は死亡した場合におけるその者に係る遺留物又は作業報奨金について準用する。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十五條 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二十八條第十項及び第三十二條第十一項中「とあるのは」を「とあるのは」に、「読み替える」を「、同項第二号中「監獄」とあるのは「刑事施設」と読み替える」に改める。

第一類第三号 法務委員会議録第七号 平成十七年三月二十九日

(民事訴訟法の一部改正)

第三十六條 民事訴訟法(平成八年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二百二條第三項中「在監者」を「刑事施設に収容されている者」に、「監獄」を「刑事施設」に改める。

(少年法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十七條 少年法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第五項中「仮出獄を許す」を「仮釈放をする」に改める。

(国際受刑者移送法の一部改正)

第三十八條 国際受刑者移送法の一部を次のように改正する。

第十五條第二項及び第十六條第一項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第十九條の見出し並びに同條第一項及び第二項中「受入収監状」を「受入収容状」に改め、同條第三項中「受入収監状」を「受入収容状」に、「監獄官吏」を「刑事施設の長又はその指名する刑事施設の職員」に改め、同條第四項中「受入収監状」を「受入収容状」に、「監獄」を「刑事施設」に改める。

第二十一條中「、監獄法(明治四十一年法律第二十八号)第一條、第三條から第七條まで、第十一條から第十六條まで、第十八條から第三十二條まで、第三十四條、第三十六條から第六十六條まで、第六十八條から第七十條まで及び第七十三條から第七十五條まで」を削り、「犯罪者予防更生法」を「並びに犯罪者予防更生法」に改め、「並びに構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第十一條及び第十一條の二」を削る。

第二十二條の見出し中「仮出獄」を「仮釈放」に改め、同條中「には」を「については」に、「仮出獄を許す」を「仮釈放をする」に改める。

第二十三條中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第二十四條の見出しを「(仮釈放期間の終了の特則)」に改め、同條第一項中「につき仮出獄を許された」を「についての仮釈放」に改め、同條第二項中「につき仮出獄を許された」を「についての仮釈放」に、「仮出獄前」を「仮釈放前」に改める。

第二十九條中「監獄」を「刑事施設」に、「在監する」を「収容されている」に、「収監された」を「刑事施設に収容された」に改める。

第三十一條第一項中「在監する監獄」を「収容されている刑事施設」に改め、同條第二項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第三十二條第一項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第三十四條第二項中「在監する監獄」を「収容されている刑事施設」に改める。

第三十九條第一項中「仮出獄」を「仮釈放」に、「在監する監獄」を「収容されている刑事施設」に改める。

第四十二條中「監獄」を「刑事施設」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第三十九條 構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十一條の前の見出し中「監獄法等」を「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律等」に改め、同條第一項中「特定行刑施設」を「特定刑事施設」に、「監獄法(明治四十一年法律第二十八号)第一條第一項に規定する監獄」を「刑事施設(刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律(明治四十一年法律第二十八号)第二條の規定により代用されるものを除く。次条において同じ。)」に、「同法」を「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成十七年法律第 号)」に、「付設された」を「附置された」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 被収容者が収容の際に所持する現金及び物品その他の金品について領置その他の措置を行うために必要な検査の実施

第十一條第四項及び第五項中「特定行刑施設」を「特定刑事施設」に改める。

第十一條の二第一項中「特定行刑施設」を「特定刑事施設」に、「監獄法第一條第一項に規定する監獄」を「刑事施設」に、「付設された」を「附置された」に改める。

(法務省設置法の一部改正)

第四十條 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四十條第十四号中「仮出獄」を「仮釈放」に改め、同條第十五号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第八條第二項中「監獄法(明治四十一年法律第二十八号)」を「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成十七年法律第 号)」に、「監獄として」を「刑事施設として」に改める。

第九條第一項第二号中「監獄」を「刑事施設」に、「附設する」を「附置する」に改める。

第十一條第一項第二号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

理由

刑事施設の適正な管理運営を図るとともに、刑事施設に収容されている受刑者等について、その人権を尊重しつつ、適切な処遇を行うため、刑事施設の基本及びその管理運営に関する事項を定めるとともに、受刑者等の権利及び義務の範囲、その生活及び行動を制限する場合の要件及び手続、受刑者の改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適応する能力を育成するために効果的な処遇方法を定めるほか、受刑者等による不服申立ての制度を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十七年四月六日印刷

平成十七年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F